

金融資産の公正価値評価の理論的基礎：
部分的公正価値評価と包括的公正価値評価の視点から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡邊, 雅雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11068

090.1-696



明治大学大学院商学研究科

2006 年度

博士学位請求論文

金融資産の公正価値評価の理論的基礎

—部分的公正価値評価と包括的公正価値評価の視点から—

Theoretical Basis for Fair Value Measurement of Financial Assets:
Mixed Approach and Full Fair Value Approach

学位請求者 商学専攻 渡 邊 雅 雄

目次

序章	(2頁)
第I部 分析のフレームワーク	(7頁)
第1章 2つの会計の枠組み：会計責任説と意思決定説	(7頁)
第2章 2つの利益観：収益費用利益観と資産負債利益観	(15頁)
第3章 アメリカ財務会計概念報告書における利益観と利益計算構造	(23頁)
小括	(30頁)
第II部 金融資産の部分的公正価値評価の制度化	
—アメリカの会計基準を手がかりとして—	(35頁)
第4章 財務会計基準書第115号（1993年）における有価証券の公正価値評価	(35頁)
第5章 財務会計基準書第130号（1997年）における包括利益の報告	(40頁)
第6章 財務会計基準書第133号（1998年）におけるデリバティブの公正価値評価	(43頁)
小括	(49頁)
第III部 金融商品の包括的公正価値評価に関する提案	(51頁)
第7章 IASC 討議資料（1997年）における包括的公正価値評価	(51頁)
第8章 FASB 予備的見解（1999年）における包括的公正価値評価	(60頁)
第9章 JWG 基準案（2000年）における包括的公正価値評価	(67頁)
小括	(71頁)
第IV部 金融資産の公正価値評価と会計の枠組み	(73頁)
第10章 公正価値概念の特質	(73頁)
第11章 部分的公正価値評価と会計の枠組み	(78頁)
第12章 包括的公正価値評価と会計の枠組み	(90頁)
小括	(98頁)
結章	(100頁)

序 章

本研究では、金融資産の公正価値評価を部分的公正価値評価と包括的公正価値評価という 2 つの形態に区分し、会計の枠組みおよび利益観の観点から分析し、その理論的基礎を究明したい。本章では、まず本研究の問題の所在と検討の範囲を示し、その後に本研究の構成を示したい。

(1) 問題の所在

近年、資本市場の国際化や複雑な金融商品の利用の拡大を背景として、金融商品の公正価値評価が会計基準に導入されてきた。そこでは、金融商品の保有目的に基づいて一部の金融商品についてのみ公正価値で評価し、さらに評価差額のうち一部は当期の純利益に計上するが、当期純利益に計上されない評価差額は、貸借対照表の持分に計上するか、あるいは包括利益という概念を導入し、その他の包括利益に計上することとなる。こうした公正価値評価の形態は、原価と公正価値の混合モデル (mixed approach) と呼ばれることもあるが (IASC[1997], par.5.4.44)、本研究では、これを「部分的公正価値評価」と呼ぶ。

その一方で、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee; IASC, 現・国際会計基準審議会 International Accounting Standards Board; IASB) やアメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; FASB) は、原則としてすべての金融商品を公正価値で評価し、評価差額を当期利益に計上することを提案している¹。本研究では、こうした公正価値評価の形態を「包括的公正価値評価」と呼ぶ。IASC や FASB は、後者の包括的公正価値評価を最終目標として基準開発を行い (FASB[1998], par.335, Willis[1999], p.1)²、その意味では前者の部分的公正価値評価は暫定的なものとして位置付けられている (FASB[1993], pa.28, Johnson and Swieringa[1996], pp.162-166)。

しかし、このような 2 つの形態の公正価値評価は、公正価値評価の対象となる資産または負債の範囲やその評価差額の処理に関して、大きく相違しているのである。それにもかかわらず、これらは、これまであまり区別されずに議論されてきたように思われる³。その

¹ 古賀[2003]は、包括的公正価値会計を指向した「ファイナンス型会計」を展開している。

² IASB が改訂した IAS 39『金融商品：認識および測定 (2003 年)』(IASB[2003]) では、「公正価値オプション (fair value option)」が採用され、企業が指定すれば、いかなる金融商品についても当初認識後にこれを公正価値で測定し、その評価差額を当期の損益に計上することが認められるようになり、これまでの会計基準に見られた部分的公正価値評価とは異なると解される会計処理が導入されている。

³ 両者を区別して、その理論的基礎を検討したものとして森川[2001]がある。

ため、本研究は、部分的公正価値評価と包括的公正価値評価には、理論的な異同点があるのか、またそのような異同点があるとしたら、それは何かということを検討することを通じて、金融商品の公正価値評価の二形態をめぐる理論的基礎を究明することを目的とする。

森川[2005]によれば、「企業の経済的事象をどのように認識、測定、伝達するかという問題は、つまるところ、企業会計ないし財務諸表の目的や枠組みをどのようにとらえるかによって規定される」（森川[2005], p.25）と指摘される。金融商品の公正価値評価の理論的基礎を分析するにあたって、この会計の枠組みに基づいて分析されなければならないと解される。また、企業会計の重点は、「企業それ自体の目的を反映して、活動成果としての利益を算定することにおかれるから、それは、当然、利益の計算を主要な課題とすることになる」（森川[2005], pp.2-3）と指摘されているように、財務会計の中心課題は利益計算であると解される⁴。そのため、金融商品の公正価値評価に関しても、その利益計算構造およびそこで計算される利益の性格を中心に検討することが必要であると解される。利益観を基礎として、こうした分析を行う。そのため、本研究では会計の枠組みおよび利益観を分析のフレームワークとして用いて、金融商品の公正価値評価の二形態をめぐる理論的基礎の究明を試みる。

また、金融商品の公正価値評価の問題に関連して検討を要する論点として、(1)測定属性たる公正価値の性格、(2)公正価値評価の対象範囲、(3)評価差額の性質および処理方法が指摘されるように（森川[2000], pp.149-150）、金融商品の公正価値評価の形態は、これら3つの観点から特徴付けられると解される。本研究における金融商品の公正価値評価の二形態をめぐる理論的基礎の検討にあたって、これら3つの視点を(1)公正価値概念、(2)資産測定、(3)評価差額の処理の各観点として、当該観点から検討を行う。

なお、本研究では、金融商品の公正価値評価のうち、その基礎をなす金融資産のみを対象とし金融負債については議論の対象から除外することとする。同様に、棚卸資産ないし固定資産といった費用性資産ないし事業用資産についても本研究の対象としないこととする⁵。

⁴ FASB[1978], par.43, 平松・広瀬訳, p.32 および井尻[1976], pp.51-52 においても同様に指摘される。

⁵ 金融商品と非金融商品（棚卸資産ないし固定資産といった費用性資産ないし事業用資産）とに関連する諸問題は、田中[2003], 宮田・吉田[2002]を参照。

金融商品に限定せず、より幅広く財務会計に公正価値測定を適用する見解を示した文献が公表されている。FASB が 2001 年 5, 6 月に『論点の理解のために』(Crooch and Upton[2001], Foster and Upton[2001a], [2001b], Trott and Upton[2001]) という一連の論考を公表し、また同じく FASB が 2004 年 6 月に『公開草案 財務会計基準書案 公正価値測定』(FASB[2004]) を公表している。当該公開草案は、2006 年 9 月に財務会計基準書第 157 号『公正価値測定』

また、一般に、公正価値 (fair value) と時価 (current value) とは区別することなく論及されるが、前者は、市場価値 (特に金融商品の公正価値評価の場面では、出口価値 (exit value) として性格付けられる。) を中核とし、その代替値として将来キャッシュ・フローの割引現在価値が採用されるというように、階層構造を有している概念であるのに対して、後者の時価は、例えば Schroeder and Clark[1997]によれば、入口価値 (entry value) あるいは取替原価、出口価値あるいは売却価格、〔将来キャッシュ・フローの〕現在価値により規定され、これら3つ測定属性は並列的に位置付けられている (Schroeder and Clark[1997], pp.91-94, 加古・大塚監訳, pp.86-90)。さらに、FASB[1976]において指摘されているように、これらの測定属性は、より厳密には時間の観点から区分され、現在の測定値として「現在原価」および「通常の清算における現在売却価値」が位置付けられ、将来の測定値として「正常な営業過程における期待売却価値 (正味売却価値)」および「期待キャッシュ・フローの〔割引〕現在価値」が位置付けられる (FASB[1976], par.391, 津守監訳, p.285)。

そこで、本研究では公正価値と時価を区別して用いることとし、公正価値は上述のような概念として、時価は Schroeder and Clark[1997]に依拠して入口価値としての取替原価、出口価値としての売却価値、将来キャッシュ・フローの現在価値の3つの測定属性を含むものとして論及することとする。

(2) 研究の構成

井尻[1976]および森川[2005]によれば、会計 (財務会計) の枠組みは「会計責任説」と「意思決定説」に大別される。第1章では、これら2つの会計の枠組みにおける会計の目的、会計の中心課題、主要な認識測定原則を整理し、両枠組みの相違点を浮き彫りにする。

次いで、第2章は、2つの会計の枠組みにおける利益計算構造を検討するための準備作業として位置付けられる。利益計算構造の分析視点としては利益観が有用であると解される。

(Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.157, Fair Value Measurements*, September 2006.) として確定している。さらに、カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board) が IASB と共同で 2005 年 11 月に『討議資料 財務会計に関する測定基準—当初認識時の測定』(Canadian Accounting Standards Board [2005], *Discussion Paper, Measurement Bases for Financial Accounting - Measurement on Initial Recognition*, November 2005.) を公表した。こうした公正価値会計の基礎理論研究については、浦崎[2002]を参照した。

また、資産・負債の測定に関して公正価値の適用範囲が拡大されれば、当然にその評価差額の処理ないし報告の問題の重要性も増すことになる。この問題は業績報告に関連付けて、活発に議論されている。IASB は、この問題を業績報告プロジェクトとして検討している。IASB における業績報告プロジェクトに関しては、佐藤・渡辺[2003]、辻山[2002b]、辻山[2003]、八重倉[2003]を参照。

FASB[1976]によれば、財務諸表の連携を前提とした利益観には、「収益費用利益観」と「資産負債利益観」という2つの異なるものが考えられる。本章では、2つの異なる利益観における利益概念の特質、基礎となる財務諸表の構成要素、財務会計の基本的プロセス、さらには両利益観の共通点、相違点を整理し、それをもって両利益観に基づく利益計算構造を検討する。

第3章では、意思決定説を明確に展開したとされる FASB の財務会計概念報告書 (Statements of Financial Accounting Concepts; SFAC) を手がかりに、そこにおける利益概念の内容、資本維持概念、認識規準および測定属性を検討する。

金融資産の公正価値評価を、部分的公正価値評価と包括的公正価値評価という二形態に区分する前に、そもそも金融資産の公正価値評価が会計のいかなる理論的立場ないし利益計算構造に基づくものであるのかという問題について検討する。第1章から第3章(第I部)の検討を受けて、この問題について若干の考察を行う。第I部は、次章以降における金融資産の公正価値評価の二形態をめぐる理論的基礎を検討するための分析のフレームワークと位置付けられる。

第II部では、金融商品の公正価値評価の二形態のうち部分的公正価値評価に焦点をあてて、その基本的形態を浮き彫りにする。検討の題材としてアメリカの会計基準を手がかりとしたい。アメリカでは FASB が 1986 年から金融商品プロジェクトを発足し、早くから金融商品の公正価値評価の問題について取り組んできた。そして、アメリカの会計基準はその後、他国の会計基準の基本モデルになってきたと解される。この点で、アメリカにおける金融商品の公正価値評価をめぐる会計基準は注目されるのである。第4章では、有価証券の公正価値評価を取り上げ、第5章では金融商品の公正価値評価により生ずる評価差額の報告についてとりあげ、第6章ではデリバティブの公正価値評価とヘッジ会計を取り上げる。

アメリカないし国際会計基準で、金融商品の部分的公正価値評価が、会計基準に導入された後に、金融商品の公正価値評価をめぐる新たな提案がなされている。第III部では、そうした金融商品の公正価値評価をめぐる新たな提案を手がかりに、そのなかで提示されている包括的公正価値評価の基本的形態を抽出する。第7章から第9章においてアメリカないし IASC (IASB) を中心とする国際的な会計基準設定の場で公表された資料を手がかりに検討を行う。

第IV部では、第II部および第III部における検討を通じて明らかにした部分的公正価値評価と包括的公正価値評価の各基本的形態が、いかなる会計の枠組みに基づいて展開されているのか、さらには、そこではいかなる利益観に基づく利益計算構造が採用されているの

か、さらには計算される利益にいかなる性格付けがなされるのかという点を検討する。

その検討に先立って、公正価値評価の基礎となる公正価値概念の内容が明らかにされなければならない。この検討を行うのが、第10章である。この概念が、いかなる会計の目的に関連して、特徴付けられているかという点が検討される。

そのうえで、公正価値評価の各形態と会計の枠組みないし利益観との関連性を、資産測定および評価差額の処理の各観点から検討する。第11章では部分的公正価値評価が、いかなる会計の枠組みに立脚するものであるのか、またそこにおける利益計算構造は、いかなる利益観に立脚するものであるのか、さらにそこで計算される利益はいかなる性質を有するものであるか検討する。第12章では、包括的公正価値評価について同様の検討を行う。

最後に、結章で本研究の総括を行う。

第 I 部 分析のフレームワーク

第 1 章 2つの会計の枠組み：会計責任説と意思決定説

「企業の経済事象をどのように認識、測定、伝達するかという問題」（森川[2005], p.25）を規定する「会計の枠組み」について検討を行う。井尻[1976]および森川[2005]は、この会計の枠組みを大別して、会計責任説と意思決定説に区分する。これら 2 つの会計の枠組みにおける会計の目的、会計の中心課題、主要な認識測定原則を整理し、両枠組みの相違点を浮き彫りにする。

(1) 会計責任説

会計責任説とは、「会計ないし財務諸表を特に資本の委託・受託の関係を基礎にして資本の受託者たる経営者がその委託者たる資本提供者（出資者・株式会社の場合は株主）に対して負う説明責任、つまり会計責任（accountability）を履行するための認識、測定、伝達のシステムとみる説である」（森川[2005], p.25）と定義される。

この会計の枠組みのもとでは、会計の役割は次の点に求められる。すなわち、「財務諸表は、資本の委託者たる資本提供者に対して受託者たる経営者が彼らから委託された資本を誠実にかつ有効に管理したかについて報告し、その責任を解除されることを目的とする」（森川[2005], p.25）と説明される。すなわち、会計責任の履行のための会計、「受託責任会計」である。

森川[2005]によれば、その後、「受託責任会計」は、経済環境の変化に伴い「利害調整会計」として展開されることになる。「利害調整会計」は、会計の役割を利害関係者間の利害の調整という点に求める。すなわち、「企業の大規模化・複雑化を背景に、特に報告の受け手の中に、現在の株主と債権者あるいは現在の投資家と将来の投資家のように、企業利益の分配をめぐる利害の対立する異質的な利害関係者が含まれるようになると、実質的には、企業利益の分配——持分の帰属をめぐるこれらの利害関係者間の利害の対立を調整するという役割を担うことになる」（森川[2005], p.26）と。

この場合の利害調整は、企業外部の利害関係者間の利害調整を想定しているが、経営者と株主との間の利害の衝突を前提に、その利害調整をも含めて、利害調整会計は一層の展開が図られる。例えば、井尻[1976]によれば、「会計責任は暗黙裡のうちに、ある発生すべき目標を含んでいる。したがって、経営活動を適切に報告するためには、当然、その目標に関連して業績を測定することが必要になる。（…中略…）現行会計実務における会計測定

を理解するためには、それを業績測定という面から分析しなければならない。現行実務のなかで、奇異にみえたり根拠がないようにみえる多くの局面も、会計測定の本質が業績測定にあると考えれば、矛盾なく理解できるのである」(井尻[1976], p.51) とされる。さらに、「会計における経済的業績測定のなかで、最も典型的なものは、いうまでもなく、利益測定である」(井尻[1976], p.52) と指摘される。そして、こうした見解において、経営者と業績測定値の受け取り手の関係は、次のように理解されている。「経営主体(会計責任の履行者 accountant) と業績測定値を受け取るグループ(会計責任の受益者 accountee) の関係は、つねに協力的なものであるとはかぎらない。事実、会計責任の履行者の利害とその受益者のそれとがまったく一致しているなどという状況はむしろまれなのである」(井尻[1976], p.53) と。

また、森川[2005]によれば、「(原初的な) 会計責任説では、経営者は受託者として株主から委託された資本を株主に代わって誠実に管理運用する主体と想定されている。しかし、経営者も合理的な経済人として行動する主体であり、しかも経営に直接関与しない株主に比べて有用な情報を支配する立場(情報優位な立場)にあるから、この立場を利用して株主の犠牲において自己の利益を図ることがある」(森川[2005], p.26) とし、「株主と経営者の間のコンフリクトをも考慮に入れて、財務諸表をもって経営者の行動を監視し、また彼らの業績を評価することを通して、この両者間の対立する利害を調整ないし緩和する機能を担う」(森川[2005], p.26) と指摘される。これらの指摘からも理解できるように、会計責任説が業績評価の視点から一層、展開されている。

この会計責任説のもとでは、財務諸表の内容として要求される会計情報として、特に検証可能性ないし客観性をそなえた情報が要求されると解される。井尻[1976]によれば、「業績測定は、あいまいさのない、恣意性の入りこむ余地のないものでなければならない」(井尻[1976], p.54) と考えられ、「測定値にかんして議論の余地があるかどうかということは、測定値の硬度(hardness)として表現することができよう」(井尻[1976], p.54) と指摘される。そして、その条件として、具体的に次の3つの条件が示される。すなわち、第一に、「測定過程が検証可能な事実から出発しなければならない」(井尻[1976], pp.54-55) とする「検証可能な事実の存在」、第二に、「事実を数字に変換する際に適用される測定規則のうちどれが正当なものでどれがそうでないかを、関係者が明確に区別できるように、測定過程を厳格に規定しなければならない」(井尻[1976], p.55) とする「測定の標準化」、第三に、「測定規則のうち特定の事実を数量化するのに用いてよい規則の数は限定的でなければならない」(井尻[1976], p.55) とする「測定の一意性」である。

また、森川[2005]によれば、「会計報告の担い手として経営者が作成する財務諸表は、な

によりも、株主等に委託された資金の管理運用に関して生じた過去の取引事象をできるだけ客観的に表示し、かつ信頼のおけるものであることが要求される」(森川[2005], p.25)と指摘される。

会計責任説における会計の中心課題は、投下貨幣資本の回収余剰としての利益計算である。すなわち、「株主等から提供された資本の維持・保全が最低限要求されるから、投下貨幣資本(名目資本)が維持されたかどうか、またそれを超えて管理運用の成果としての利益がどれだけかを財務諸表を通して計算することが中心課題となる」(森川[2005], p.25)と指摘される。そのため、測定原則は、取得原価主義により規定されることになる(森川[2005], p.26)。

また、井尻[1976]も、会計責任説における会計測定について次のように指摘する。会計責任説では、「財務諸表にある項目は、すべて詳細な取引の記録と証票によって釈明されうるという保証を重視する」(井尻[1976], 序文 iii)のものであり、「歴史的な原価主義による財務諸表には過去の実際の取引がすべて記録されているという暗黙の保証がある」(井尻[1976], p.129)と考えられる。そのため、「主体の過去の活動を記録することは、現在の経済社会の基礎たる会計責任が適切に機能するために不可欠である。歴史的な原価のデータがないと、経営者は、株主から委託されている財を適切に運用したということを証明するのが非常に難しくなるであろう」(井尻[1976], p.129)と指摘される。

(2) 意思決定説

意思決定説は、企業会計を「特に経済的資源の配分に関する意思決定への役立ちという点から、情報利用者に対して、彼らの経済的意思決定のために有用な情報を提供する会計である」(森川[2005], p.6)と捉える説である。

この枠組みのもとでは、財務諸表の内容として要求される会計情報として、目的適合性を備えた情報が要求されるのである。すなわち、「提供される情報は、なによりも、情報利用者の経済的意思決定に役立つものであることが要求される」(森川[2005], p.6)と。

この観点から、測定属性として時価を積極的に取り入れることとなり、測定原則は、「取得原価主義に基づく回顧的な測定構造に代えて、時価主義や割引現価主義などの現在ないし将来展望的な測定属性、または取得原価主義に加えて、時価主義ないし割引現価主義をも含む混合測定属性が採用される」(森川[2005], p.6)と解されるのである。

意思決定説を明確に展開した文献として、1966年に公表されたアメリカ会計学会(American Accounting Association; AAA)報告書『基礎的会計理論』(A Statement of Basic Accounting Theory; ASOBAT)や1973年に公表されたアメリカ公認会計士協会(American

Institute of Certified Public Accountants; AICPA) スタディ・グループの『財務諸表の目的』(Objectives of Financial Statements)、さらに FASB が 1978 年以降に公表した一連の財務会計概念報告書 (Statement of Financial Accounting Concepts; SFAC) が指摘される (森川[2005], p.6)。

そこで、本研究では 1978 年 11 月に公表された SFAC 第 1 号『営利企業の財務報告の目的』(FASB[1978]) (以下「SFAC 1」と略す。) および 1980 年 5 月に公表された SFAC 第 2 号『会計情報の質的特性』(FASB[1980]) (以下「SFAC 2」と略す。) をとりあげて、意思決定説の内容を概観する。

① SFAC 1

SFAC 1 という財務報告の目的とは、営利企業の一般目的外部財務報告に関するものである (FASB[1978], par.31, 平松・広瀬訳, p.24)。財務報告の基本目的は、自らが企業に求める財務情報を要求する権限をもたず、したがって経営者が伝達する情報を利用せざるをえない外部利用者の情報ニーズから主として生じるものである (FASB[1978], par.28, 平松・広瀬訳, p.23)。財務報告の目的は、Storey and Storey[1997]によれば、「すべての潜在的利用者の情報ニーズに派生しているわけではなく、またそれらを完全に満足させることを考えているわけでもない」(Storey and Storey[1997], p.93, 企業財務制度研究会訳, pp.128-129) とされる。例えば、税法および課税規則を施行するために必要な情報や公共事業の料金設定に必要な情報は、ともに特殊なニーズであるが、課税当局と料金設定機関は、各々の任務を果たすために必要な特殊な情報の提出を義務付ける法的権限を有しており、他の集団へ提供される情報に頼る必要がない (FASB[1978], par.26, 平松・広瀬訳, p.22)。

SFAC 1 では、情報利用者の多様な情報ニーズのすべてに財務報告が応えることができないということが認識されていると解される (Storey and Storey[1997], pp.93-94, 企業財務制度研究会訳, p.129)。しかしながら、有利なキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に対する共通の関心を共有していると考えられる。なぜならば、彼らの経済的意思決定は、予想されるキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関連するからである (FASB[1978], par.25, 平松・広瀬訳, p.21)。そのため、財務報告は、有利なキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に関する様々な潜在的利用者の共通の利害関心に応えるものであるとしている (FASB[1978], par.30, 平松・広瀬訳, p.24)。

SFAC 1 の財務報告の目的は、特定の種類の経済的意思決定に係る情報に焦点をあてている。まず、財務情報の潜在的利用者として投資家および債権者に焦点をあて、財務報告の目的は、投資および与信の意思決定に有用な情報の提供とする。次いで、投資家と債権者の主要な関心事である、営利企業への投資または貸付からの現金収入の見通し、そしてこうした彼らにとっての現金収入の見通しと企業自体にとっての現金収入の見通しとの関係

に展開される。最後に、企業のキャッシュ・フローの見通しを査定するのに役立つ情報として、1)企業の経済資源、2)この資源に対する請求権、3)これらの資源と請求権の変動（これらには企業の業績の測定値も含まれる）のそれぞれに関する情報に焦点を合わせる。

SFAC 1によれば、財務報告の目的として、特に次の3点が指摘される。

- (a) 財務報告は、現在および将来の投資家、債権者その他の利用者が、合理的な投資、与信および類似の意思決定を行ううえで有用な情報を提供すべきである（FASB[1978], par.34, 平松・広瀬訳, p.26）。
- (b) 財務報告は、現在および将来の投資家、債権者その他の利用者が、1)有価証券または貸付金の配当または利子として、また 2)有価証券または貸付金の売却、償還または満期返済からの収入として、それぞれ獲得する将来の現金収入の金額、時期および不確実性を査定するのに役立つ情報を提供すべきである。これら現金収入の見通しは、満期時にその債務を弁済し、その他の現金需要を満たし、事業に再投資をし、そして現金配当を支払うといったことのために十分な現金を生み出す能力が企業にあるかどうかによって左右される。また、この能力に関する投資家および債権者一般の認識は、企業の有価証券の価格に影響を及ぼすが、この認識も企業の現金収入の見通しに影響を及ぼすことがある。それゆえ、財務報告は、投資家、債権者その他の利用者が、当該企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性を査定するのに役立つ情報を提供すべきである（FASB[1978], par.37, 平松・広瀬訳, p.28）。
- (c) 財務報告は、1)企業の経済的資源、2)この資源に対する請求権（他のエンティティへ資源を移転する企業の義務および所有主持分）ならびに 3)企業の資源とそれに対する請求権とに変動をもたらす取引、事象および状況の影響に関する情報を提供すべきである（FASB[1978], par.40, 平松・広瀬訳, pp.30-31）。

SFAC 1によれば、企業の正味のキャッシュ・インフローの見通しを査定することに関心をもっている投資家、債権者およびその他の利用者は、利益とその構成要素により提供される企業業績に関する情報にとくに関心をもっていることから、財務報告の第一義的な焦点は、この情報とされる（FASB[1978], par.43, 平松・広瀬訳, p.32）。

また、SFAC 1は、経営者の受託責任に関する情報の提供も財務報告の目的の一部に組み入れている。すなわち、「財務報告は、企業の経営者が自らに委託された企業資源の利用について、所有主（株主）に対する受託責任をどのように遂行したかに関する情報を提供すべきである」（FASB[1978], par.50, 平松・広瀬訳, p.36）と。

ここで、受託責任に関する情報提供と経済的意思決定に有用な情報提供との関係が問題になるが、両者の関係は次のように理解される。すなわち、「意思決定と受託責任は相互に

関連しあう会計目的なのである。事実、受託責任遂行のための会計の役割は、実質的にすべてを包摂している意思決定のための会計の役割に従属するか、その一部をなすとみることができる」(FASB[1980], par.28, 平松・広瀬訳, p.75)と。したがって、SFAC 1における財務報告の目的は、投資家および債権者を中心とする情報利用者の経済的意思決定に役立つ情報の提供を重視するものであり、受託責任に関する情報の提供もその範疇に位置付けられると解される⁶。

② SFAC 2

SFAC 2は、SFAC 1と財務諸表の構成要素およびその認識・測定・表示を取り扱う他の概念報告書との架橋とみなされる。SFAC 2は、FASBの会計基準書で求められている情報をもつべき特性に関するFASBとしての見解を、その構成員と共有しておくことによって、財務報告の目的を取り扱うSFAC 1とその目的を達成することを意図している他の概念報告書や会計基準書とを結び付けるものであり、これらの特性によって、有用な会計情報とあまり有用ではない会計情報とが区別されることになる(FASB[1980], par.1, 平松・広瀬訳, p.62)。会計情報の質は、代替的会計方法間の選択が必要となる時に求められるべき質であり、会計上の選択を行うための判断規準としての役割を担っている(FASB[1980], par.5, 平松・広瀬訳, p.63)。

会計情報の質は、財務報告の目的との関係で判断されなければならない(FASB[1980], par.21, 平松・広瀬訳, p.70)。SFAC 1は、財務報告の目的を、投資、与信および類似の意思決定に有用な情報の提供とする。そのため、すべての会計上の選択に判定を下すべき最上位の判断規準は、利用可能な諸代替案のなかから当該意思決定にとって最も有用な情報も生み出すものとなる(FASB[1980], par.30, 平松・広瀬訳, p.75)。

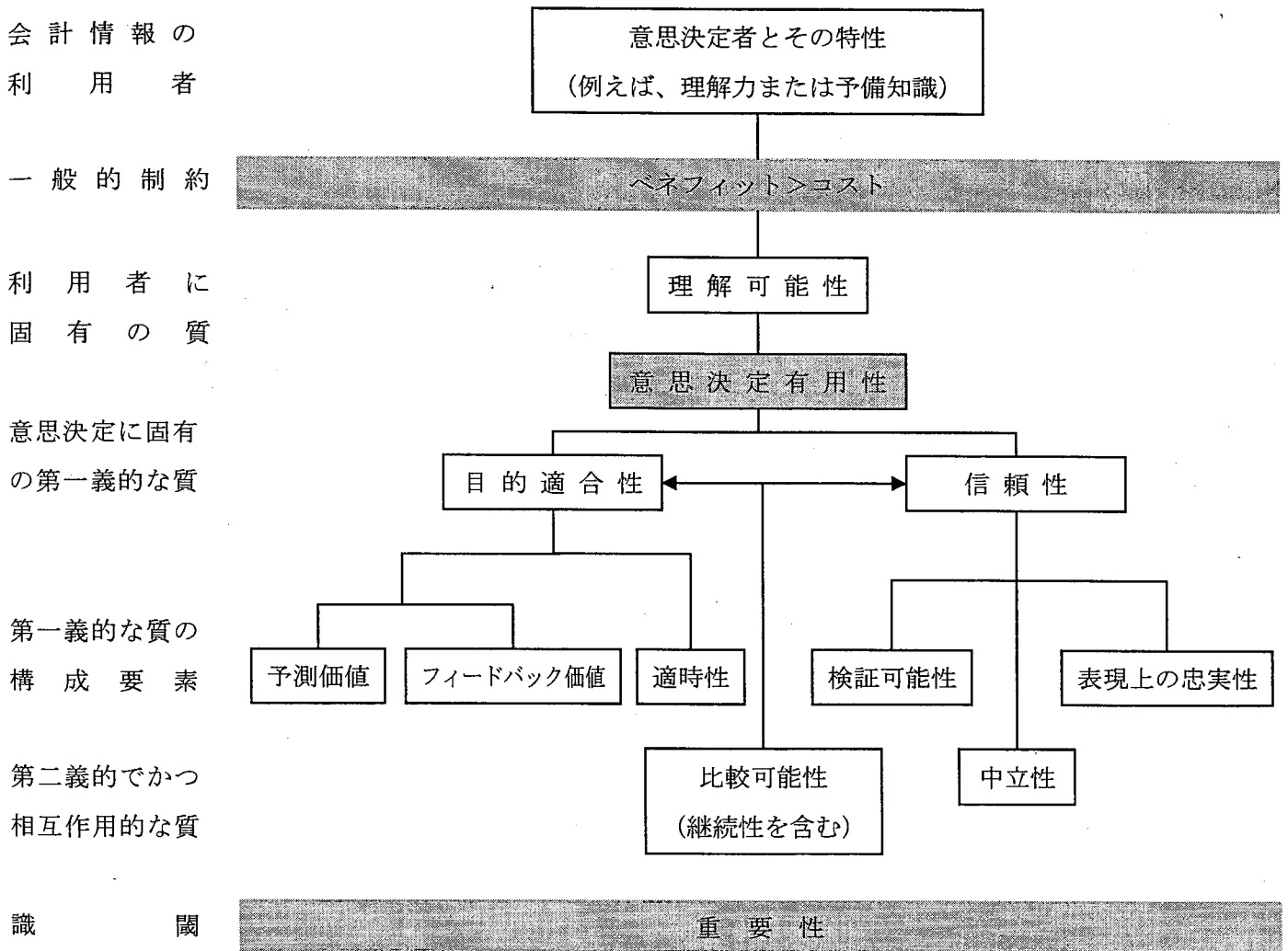
SFAC 2によれば、会計情報を有用にする特性は、様々な特質からなる階層構造を形成し、そこでは経済的意思決定にとっての有用性が最も重要な特質と位置付けられる。会計上の特質の階層構造は、次に示すとおりである(FASB[1980], par.32, 平松・広瀬訳, p.76)。

この階層構造から明らかなように、目的適合性と信頼性が、会計情報を〔経済的〕意思決定に有用なものとする2つの主要な質である(FASB[1980], par.33, 平松・広瀬訳, p.76)。会計情報が有用であるためには、目的適合性と信頼性の両方を兼ね備えなければならない

⁶ なお、SFAC 1は、明示的に利害調整機能に論及していない。例えば、企業会計基準委員会・基礎概念ワーキング・グループ[2004]は、討議資料『財務報告の目的』のなかで、会計情報の利害調整のための利用を投資化の意思決定に資する情報提供に対する副次的な利用と明確に位置付けている(討議資料『財務報告の目的』第11項)。そして、そうした会計情報の副次的な利用を、財務報告の目的を考慮する際の制約として位置付けている(討議資料『財務報告の目的』第12項)。

が、両者は互いに対立することがあるため、一方を犠牲にして他方を向上させなければならない場合がある（FASB[1980], pars.42,90, 平松・広瀬訳, pp.83,104, Storey and Storey[1997], p.103, 企業財務制度研究会訳, p.140）。

図表 1 会計諸特質の階層構造



【出所】 FASB[1980], par.32, 平松・広瀬訳, p.76.

③ SFAC と意思決定説

以上のように、SFAC は、投資、与信および類似の意思決定に有用な情報の提供に財務報告の目的を求めるとともに、そのような財務報告によって提供される会計情報を有用にする質として、意思決定有用性を最上位の判断規準とし、目的適合性と信頼性を主要な質とし、特に目的適合性を強調している点に、その特質が見出されると解される。このような

ことから意思決定説を具体的に展開した文献として位置付けられる。

第2章 2つの利益観：収益費用利益観と資産負債利益観

前章の検討を受けて、本章では2つの会計の枠組みにおける利益計算構造を検討するための準備作業として、利益計算構造の分析視点となる利益観について検討する。一般に、財務諸表の連携を前提とした利益観には、収益費用利益観と資産負債利益観という2つの異なる利益観が考えられる。なお、SFACにおける利益観および利益計算構造は、これらの利益観を検討した後に、次章で改めて取り上げることとしたい。

これらの利益観を具体的に検討した文献としては、FASBが1976年12月に公表した『FASB討議資料 財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の構成要素とその測定』（FASB[1976]）（以下「FASB 討議資料」と略す。）がある。本章ではこれを手がかりとして、2つの異なる利益観の内容と利益計算構造について検討する。

(1) 収益費用利益観

収益費用利益観のもとでは、利益は「企業がアウトプットを獲得しそれを販売して利益を得るためにインプットを活用する際の効率性の測定値」（FASB[1976], par.38, 津守監訳, p.55）とされる。すなわち、利益は「一期間の収益と費用の差額に基づいて」（FASB[1976], par.38, 津守監訳, p.55）定義される。そのため、収益・費用が「このアプローチの鍵概念である」（FASB[1976], par.38, 津守監訳, p.55）とされているように、収益・費用が最も基本的な財務諸表の構成要素となる。そして、「収益・費用の測定、ならびに一期間における努力（費用）と成果（収益）とを関連づけるための収益・費用認識の時点決定が、財務会計における基本的なプロセス」（FASB[1976], par.39, 津守監訳, p.55）となる。また、「損益計算書と貸借対照表との連携は収益費用利益観と両立」（FASB[1976], par.41, 津守監訳, p.56）する。そのため、「利益測定は、副次的な結果として、所有者持分ないし資本の増減の測定に帰着する。しかし、収益費用利益観の主たる関心事は企業の利益を測定することであって、企業の富の増減を測定することではない」（FASB[1976], par.41, 津守監訳, p.55）とされる。

(2) 資産負債利益観

資産負債利益観のもとでは、利益は「一期間における営利企業の正味財産の増分の測定値」（FASB[1976], par.34, 津守監訳, p.53）とされる。すなわち、利益は「資産・負債の増減額に基づいて」（FASB[1976], par.34, 津守監訳, p.53）定義される。そのため、資産・負債が「このアプローチの鍵概念である」（FASB[1976], par.34, 津守監訳, p.53）とされているよう

に、資産・負債が最も基本的な財務諸表の構成要素となる。そして、「資産・負債の属性およびそれらの変動を測定することが財務会計における基本的なプロセス」(FASB[1976], par.34, 津守監訳, p.53)となり、その他の財務諸表の構成要素はすべて、「資産・負債の属性の測定値相互間の差額、あるいは当該各測定値の変動額として測定される」(FASB[1976], par.34, 津守監訳, pp.53-54)。また、資産負債利益観のもとでは、損益計算書と貸借対照表との連携は「不可欠な要素」(FASB[1976], par.35, 津守監訳, p.54)とされ、「収益を認識することは資産の増加ないし負債の減少を認識することと同義であり、費用を認識することは資産の減少ないし負債の増加を認識することと同義である。利益は、資産・負債の変動に関連づけてのみ測定可能である」(FASB[1976], par.35, 津守監訳, p.54)とされる。

(3) 両利益観の類似点

さらに、FASB 討議資料は、重視される財務諸表の観点および測定基準の観点では、両利益観には相違はないとする (FASB[1976], par.44, 津守監訳, p.57)。第一の点、重視される財務諸表の観点について、FASB 討議資料は次のように記述する。すなわち、両利益観のもとでも、「貸借対照表における情報よりも、損益計算書における情報の方が、投資家および債権者にとってより有用」(FASB[1976], par.45, 津守監訳, p.58)であるとされる。すなわち、「利益測定が財務会計および財務諸表の焦点である」(FASB[1976], par.45, 津守監訳, p.58)という点で両利益観は一致する。なぜならば、「損益計算書と貸借対照表が連携しているならば、一期間における利益の測定と資産・負債の増減の測定は、同一の測定の異なる側面をなすにすぎない」(FASB[1976], par.45, 津守監訳, p.58)からである。

また、第二の点、測定基準の観点について、FASB 討議資料は次のように記述する。「各利益観とある特定の測定基準とを結びつける自動的な連結環は存在しない。いずれの利益観も、財務諸表の構成要素のいくつかの異なった属性の測定と両立する。現行実務は、40年近くの長きにわたって収益費用利益観を一般に強調してきた一連の権威あるプロナウンズメントに基づいて発展してきたものであるが、当該実務のほとんどは資産負債利益観と両立し、しばしば当該アプローチに基づいて記述され、あるいは定義されている。収益費用利益観は収益と歴史的費消原価との対応に限定されるものではないのであって、現在取替原価を販売収益と対応させることは可能である。現在市場価格での測定を擁護する代表的論者の何人かは資産負債利益観の支持者であり、現行の取引基礎会計 (transactions-based accounting) を擁護する代表的論者の何人かは収益費用利益観の支持者であるが、そうした組み合わせは不可避的なものではない」(FASB[1976], par.47, 津守監訳, pp.58-59)と。

(4) 両利益観の相違点

両利益観の相違点については、繰延項目の問題と利益平準化の問題が指摘される。そうした相違点が生じる前提には、利益測定の対象あるいは目的に対立が見られると考えられる。

すなわち、収益費用利益観のもとでは、「利益測定の目的は企業ないしその経営者の業績を測定すること」(FASB[1976], par.48, 津守監訳, p.59)であり、「利益測定は、事物ではなく行為を対象としており、したがって、一義的には企業が何を行ったかを対象としているのであって、企業が何を所有しているかは単に副次的に利益測定の対象となるにすぎない」(FASB[1976], par.48, 津守監訳, pp.59-60)とされる。これに対して、資産負債利益観のもとでは、「企業活動の目的はその富を増大させることであり、企業が所有する事物の変動は、一期間における当該企業の活動に関する最良の、しばしば唯一の確実な証拠となる」(FASB[1976], par.48, 津守監訳, p.60)とされる。

ここで、両利益観の第一の相違点である繰延項目の問題について整理してみる。上述のように、収益費用利益観のもとでは、「利益は一義的には企業の経營業績ないし利益獲得能力の測定値」(FASB[1976], par.49, 津守監訳, p.60)であり、「一期間の実現収益に関わる費用総額を当該収益から控除し、当該期間の利益を測定すること」(FASB[1976], par.50, 津守監訳, p.60)になる。そのために、「一期間における収益と費用の良好な対応もしくは適切な対応」(FASB[1976], par.51, 津守監訳, p.60)が必要となり、また、そうした対応をえるために「企業の経済的資源や、他の実体に資源を引き渡す企業の義務をあらわさない」(FASB[1976], par.51, 津守監訳, p.60)項目である「繰延費用および繰延収益・引当金」(FASB[1976], par.51, 津守監訳, p.60)が貸借対照表に積極的に記載されることになる。しかし、これらの項目は、資産負債利益観のもとでは、企業の経済的資源でもなければ、他の実体に資源を引き渡す企業の義務でもないので、貸借対照表に記載することは認められない(FASB[1976], par.51, 津守監訳, p.60)。

また、第二の問題である利益平準化の問題についても整理しておく。収益費用利益観の立場からは、「経済的資源・義務の属性の測定値の変動に利益を限定するならば、しばしば収益と費用の不適切な対応が生じ、期間利益の測定を歪めることになる」(FASB[1976], par.56, 津守監訳, p.63)と考えられる。すなわち、収益費用利益観は「利益が企業ないしその経営者の経常的、正常的、長期的な業績指標ないし成果指標である」(FASB[1976], par.62, 津守監訳, p.66)ことが要請され、「非経常的に、単発的に、あるいは偶然的に発生した事象であり、多期間にわたって平準化されるべき事象」(FASB[1976], par.62, 津守監訳, p.66)については、その財務的影響を排除することが要請される。

これに対して、資産負債利益観の立場からは、「経済的資源およびその引渡し義務の変動によってのみ利益を厳密に定義付けることが可能であるから、期間利益の測定においてその他の収益・費用〔すなわち、経済的資源やその引渡し義務を表さないが、収益と費用を適正に対応させるためには必要とみなされる諸項目〕の算入を容認することは、利益測定を、期間利益の歪曲とは何かという問題に関する個人的判断にゆだねる」(FASB[1976], par.56, 津守監訳, p.63) ことになると考える。

(5) 利益観と利益計算構造

以上のように、各利益観の内容、両利益観の異同点を確認してきた。これまでの検討を踏まえ、ここでは、各利益観に基づく利益計算構造について、資産・負債の測定属性との関係を含めて検討する。両利益観の類似点で指摘したように、FASB 討議資料では、各利益観と特定の測定基準との結び付きは否定されていた。しかし、先行研究⁷でも指摘されているように、その結び付きの強さという意味ではその程度に差があると解されるのである。

① 収益費用利益観に基づく利益計算構造

上述のように、収益費用利益観では、利益は「企業ないし経営者の業績の尺度」(FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58) と捉えられ、財務会計の基本的プロセスは「収益・費用の測定、ならびに一期間における努力(費用)と成果(収益)とを関連づけるための収益・費用の認識時点決定」(FASB[1976], par.39, 津守監訳, p.55) となる。そして、FASB 討議資料は、利益測定は2つの主たる段階からなるとして、「1)当該期間における企業のアウトプットないし収益の測定」と、「2)認識された収益と同一のものとみなされるアウトプットを生産するために利用されたインプットの原価の当該収益からの控除」を指摘する。第一の段階は、収益の認識ないし時点決定(時に「実現」と呼ばれる)段階であり、第二の段階は、費用の認識(時に「対応」と呼ばれる)段階である(FASB[1976], par.40, 津守監訳, pp.55-56)⁸。

⁷ こうした先行研究には、赤城[2005]、草野[2005]、佐藤[2003a,b,c,d,e,f]、高須[1997]、津守[2002]および森川[2005]がある。本研究は、これらの先行研究に依拠して検討を行う。

⁸ FASB 討議資料は、費用を収益に関連付ける主たる方法として3つの方法を指摘する。すなわち、(a)原因と結果の関連付け(売上原価や販売手数料のような、認識された収益との直接的な関係が明瞭な費用に対して適用される。)、(b)系統的かつ合理的な配分(減価償却費や保険料のような、複数の会計年度に関連し、認識された収益との直接的な関係が明瞭ではないものの、収益が認識される期間と系統的に関連付けることが可能な費用に対して適用される。)、(c)即時認識(ほとんどの販売費および一般管理費のように、特定可能ないかなる将来便益をもたらさない費用、あるいは他の会計年度の収益と合理的に関連付けることができない費用に対して適用される。)という3つである(FASB[1976], par.40, 津守監訳, p.56)。

こうした収益費用利益観は、森川[2005]によれば、損益計算の基礎原理としての損益法に相当するものと解されるのである（森川[2005], p.91）。損益法では、損益の認識について発生主義会計が採用され、また測定については収支主義会計（収支会計）が採用される。したがって、期間損益は、継続的な帳簿記録を前提として、収入額に基づく実現収益とそれに対応する支出額に基づく発生費用との差額として直接把握されることになる（森川[2005], p.82）。このように、収益認識に実現基準が採用され、未実現利益の計上が排除されるとともに、期間損益の測定に収支主義会計が採用され、費用の測定基礎を支出額たる取得原価に求める点を考慮すると、資産の測定属性としては「歴史的原価」が採用されると解される（赤城[2005], p.220）。

また、収益費用利益観では、収益と費用の対応が重要なプロセスとなることから、その結果として、貸借対照表に「繰延費用」および「繰延収益・引当金」が積極的に計上されることになるのは、上述のとおりである。佐藤[2003d]によれば、繰延項目である資産および負債の金額は、たとえ将来キャッシュ・インフローまたは将来キャッシュ・アウトフローに関する予測を変更せざるをえないような事象が生起した場合でも、通常は変更されない。なぜならば、それらの項目は、当期の収入額または支出額のうち将来期間に帰属されるために繰り延べられた項目なので、将来キャッシュ・フローに関する予測の変化に直接には影響を受けないと考えられるからである、また、見越項目に関しても、繰延項目と同じく、当期における収入および支出と収益および費用との差異を調整したものであって、後に生じた事象によってその差異自体は変化するものではないと考えられる。このような考え方から、期間損益の測定に関する収支主義会計と、収益費用利益観の結び付きの強さを指摘する（佐藤[2003d], pp.41-42）。そのため、費用の測定基礎を支出額たる取得原価に求める点を考慮すると、やはり資産の測定属性としては「歴史的原価」が採用されると解される。

しかし、FASB 討議資料は、収益費用利益観と現在原価⁹の結び付きを次のように指摘する。すなわち「収益費用利益観は収益と歴史的原価との対応に限定されるものではないのであって、現在取替原価を販売収益と対応させることは可能である」（FASB[1976], par.47, 津守監訳, p.59）と。この場合、販売収益とそれに関連する財の現在原価の差額が現在操業利益とされ、保有期間中に生じた当該財の現在原価の変動は保有利得および損失として別に会計処理される。このような分離が行われるのは、保有利得および損失がもつ意味は、現

⁹ 資産の現在原価（current cost）は、もし同一の資産を現在取得するとすれば支払わなければならないであろう現金額（またはその等価額）と定義される（FASB[1976], par.388, TABLE A, 津守監訳, p.284）。

在操業利益のそれとは明白に異なっていると考えられるためである。操業利得は繰り返し発生し、相対的に管理可能であり、操業利益の測定はより大きな予測価値を有しているとされる。これに対して、保有利得および損失は、時として企業の経済的影響の結果として生じるものであり、予測価値を有しているとは言いにくいとされる。このため、現在原価という測定属性を採用し、現在操業利益と保有利得および損失を分離することにより、会計年度間および企業間の業績の分析および比較を行うのに重要な情報が提供されることになると主張されるのである（FASB[1976], pars.410-414, 津守監訳, pp,292-294）。

以上の記述を踏まえると、現在操業利益は、事物ではなく行為を対象とし、一義的には企業が何を行ったかを対象とする利益測定であり、さらには上述の収益と費用の対応プロセスに基づくものであり、収益費用利益観に基づく利益測定と整合的であると解される。これに対して、保有利得および損失は、収益費用利益観になじまないと指摘される（赤城[2005], p.220）。すなわち、次のとおりである。『保有損益』については、市場価格の変動に起因するものであるため、企業が行った『行為』の結果を示すものとは言い難く、また、対応プロセスの範囲に含まれるのかも明確ではない。また、市場価格の変動はランダムであり、経常的な業績指標としての利益の測定を目的とする収益費用中心観とはなじまないものと考えられる」（赤城[2005], p.220）と。このような点を考慮すると、収益費用利益観と現在原価との関係は、歴史的な原価に比べるとその結び付きは弱いと判断される。

また、現在売却価値¹⁰、正味実現可能価値¹¹、期待キャッシュ・フローの現在価値¹²に関しては、FASB 討議資料は次のように指摘する。「すべての資産・負債が現在売却価値、正味実現可能価値、現在価値に基づいて測定されるならば、『実現』項目と『未実現』項目の区分は目的適合的ではなく、『対応』は不要であるということが示唆されるであろう」（FASB[1976], par.19, 津守監訳, p.43）と。繰り返しになるが、収益費用利益観に基づく利益測定は、収益と費用の対応を基本的な利益測定プロセスとして重視するのである。この点を考慮すると、収益費用利益観とこれら 3 つの測定属性は結び付かないと解される（赤

¹⁰ 資産の通常の清算における現在売却価値（current exit value in orderly liquidation）とは、通常の清算において資産を売却するとすれば、それによって現在獲得されうるであろう現金額と定義される（FASB[1976], par.388, TABLE A, 津守監訳, p.284）。

¹¹ 資産の正味実現可能価値（net realizable value）は、正常な営業過程における期待売却価値（expected exit value in due course of business）と呼ばれるものであり、正常な営業過程において資産が換金されると期待される現金額（またはその等価額）からその換金を行うのに必要な直接費を控除した額と定義される（FASB[1976], par.388, TABLE A, 津守監訳, p.284）。

¹² 資産の期待キャッシュ・フローの現在価値（present value of expected cash flows）とは、正常な営業過程において資産が換金されると期待される将来キャッシュ・インフローの現在価値からこのインフローを得るのに必要なキャッシュ・アウトフローの現在価値を控除した額と定義される（FASB[1976], par.388, TABLE A, 津守監訳, p.284）。

城[2005], p.221, 草野[2005], p.38)。ただし、赤城[2005]においても指摘されているように、ここでは「すべての」資産・負債という条件が付されており、一部の資産・負債にこれらの測定属性を適用する場合にも同じような指摘ができるかどうかは、必ずしも明確ではないと解される（赤城[2005], p.221）。

ここで、収益費用利益観に基づく利益計算構造を整理しておこう。まず、期間損益は収益の実現および収益・費用の対応として特徴付けられ、その測定は取引価額主義あるいは収支主義会計として特徴付けられることが確認される。また、資産の測定属性としては、歴史的原価が他の測定属性（現在原価、現在売却価値、正味実現可能価値、期待キャッシュ・フローの現在価値）にくらべて収益費用利益観との結び付きが強いことが確認される。このことから、資産の測定属性が利益計算によって規定されていると解されるであろう。FASB 討議資料は、次のように指摘する。「[収益費用利益観では] 収益・費用が支配的概念となるので、資産・負債の測定基準は、一般に、利益測定プロセスの必要性によって規定される」（FASB[1976], par.42, 津守監訳, p.56）と。

② 資産負債利益観に基づく利益計算構造

上述のように、資産負債利益観のもとでは、利益は「企業の富の増加の尺度」（FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58）と捉えられ、「資産と負債の増減額に基づいて定義」（FASB[1976], par.34, 津守監訳, p.53）される。そして、財務会計における基本的なプロセスは「資産・負債の属性およびそれらの変動を測定すること」（FASB[1976], par.34, 津守監訳, p.53）とされる。そのため、収益費用利益観とは異なり、資産・負債の測定基準は、収益・費用の認識基準・測定基準に制約されないと解される。

FASB 討議資料によれば、資産負債利益観において、利益測定を収益と費用の対応プロセスとして記述することは否定されないが、収益・費用の適切な対応は、資産・負債の適切な定義と測定の必然的な結果であり、それらは財務会計における基本的な測定プロセスではないとされるのである（FASB[1976], par.37, 津守監訳, p.54）。さらに、次のようにも指摘する。すなわち、「収益の実現、収益・費用の対応などの諸概念は、基本的には、資産・負債の増減ならびにそれに関連する収益を、いつ、いかなる条件のもとで認識するかを決定するうえで有用な会計慣行である。連携を前提とすれば、利益の測定と資産・負債の増減の測定は同一の測定の構成部分をなすが、資産負債利益観では利益は従属変数となる」（FASB[1976], par.37, 津守監訳, p.54）と。

そして、資産負債利益観では、資産は、企業の経済的資源の財務的表現として、負債は将来他の実体に資源を引き渡す義務の財務的表現として定義される（FASB[1976], par.34, 津

守監訳, p.53)。例えば、FASB 討議資料では、資産負債利益観に適合する資産の定義を次のように記述する。「資産は（…省略…）経済的資源の財務的表現である。資産とは、企業に影響を与える過去の取引または事象の結果として、特定の企業に対して直接的または間接的に純キャッシュ・インフローをもたらすと期待される現金および将来の経済的便益を表す」（FASB[1976], par.91,A-1, 津守監訳, p.84）と。

そのため、赤城[2005]によれば、「資産の測定についても、こうしたキャッシュ・インフローの大きさを示す評価基準を採用することが望ましい」（赤城[2005], p.223）と考えられ、「その測定属性として原理的には時価、特に将来キャッシュ・フローの割引現在価値が選択される関係にあると解される」（森川[2005], p.94）。また、高須[1997]も、次のように指摘する。すなわち、「資産および負債の定義が将来キャッシュ・フローに規定されている点を重視する場合には、そのなかでも期待キャッシュ・フローの現在価値がその測定属性として最も適合性を有することになるであろう」（高須[1997], p.47）と。さらに、佐藤[2003d]も次のように指摘する。「〔資産・負債が〕富のプラス要素およびマイナス要素として位置付けられるためには、一定の程度以上の確実性をもって将来キャッシュ・インフローまたは将来キャッシュ・アウトフローに結び付くことが要求される。そこで、資産は経済資源、負債はその資源を犠牲にする現在の義務となる。また、必然的に、将来キャッシュ・インフローまたは将来キャッシュ・アウトフローに関する予測を変更せざるを得ないような事象が生起すれば、それに伴い経済資源である資産および現在義務である負債の金額も変更されることになる。このような考え方から、測定については、資産負債利益観は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値と理論的には整合的となり、ひいては、市場におけるその評価額である市場価格（時価）による測定と結び付きやすくなる」（佐藤[2003d], p.42）と。

ここで、資産負債利益観に基づく利益計算構造を整理しておこう。まず、資産負債利益観に基づく利益計算構造は、資産・負債の認識・測定を基礎とし、その差額として利益を測定するという計算構造であると特徴付けられるといえる。すなわち、利益測定は、資産・負債の増減の測定に従属しているといえる。次に、資産の測定属性としては、資産の定義の観点から、将来キャッシュ・インフローの大きさを示す現在売却価値、正味実現可能価値、将来キャッシュ・フローの現在価値が、資産負債利益観と強く結び付くことが確認される。特に、将来キャッシュ・フローの現在価値が、資産負債利益観と強く結び付くと解される。

第3章 アメリカ財務会計概念報告書における利益観と利益計算構造

前章では、2つの異なる利益観とその利益計算構造を検討した。その検討を受けて、本章では意思決定説を明確に展開したとされる SFAC における利益観とその利益計算構造を検討する。具体的には、FASB が 1984 年 12 月に公表した財務会計概念報告書第 5 号『営利企業の財務諸表における認識と測定』（FASB[1984]）（以下「SFAC 5」と略す。）における利益概念の内容、資本維持概念、認識規準および測定属性を検討する。

(1) SFAC 5 における利益概念

SFAC 5 は、稼得利益 (earnings) と包括利益 (comprehensive income) という 2つの異なる利益概念を採用している。稼得利益とは、「一会計期間の業績を示す測定値であり、当該会計期間にとって異質の項目——すなわち、基本的に他の会計期間に帰属する諸項目——を可能な限り除外したものである」（FASB[1984], par.34, 平松・広瀬訳, p.226）とされ、また、「一会計期間に実質的に完了した（またはすでに完了済みの）営業循環過程に関する資産流入額が、直接的または間接的であるとを問わず、当該営業循環過程に関連する資産流出額を超過する（または超過しない）程度と密接な関係がある当該会計期間の業績の測定値である」（FASB[1984], par.36, 平松・広瀬訳, p.228）とされる。

また、稼得利益は、「現行の会計実務における純利益 (net income) と類似する概念である」（FASB[1984], par.33, 平松・広瀬訳, p.226）と指摘されるが、両者の違いとして、「会計原則の変更に伴う累積的影響額 (cumulative effect of a change in accounting principle)」が例示される（FASB[1984], par.34, 平松・広瀬訳, p.226）。本研究は、会計原則の変更に伴う累積的影響額を中心に扱うものではないため、当該項目は別途検討することとし、以下では稼得利益と純利益には差異はないものとして議論していくこととしたい。

これに対して、包括利益は、「取引その他の事象が企業に及ぼす影響についての広範な測定値であり、それは出資者による投資および出資者への分配から生じる持分（純資産）の変動を除き、取引その他の事象および環境要因からもたらされる一会計期間の企業の持分について認識されるすべての変動から構成される」（FASB[1984], par.39, 平松・広瀬訳, p.230）と定義される。

さらに、SFAC 5 によれば、稼得利益と包括利益の関係は、次のように指摘される。すなわち、「稼得利益と包括利益は、ともに同一の広範な内訳要素——収益、費用、利得および損失——をもっているが、ある種の利得および損失は包括利益に含まれるが、稼得利益から除外されるので、必ずしも、同一というわけではない」（FASB[1984], par.42, 平松・広

瀬訳, p.230) と。そして、稼得利益から除外されるが包括利益に含められる項目を、次の2種類に分類している (FASB[1984], par.42, 平松・広瀬訳, p.230)。

- a. 累積的会計修正 (cumulative accounting adjustments) : 当期に認識される前期損益修正の影響額 (例えば、会計原則の変更に伴う累積的影響額)。
- b. 出資者以外の者との取引から生じる持分の変動 (other nonowner changes in equity) : 当期に認識される純資産のその他の変動 (主として、特定の保有利得および損失)。例えば、固定資産として分類される市場性のある持分有価証券への投資の時価変動及び外貨換算調整勘定など。

したがって、稼得利益と包括利益の関係をまとめると次のようになる (FASB[1984], par.44, 平松・広瀬訳, p.232)。

+ 収 益	100	+ 稼得利益	15
- 費 用	80	- 累積的会計修正	2
+ 利 得	3	+ 出資者以外の者との取引から生じる持分の変動	1
- 損 失	8		
= 稼 得 利 益	15	= 包 括 利 益	14

(注) 数値は所与のものであり、+、-の符号は例示のためのものである。

(2) SFAC 5 における資本維持概念

SFAC 5 では、資本維持概念として貨幣資本維持概念を採用する。すなわち、SFAC 5 は、次のように指摘する。「本概念報告書において論じた十分かつ相互に有機性をもっている一組の財務諸表は、貨幣資本維持 (financial capital maintenance) の概念に基づいている」 (FASB[1984], par.45, 平松・広瀬訳, p.232) と。

SFAC 5 は、貨幣資本維持概念と物的資本維持概念に論及し、両者の違いとして、「所有している資産および弁済義務を負っている負債に関する一会計期間における価格変動の影響の認識」 (FASB[1984], par.48, 平松・広瀬訳, p.233) を指摘する。そして、「貨幣資本概念のもとでは、これらの価格変動の影響が認識される場合には、理論上、かかる価格変動は保有利得および保有損失であり (もつとも、それらは、通常、別の名称で報告されるが)、資本からの利益 (return on capital) に含まれる」 (FASB[1984], par.48, 平松・広瀬訳, p.233) と指摘する。そのため、保有利得および損失は、上述の包括利益あるいは稼得利益に含まれると解される。

(3) SFAC 5 における認識規準

SFAC 5によれば、「認識とは、ある項目を企業の財務諸表に資産、負債、収益、費用もしくはこれらに類する項目として正式に記録するか、または記載するプロセスである」(FASB[1984], par.58, 平松・広瀬訳, p.238)とされる。

SFAC 5における認識規準の構造は、あらゆる認識決定に適用される「基本的認識規準」(FASB[1984], par.62, 平松・広瀬訳, p.239)と「稼得利益の内訳要素に適用するためのより厳密な指針」(FASB[1984], par.62, 平松・広瀬訳, p.239)の二層構造となっている¹³。まず、基本的認識規準として以下の4つがある(FASB[1984], par.63, 平松・広瀬訳, pp.239-240)。

定義——当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満足すること。

測定可能性——当該項目が十分な信頼性をもって測定でき、かつ目的に適合する属性を有すること。

目的適合性——当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうること。

信頼性——当該情報が表現上忠実であり、検証可能かつ中立であること。

このような基本的認識規準は、SFAC 2における会計情報の質的特性から導き出されたものである(FASB[1984], par.61, 平松・広瀬訳, p.239)と指摘されるように、「これらの認識規準は、情報利用者の意思決定に有用な情報の提供(「意思決定有用性」という、『概念報告書』の基本的視点から導き出されたものである)(森川[1996], p.11)と解される。

これに対して、稼得利益の内訳要素に適用するためのより厳密な指針が提示される。この指針を満たす場合には稼得利益の内訳要素として認識され、基本的認識規準を満たしているが、この指針を満たさない場合には、包括利益として認識される(FASB[1984], par.78, 平松・広瀬訳, pp.247-248)。

稼得利益の内訳要素に対して厳密な指針が設けられるのは、次のような必要性によるものである。すなわち、「稼得利益およびその内訳要素に関する情報は、一会計期間の主たる業績の測定値として広く認められているので、稼得利益の内訳要素に対して認識規準を適用する場合には、より厳密な指針が必要になる」(FASB[1984], par.79, 平松・広瀬訳, p.248)とされる。

収益および利得については、厳密な指針として(a)実現(realized)または実現可能(realizable)、および(b)稼得(earned)されていること、という2つの要件が考慮される(FASB[1984], par.83, 平松・広瀬訳, pp.249-250)。

(a) 実現または実現可能

¹³ 森川[1996]によれば、これら2つの認識規準は「基本的認識規準」と「付加的認識規準」と呼称される(森川[1996], pp.11-15)。

収益および利得は、製品（財貨もしくは用役）、商品またはその他の資産が現金または現金請求権と交換される時点に実現される。

収益および利得は、取得もしくは所有している資産が容易に既知の現金額または現金請求権に転換される時点で実現可能となる。容易に転換可能な資産は、価格に著しい影響を及ぼすことなく、当該企業が所有している資産を即時に吸収できる活発な市場において入手可能な(i)互換可能（代替可能）単位および(ii)公道相場価格を有している。

(b) 稼得した

企業が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を、事実上、果たしたときに稼得されたとみなされる。利得は、通常、「稼得プロセス」を伴わない取引その他の事象から生じ、利得を認識するためには、一般に、実現もしくは実現可能という要件のほうが、稼得したという要件よりも重要である。

これらの要件が必要とされるのは次のような理由による。すなわち、「収益および利得の認識指針をより厳密に設定しようとする目的は、収益および利得が認識される前にそれらの存在の事実と金額とをある程度まで確実なものにしておこうとすることであるとされる」（FASB[1984], par.83, 平松・広瀬訳, p.249）と。

(4) SFAC 5 における測定属性

SFAC 5 は、「現在、財務諸表において報告される項目は、当該項目の性質と測定される属性の目的適合性および信頼性に応じて、それぞれ異なる属性によって測定される。当審議会 [FASB] は、今後も引き続き異なる属性を用いる予定である」（FASB[1984], par.66, 平松・広瀬訳, p.241）という基本的な立場に立ち、資産に関する属性として次の5つの属性を指摘し、各測定属性が適用される資産について次のように指摘する（FASB[1984], par.67, 平松・広瀬訳, pp.241-243）¹⁴。

- (a) 歴史的原価（historical cost）¹⁵：有形固定資産および大部分の棚卸資産
- (b) 現在原価（current cost）¹⁶：ある種の棚卸資産
- (c) 現在市場価値（current market value）¹⁷：ある種の市場性ある有価証券に対する投資

¹⁴ SFAC 5 は、負債に関する測定属性についても記述しているが、本研究は、資産を中心に議論しているため、負債に関する測定属性については論及しないこととする。

¹⁵ 歴史的原価とは、当該資産を取得するために支払った現金額または現金同等額であり、通常は取得後の償却その他の配分額で修正した額をいう。

¹⁶ 現在（取替）原価とは、もしも同一または同等の資産を現在取得するとすれば支払わなければならない現金額または現金同等額をいう。

- (d) 正味実現可能価額 (net realizable value)¹⁸ : 短期の売上債権及び棚卸資産
- (e) 将来のキャッシュ・フローの現在(または割引)価値 (present (or discounted) value of future cash flows)¹⁹ : 長期の売上債権

しかし、こうした SFAC 5 における測定属性は、「測定についての概念的指針」(Storey and Storey[1997], p.159, 企業財務制度研究会訳, p.212) に基づいて提示されたものではなく、現行の会計実務を記述するにとどまった結果である。すなわち、「現行の会計実務を特徴付けるにあたって、本概念報告書 [SFAC 5] は、それを、さまざまな理由から多くの例外を伴うとはいえ単一の属性に立脚しているものと見るのではなく、異なった諸属性に立脚しているものと見る。すべての種類の資産及び負債が単一の属性を用いるように、単一の属性を選び出し実務を強制的に変更させるのではなく、本概念報告書は、むしろ、異なった諸属性が引き続き利用されるように示唆し、また、当審議会 [FASB] が特定の場合にいかにして適切な属性を選択しうるのかについて論じるのである」(FASB[1984], par.70, 平松・広瀬訳, p.244) と。

(5) SFAC における利益概念の特質と利益計算構造の特質

以上で確認した SFAC 5 の記述を基礎に、SFAC における利益概念の特質とその利益計算構造を検討する。SFAC 5 は、包括利益と稼得利益という 2 つの利益概念を提示している。これら 2 つの利益概念は次のように特徴付けられる。包括利益は、資産と負債の差額概念である持分(純資産)に関わらして、そのすべての変動を表すと規定されることから、「資産負債利益観」に基づく利益概念であると解される(森川[2000], p.154)。その一方で、稼得利益は、一期間中の資産流入額(収益)が資産流出額(費用)を超過する額と規定されているように、費用・収益の対応の結果であることから、「収益費用利益観」に基づく利益概念であると解される(森川[2000], p.154)。そして、重要な点は、「包括利益と稼得利益とは概念的に異なるものであるが、SFAC では、包括利益を中核とし、その計算過程に稼得利益が中間的構成要素として組み込まれるという形で、この両者の結合がはかられている」(森

¹⁷ 現在市場価値とは、通常の清算において資産を売却することによって入手されうる現金額または現金同等額をいう。

¹⁸ 正味実現可能価額とは、資産が正常な営業過程において換金されると予測される現金額または現金同等額の非割引額をいい、もしも当該換金を行うために必要な直接費があれば、これを控除したものである。

¹⁹ 将来のキャッシュ・フローの現在(または割引)価値とは、正常な営業過程において資産が換金されると予測される将来のキャッシュ・インフローの現在価値または割引価値から、当該キャッシュ・インフローを獲得するために必要なキャッシュ・アウトフローの現在価値を控除したものをいう。

川[2000], p.154) ことである²⁰。

この包括利益は、取引のみを基礎とするのではなく、市場価格の変動のような環境要因が企業に及ぼす影響をも含む広範な利益概念 (FASB[1984], par.39, 平松・広瀬訳, p.230) であり、SFAC 5において採用される資本維持概念および認識規準の構造と相俟って、市場価格の変動による保有利得および損失を取り入れることを可能にする利益計算構造となっていると解される。すなわち、資本維持概念の観点からは、貨幣資本維持概念を採用することにより、そうした保有利得および損失が、投資からの利益として包括利益あるいは稼得利益に含まれることになる。

また、認識規準の構造の観点からも、「定義」・「測定可能性」は、基本的認識規準における一規準に位置付けられる。これにより、「本来不可分の関連にあるはずの『定義』と『測定』とは分離可能となり、両者の関係は一種の組み合わせの関係となる」(津守[2002], p.199) と解される²¹。そのため、測定属性の多様性が容認され、「目的適合性」と「信頼性」に応じて測定属性が選択されることになる。その結果、現在原価、現在市場価値、正味実現可能価額、将来のキャッシュ・フローの現在価値などの時価が測定属性として採用され、市場価格の変動による保有利得および損失が利益計算に取り込まれる。

しかしながら、SFAC 5が指摘する測定属性とその対象資産に着目するならば、有形固定資産や棚卸資産などの費用性資産は主として歴史的な原価に基づいて測定され、主として貨幣性資産としての性格をもつ一部の資産が時価に基づいて測定される。こうした点を考慮すると、SFACにおける利益計算構造は、「緩和された原価主義」²²として特徴付けられると

²⁰ 津守[2002]においても同様の指摘がなされている (津守[2002], pp.149-165)。

なお、企業会計基準委員会・基礎概念ワーキング・グループ[2004]においても同様の利益概念と計算構造が示されていると解される。例えば、辻山[2005], pp.104-112を参照。

²¹ 津守[2002]は、こうした関係を「『財務会計概念報告書第5号』の折衷的見地」と分析する (津守[2002], p.199)。すなわち、「一方では、証券市場における投資家を始め、その他の分野における多様な利用者のニーズに応じて『属性』の多様化を図らなければならないという企業の対外的要請と、他方、依然として根強い『取得原価主義』維持に対するとくに企業内的な要請との矛盾に対するまさにFASB的な対応」(津守[2002], p.199)であると。

Storey and Storey[1997]も同様に指摘する。すなわち、「概念報告書第5号の公表に必要とされた妥協の結果、概念報告書第5号のほとんどは、現行実務や、それらに支持を与え、もしくはそれらを説明するために用いられた理由を単に記述するにとどまり、会計専門家が多年にわたり合意に至らなかった、認識および測定に関する議論の多い問題に分析を加え、その解決を図るための概念的基礎については、ほとんどあるいはなにも提供していない」(Storey and Storey[1997], p.158, 企業財務制度研究会訳, p.210) と。

²² 「緩和された原価主義」の意味については、森川[1995]を参照。

森川[1995]によれば、「緩和された原価主義」とは、「現行の会計実務は純粋な原価主義 (pure historical cost accounting) ではなく、原価主義会計を基調としながらも、特に特定の資産の評価について時価評価 (低価法を含む) 又は再評価など、時価データを組み込んだ混合的

解される（藤井[2004], p.39, 赤城[2005], p.226）。

な評価方式という形をとって存在しているという認識に基づいて、こうした原価主義会計をベースにした混合的な評価実務を指すもの」（森川[1995], p.55）とされる。さらに、『緩和された原価主義』では、近年における金融資産の時価評価をめぐる議論のなかで、投資成果の適切な測定のために特に重視される評価益（保有利得）の認識について、その計上自体が容認されないアメリカ〔これは、後述する SFAS 115 が公表される以前の状況を分析したものである。〕の場合はもちろんのこと、イギリスでも、それは再評価準備金に計上され、当期損益として計上することは許容されないのである。この点に、情報開示の観点から重要な限界が認められる」（森川[1995], p.56）とされ、「英米の基準書で、売却目的短期保有証券について時価評価し、未実現保有利得を当期利益として計上する旨が要求されたことは、特に原価主義会計ないし『緩和された原価主義会計』の枠内でそれが抱える主要な欠陥の少なくとも1つを是正し、その改善ないし発展を図るものとして注目に値するものである」（森川[1995], p.58）とされる。

このように、「緩和された原価主義」は、当初、評価益の当期純利益への計上を許容しないものであったが、その後、評価益を当期純利益に計上することを要求するものへと改善ないし発展が図られたとされる。本研究にいう「緩和された原価主義」は、当然のことながら、後者の「改善ないし発展が図られた『緩和された原価主義』」である。

第 I 部の小括

ここで第 I 部の小括として、2つの会計の枠組みにおける会計の目的を達成するための利益計算構造が、いかなる利益観に基づくものであるかという問題について検討し、さらに次章以降において金融資産の公正価値評価を部分的公正価値評価と包括的公正価値評価とに区分するにあたって、金融資産の公正価値評価そのものはいかなる会計の枠組みないし利益計算構造を理論的基礎とするものであるかという問題について検討する。

(1) 会計責任説と収益費用利益観

会計責任説では、会計の目的を「資本の委託者たる資本提供者に対して受託者たる経営者が彼らから委託された資本を誠実にかつ有効に管理したかについて報告し、その責任を解除されること」(森川[2005], p.25)と捉える。そして、「企業外部の利害関係者(現在の株主と債権者、現在の株主と将来の株主など)間の利害」(森川[2005], p.25)の対立、さらには「経営者と株主の間の利害」(森川[2005], pp.26-27)の対立を想定し、会計の中心的役割を「会計責任履行者の経済的業績の測定[利益測定]」(井尻[1976], 序文 ii)ないし「投下貨幣資本(名目資本)が維持されたかどうか、またそれを超えて、管理運用の成果としての利益がどれだけかを財務諸表を通して計算すること」(森川[2005], p.25)と捉える。以上のことから、会計責任説では、「経営者は、株主から委託されている財を適切に運用したということを証明する」(井尻[1976], p.129)ために、「過去の実際の取引がすべて記録されているという暗黙の保証がある」(井尻[1976], p.129)歴史的原価主義および「不確定な状態にある未実現利益の計上を排除し、確実な期間損益計算を保証する」(森川[2005], pp.101-102)利益認識における実現基準を採用した利益計算が導き出されると解される。

収益費用利益観のもとでは、利益は「企業ないし経営者の業績の尺度」(FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58)と捉えられ、財務会計の基本的なプロセスは「収益・費用の測定、ならびに一期間における努力(費用)と成果(収益)とを関連づけるための収益・費用認識の時点決定」(FASB[1976], par.39, 津守監訳, p.55)となり、利益測定は、収益の実現と収益・費用の対応という2つの段階からなる(FASB[1976], par.40, 津守監訳, pp.55-56)。また、収益費用利益観では、「収益・費用が支配的概念となるので、資産・負債の測定基準は、一般に、利益測定プロセスの必要性によって規定される」(FASB[1976], par.42, 津守監訳, p.56)こととなり、資産の測定属性としては、歴史的原価が他の測定属性に比べて収益費用利益観と強く結び付くと解される(赤城[2005], pp.219-221, 草野[2005], p.38, 佐藤[2003d], pp.41,42, 森川[2005], p.91)。その結果、収益費用利益観における利益計算構造は、期間損益の認識について発生主義会計を採用し、またその測定について収支主義会計を採用する利益計算構

造であると解される（赤城[2005], pp.219-221, 森川[2005], p.91）。

以上の検討から、会計責任説と収益費用利益観は、会計目的ないし会計の中心的役割の観点から、利益認識における実現基準および資産測定に係る取得原価基準を接点として結び付くと解される²³。

(2) 意思決定説と資産負債利益観

意思決定説では、会計の目的として「特に経済的資源の配分に関する意思決定への役立ちという点から、情報利用者に対して、彼らの経済的意思決定のために有用な情報を提供する」（森川[2005], p.6）ことが求められる。ここで、有用な情報とされるものは、「情報利用者の経済的意思決定に伴う不確実性を減じ、将来の予測に役立つ特性を備えた情報」（森川[2005], p.6）である。そのため、この観点から、測定属性として時価を積極的に取り入れることとなり、測定原則は、「取得原価主義に基づく回顧的な測定構造に代えて、時価主義や割引現価主義などの現在ないし将来展望的な測定属性、または取得原価主義に加えて、時価主義ないし割引現価主義をも含む混合測定属性が採用される」（森川[2005], p.6）と解されるのである。

会計の枠組みとしての意思決定説に立脚すると解される SFAC においても、財務報告の目的は「現在および将来の投資家、債権者その他の利用者が、合理的な投資、与信および類似の意思決定を行ううえで有用な情報の提供」（FASB[1978], par.34, 平松・広瀬訳, p.26）に求められ、より具体的には「1)企業の経済的資源、2)この資源に対する請求権（他のエンティティへ資源を移転する企業の義務および所有主持分）ならびに 3)企業の資源とそれに対する請求権とに変動をもたらす取引、事象および状況の影響に関する情報」（FASB[1978], par.40, 平松・広瀬訳, pp.30-31）が求められるのである。そして、特に、そのような情報のなかでも「利益とその構成要素により提供される企業業績に関する情報」（FASB[1978], par.43, 平松・広瀬訳, p.32）に第一義的な焦点が当てられる。

そのような財務報告によって提供される会計情報を有用にする質として、意思決定有用性を最上位の判断規準とし（FASB[1980], par.32, 平松・広瀬訳, p.76）、目的適合性と信頼性を主要な質とし（FASB[1980], par.33, 平松・広瀬訳, p.76）、特に目的適合性が強調される。

SFAC における利益概念と利益計算構造に着目するならば、SFAC では、資産負債利益観に基づく利益概念であると解される包括利益と収益費用利益観に基づく利益概念である稼

²³ 津守[2002]では、財務報告目的としての受託責任、会計理論に対する基本的アプローチとして古典的アプローチ、利益観として収益費用中心観〔本研究にいう収益費用利益観である。〕、測定属性としての歴史的な原価測定、利益概念としての稼得利益に緊密な結合関係が指摘されている（津守[2002], p.241）。

得利益という概念的に異なる2つの利益概念が採用され（森川[2000], p.154）、「包括利益を中核とし、その計算過程に稼得利益が中間的構成要素として組み込まれるという形で、この両者の結合がはかられている」（森川[2000], p.154）のである。

この包括利益は、取引のみを基礎とするのではなく、市場価格の変動のような環境要因が企業に及ぼす影響をも含む広範な利益概念（FASB[1984], par.67）であり、貨幣資本維持概念および基本的認識規準と相俟って、市場価格の変動による保有利得および損失を取り入れることを可能にする利益計算構造となっていると解される。

そもそも、資産負債利益観のもとでは、利益は「企業の富の増加の尺度」（FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58）と捉えられ、財務会計の基本的なプロセスは「資産の属性およびそれらの変動を測定すること」（FASB[1976], par.34, 津守監訳, p.53）であり、利益は「資産・負債の変動に関連づけて」（FASB[1976], par.35, 津守監訳, p.54）測定される。そして、「企業の経済的資源の財務的表現」（FASB [1976], par.91,A-1, 津守監訳, p.80）とする資産の定義の観点からは、資産の測定属性は、「キャッシュ・インフローの大きさを示す評価基準を採用することが望ましい」（赤城[2005], p.223）と解され、「その測定属性として原理的には時価、特に将来キャッシュ・フローの割引現在価値が選択される関係にあると解される」（森川[2005], p.94）のである。

以上のことから、会計の枠組みとしての意思決定説と資産負債利益観は、情報利用者の経済的意思決定に有用な情報として資産・負債の測定属性として時価が適用される場合には、当該測定属性を接点として結び付くと解される²⁴。ただし、情報利用者の経済的意思決定に有用な情報をいかに捉えるかによって、資産負債利益観に基づく利益計算構造に収益費用利益観に基づく利益概念を「中間的構成要素」（森川[2000], p.154）として組み込む余地があると解される。

上述のように、SFAC は会計の枠組みとしての意思決定説に基づき、包括利益の計算過程に稼得利益を「中間的構成要素」（森川[2000], p.154）として取り入れている。また、辻山[2002a]は、「財務報告の中心目的は、投資および与信意思決定のための情報提供にある」（辻山[2002a], p.350）という立場に立脚し、「事後の事実（つまりキャッシュ〔・〕フローに対する事前の期待が実際にどこまで実現したか）によって投資家の事前の期待の成果を確認し、期待を事後に修正して、新たな期待を形成するための情報としての機能」（辻山[2002a],

²⁴ 津守[2002]では、財務報告目的としての投資情報、会計理論に対する基本的アプローチとしての利用者指向アプローチ（ないし意思決定・有用性アプローチ〔本研究にいう意思決定説である。〕）、利益観として資産負債中心観〔本研究にいう資産負債利益観である。〕、測定属性としての市場指向測定、利益概念としての包括利益に緊密な結合関係が指摘されている（津守[2002], p.241）。

p.352) を担う会計上の利益情報は、「事後に測定された実現利益（広い意味でのキャッシュ・フロー）」であると指摘する。そのうえで、「外形的には金融商品であっても、その時価の変動額が事後の業績とみなしえない場合には、実現利益とはみなしえないものが存在する」（辻山[2002a], p.352）とし、当該時価の変動額を「その他の包括利益」として報告し、それを含む包括利益を報告するとしても、「実現利益の意味は変わらない」（辻山[2002a], p.361）、いかえれば、『利益額』としての情報価値は『包括利益』にあるのではなく、あくまでも『純利益』、つまりは『広義の実現利益』に置かれたままである」（辻山[2002a], p.366）と指摘する。しかし、このように考えた場合であっても、「時価評価差額の一部に実現利益とは認められないものが含まれる可能性がある」（辻山[2002a], pp.367-368）場合には、「いわゆる包括利益と実現利益との間に『その他の包括利益』という領域が生じる可能性を否定できない」（辻山[2002a], p.368）と指摘する。

(3) 金融資産の公正価値評価、会計の枠組み、利益観

上述のように、会計の枠組みとしての会計責任説および収益費用利益観に基づく利益計算構造を想定する場合、資産の測定属性としては歴史的原価が導き出されると解され、金融資産の公正価値評価は、このような会計の枠組みおよび利益観とはなじまないものであると解される。そのため、金融資産の公正価値評価は、会計の枠組みとしての意思決定説を理論的基礎とするものであり、資産負債利益観に基づく利益計算構造の採用が求められると解される²⁵。

津守[2002]によれば、FASB の会計基準形成過程においても、金融商品の公正価値評価が議論されるなかで、資産負債利益観の主張が強まったことが、歴史的に明らかにされている。津守[2002]は、次のように指摘する。すなわち、「1986年に始まるこの第4局面〔『金融商品の開示と測定』問題の討議（1986～1991）〕の基本的な特徴は、1976年のFASB『討議資料』（…原文タイトル省略…）に関する公開討論の開始以来、10年にわたって展開された『収益費用（学）派』の反撃・『資産負債（学）派』の後退の時期に代わって、主として金融商品を対象とする新たな時価主義が台頭し『資産負債（学）派』の反撃の時期が始まったことである」（津守[2002], p.262）と。

さらに、津守[2002]によれば、アメリカの会計理論における利益概念が、歴史的に「収益費用利益観」から「資産負債利益観」に移行した根底には、「意思決定説」の採用が指摘される。津守[2002]は、次のように指摘する。すなわち、「アメリカ合衆国における会計的利益概念・利益観は、とりわけ1970年代初頭以後、『損益計算書中心主義的利益概念』から

²⁵ 有価証券の時価評価をめぐる諸見解については、石川[2000]を参照。

『貸借対照表中心主義的利益概念』への移行、或いは『収益・費用中心的利益観』(revenue and expense view of earnings) から『資産・負債中心的利益観』(asset and liability view of earnings) への移行を開始した。この移行の重要性は、(…中略…) そのより深い基底において、会計理論に対する基本的アプローチの転換、すなわち『古典的アプローチ』から『意思決定・有用性アプローチ』への転換が生じているという点にある」(津守[2002], p.203)²⁶と。

²⁶ ここにいう「古典的アプローチ」は、「作成者指向アプローチ」(津守[2002], p.252)であり、「対象指向的な『真実の利益』の認識を目指す」(津守[2002], p.252)アプローチとして記述されることから、本研究における「会計責任説」と必ずしも合致するものではない。しかし、「古典的アプローチ」における財務報告目的が、受託責任であると指摘される点(津守[2002], p.241)を考慮すると、共通する部分があると解される。

第Ⅱ部 金融資産の部分的公正価値評価の制度化

—アメリカの会計基準を手がかりとして—

上述のように、金融資産の公正価値評価の形態には、部分的公正価値評価と包括的公正価値評価という 2 つが考えられる。第Ⅱ部では、部分的公正価値評価の基本的形態を抽出するため、アメリカの会計基準を手がかりに、その検討を行うこととする。

アメリカでは、財務会計基準書第 115 号『特定の負債証券及び持分証券への投資に関する会計処理』（FASB [1993]）（以下「SFAS 115」と略す。）が、FASB により 1993 年 5 月に公表され、有価証券の公正価値評価を要求している。

SFAS 115 は、売却可能有価証券の未実現保有損益を株主持分に直接計上することを要求していたが、その後、FASB により 1997 年 6 月に公表された財務会計基準書第 130 号『包括利益の報告』（FASB [1997]）（以下「SFAS 130」と略す。）では、当該未実現保有損益をその他の包括利益（other comprehensive income）として報告することを要求している。

さらに、その後、FASB により 1998 年 6 月に財務会計基準書第 133 号『デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理』（FASB [1998]）（以下「SFAS 133」と略す。）が公表され、デリバティブの公正価値評価を要求している。

会計基準が公表された順序は、上述のとおりであるが、SFAS 115 または SFAS 133 が、有価証券またはデリバティブという金融資産（または金融負債）の公正価値評価に関連する会計基準であり、SFAS 130 が、公正価値評価により生じる評価差額に関連するものである。しかしながら、本研究では、各会計基準の公表の背景をも含めて、その内容を概観するため、会計基準が対象とする内容の側面からは多少前後するが、各会計基準が公表された年代にしたがって、これを概観する。

第 4 章 財務会計基準書第 115 号（1993 年）における有価証券の公正価値評価

(1) 基準設定の背景

SFAS 115 の公表以前には、金融機関が保有する負債証券のうち販売目的およびトレーディング目的で保有するものを償却原価で評価することが益出し取引の誘因となっていた。規制当局はこのような益出し取引について懸念を表明した。益出し取引を行った場合、値上がりした有価証券を売却し利得を認識するが、未実現損失の生じている有価証券はそのまま保有されつづける。そして、当該有価証券に対しては償却原価法が適用されるため未実現損失が認識されない。規制当局は、このような場合には低価基準に基づく評価方法

(lower-of-cost-or-market method; LOCOM method) が適切であると考えていた (FASB [1993], para.31)。このような規制当局の懸念を受けて、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants; AICPA) の下部機関である会計基準執行委員会 (Accounting Standards Executive Committee; AcSEC) は、意見表明書案『資産として保有する負債証券の金融機関による報告』(1990年5月公表) (以下「SOP案」と略す。) ²⁷ を公表した (FASB[1993], par.32)。

SOP案では、金融機関が資産として保有する負債証券は、(a) 投資目的資産 (investments assets)、(b) 短期売買目的資産 (trading assets)、(c) 売却目的資産 (assets held for sale) に区分することとされた。そして、投資目的資産は償却原価で、短期売買目的資産は市場価格で、売却目的資産は償却原価と市場価格のいずれか低い価額で報告することとされた。短期売買目的資産の未実現損益および売却目的資産の未実現損失は当期純利益に計上することとされた。さらに、三区分別それぞれについて、市場価格ならびに未実現利得総額および未実現損失総額を開示することとされた (企業財務制度研究会[1995], pp.143-144) ²⁸。

また、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission; SEC) 委員長リチャード C. ブリーデンは、1990年9月に連邦議会上院の銀行・証券・都市問題委員会で、すべての投資有価証券を市場価値で報告する必要があると発言した (FASB[1993], par.33)。金融機関は利付資産と利付負債のポートフォリオの積極的な管理によって純利益の最大化と金利リスクの管理を図っている。この資産負債総合管理は、たびたび資産と負債の構成を再構築するために投資有価証券の売買を伴う。このような環境のもとで歴史的な原価モデルを使用し続けることは、結果として財務報告の目的適合性を減じることになる。このような理由から、ブリーデン委員長は時価評価の必要性を主張している (Wyatt[1991], p.82)。この発言の背景には、1980年代における貯蓄貸付組合等の金融機関の経営悪化および倒産問題があるとされる。金融機関の経営悪化に対して、規制機関は猶予政策を採った。この猶予政策は問題を先送りするものであり、これによって、かえって破綻処理コストが大きくなるという結果となった。このことが金融機関の経営状況の早期発見には原価情報ではなく時価情報が不可欠であるという認識につながったとされる (田中[1999], p.19)。

このブリーデン委員長の発言を受けて、AcSECは、金融機関が資産として保有する負債証券の認識および測定に関するプロジェクトについてはFASBの方が効率的に扱うことができるという結論を下して、FASBに当該プロジェクトの執行を要請したのである。その際

²⁷ Accounting Standards Executive Committee, *Proposed Statement of Position, Reporting by Financial Institution of Debt Securities Held as Assets*, May 1990.

²⁸ SOP案の原文が入手できなかったため、企業財務制度研究会[1995]の記述によっている。

に、AcSEC は市場価値の測定に基づく基準作成、金融機関に限定せず商企業も含めた基準作成、さらに負債証券と持分証券の会計処理を一致させる基準作成を提案している (FASB[1993], pars.33, 35)。

このような動きを経て、FASB は SFAS 115 の作成に取り組んだが、最終的に業種間の基準の統一化および低価基準の廃止という問題に限定して基準を作成せざるを得なかった。すべての有価証券を市場価値で測定すること、そして負債証券と持分証券の会計処理を一致させることが、SFAS 115 公表の前提となっている。

(2) 有価証券の公正価値評価と評価差額の処理

SFAS 115 の対象となる有価証券は、公正価値が容易に決定可能な持分証券への投資 (investments in equity securities that have readily determinable fair values) とすべての負債証券への投資 (all investments in debt securities) である (FASB [1993], par.3)²⁹。そして、これらの有価証券は、満期保有目的有価証券 (held-to-maturity securities)、売買目的有価証券 (trading securities)、売却可能有価証券 (available-for-sale securities) に分類される (FASB[1993], par.6)。

満期保有目的有価証券とは、当該有価証券を満期まで保有する積極的な意思および能力を有する報告企業により保有される負債証券であると定義され、当該有価証券は償却原価で評価される (FASB[1993], par.7)。償却原価とは、ディスカウントまたはプレミアムの償却により調整された取得原価である。したがって、当該有価証券には評価差額が生じない。

売買目的有価証券とは、短期間の価格差に基づいて利益を生み出すことを目的として、近い将来に売却するために購入し保有される有価証券であると定義され、売却可能有価証券とは、売買目的および満期保有目的のいずれにも分類されない有価証券であると定義される。具体的には、後述するように長期投資の有価証券や負債の金利リスクを管理する目的で保有される負債証券がこれに該当する。このような売買目的有価証券および売却可能有価証券は公正価値で評価される (FASB[1993], par.12)。ここにおける公正価値とは、「強制的な清算あるいは売却によるものではなく、自由意思を持つ当事者間の現在の取引において金融資産が交換されうる価額をいう」 (FASB[1993], par.137) とされる。そして、金融資産について取引所の市場価格が入手可能である場合には、公正価値は当該金融資産の取引単位数にその市場価格を乗じた積であるとされる (FASB[1993], par.137)。

これらの有価証券については公正価値で評価されるために評価差額が生じるが、当該評価差額は未実現保有損益 (unrealized holding gains and losses) と呼ばれる。そして、売買目

²⁹ 持分証券および負債証券の定義については FASB[1993], par.137 を、公正価値が容易に決定可能な場合については FASB[1993], par.3 を参照されたい。

的有価証券に係る評価差額は純利益に含められ、売却可能有価証券の評価差額は、実現するまで純利益から除外され、貸借対照表株主持分の独立項目として純額で計上される (FASB[1993], par.13) ³⁰。

このような有価証券の評価および評価差額の処理を採用する SFAS 115 の論拠は次のとおりである。まず、SFAS 115 によれば、負債証券および持分証券の公正価値は、投資家、債権者その他の情報利用者が企業の投資戦略を評価する際に役立つとされる (FASB[1993], par.40)。情報利用者のうち特に投資家に焦点を当てた場合、有価証券の公正価値情報の有用性は、次のように説明される。すなわち、「投資家は企業への正味将来キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性に関心がある。その理由は、企業への正味将来キャッシュ・インフローが企業から投資家へのキャッシュ・インフローの主要な源泉となるからである。そして、公正価値は当該有価証券の正味将来キャッシュ・フローの現在価値についての市場の見積りを表している。当該現在価値は、現在の利子率とそのキャッシュ・フローが将来生じないリスクの市場の見積りとの両方を反映するために割り引かれたものである」 (FASB[1993], par.40) と。つまり、有価証券の公正価値は市場の見積りによる正味将来キャッシュ・フローの現在価値であり、そこには金利リスクとキャッシュ・フローのデフォルト・リスクが反映されている。そのため、投資家に企業への正味将来キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性に関する情報を提供することができるのである。

しかし、満期保有目的有価証券については、公正価値情報は目的適合性が乏しいと判断される。SFAS 115 は次のように指摘する。すなわち、「負債証券が満期まで保有される場合には、当該負債証券の原価がデフォルトすることなく、将来に実現し、期中の未実現損益はいかなるものも将来戻し入れられるので、償却原価が負債証券のより目的適合的な測定値である」 (FASB[1993], par.58) と。このように、満期保有目的有価証券は、満期まで保有されるという保有意図により公正価値評価の対象から除外されるのである。

売却可能有価証券は公正価値で評価されるが、その評価差額は純利益から除外される。それは次のような理由による。すなわち、「金融機関は、金利リスクを管理する際に有価証券への投資とその負債との両方を考慮している企業である。当該企業が述べるところによれば、投資の未実現保有損益を純利益において報告して、関連する負債について未実現保有損益を報告しなければ、利益に著しいボラティリティが発生する可能性がある」とされる。そのようなボラティリティは事業を管理する方法と企業全体に対する経済事象の影響の両方を反映しないために生ずる」 (FASB[1993], par.93) と。また、売却可能有価証券の未実現

³⁰ ここでは SFAS 130 による修正を考慮していない。

保有損益を株主持分で報告することにより、「関連する負債について公正価値で評価せず、一部の資産を公正価値で評価する結果生ずる報告利益のボラティリティが発生する可能性を緩和する。そして、長期投資の公正価値の変動を純利益において報告することによる懸念も軽減する」(FASB[1993], par.94) とされる。このように売却可能有価証券については負債の金利リスクを管理する目的、あるいは長期投資目的という保有意図から、利益のボラティリティを排除するために、その評価差額が純利益から除外されることになるのである。

第5章 財務会計基準書第130号(1997年)における包括利益の報告

(1) 基準設定の背景

SFAS 130 が公表される以前は、特定の資産・負債の変動について、それらが認識された期間の損益計算書を迂回して貸借対照表の株主持分の独立項目として直接報告する処理が行われてきた (FASB[1997], par.3)。

しかし、そのような項目の累積残高および変動額の財務諸表上の表示方法についてはかなりばらつきがあり、財務諸表の情報利用者は包括利益概念の導入を求めたのである。このような財務諸表利用者の要請により SFAS 130 が検討されることとなった。これが包括利益の報告が検討対象となった第一の要因である (FASB[1997], pars.4, 40)。

また、イギリスの会計基準審議会が財務報告基準書第3号『財務業績の報告』(1992年10月公表)³¹の中で総認識利得損失計算書を導入していた。同様に、IASC も包括利益の報告について議論を行っていた³²。国際的調和化への要望に対する配慮から SFAS 130 の検討がなされたとされる。これが包括利益の報告が検討対象となった第二の要因である (FASB[1997], pars.42-44)。

さらに、将来、金融商品を公正価値で評価することとされたときの評価差額が生ずる可能性があった。金融商品プロジェクトにより損益計算書に計上されない包括利益項目が増加することが予想された。これに対して財務諸表利用者は懸念を表明した。金融商品プロジェクトも包括利益報告プロジェクトの検討の契機となったとされる。金融商品プロジェクトの検討により SFAS 130 が検討されることとなった。これが包括利益の報告が検討対象となった第三の要因である (FASB[1997], pars.45, 48)。これら3つの要因から SFAS 130 は公表されている。

³¹ Accounting Standards Boards, *Financial Reporting Standard No.3, Reporting Financial Performance*, October 1992.

³² その後、IAS 1『財務諸表の表示』(*International Accounting Standard 1, Presentation of Financial Statements*) が改訂され、「認識収益・費用計算書 (statement of recognised income and expense)」が導入されている。

また、2006年3月にIASBは『公開草案 IAS 1 財務諸表の表示の改訂案：再表示』(*International Accounting Standards Board, Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements: A Revised Presentation*, March 2006.) を公表し、当期純利益と総認識収益・費用を1つの計算書(認識収益・費用計算書; Statement of recognised income and expense) で表示することを提案している。

(2) 包括利益の報告

包括利益は、純利益 (net income) とその他の包括利益 (other comprehensive income) に区分される (FASB[1997], par.15)。純利益に含まれる項目は従来通り損益計算書で報告される (FASB[1997], par.16)。その他の包括利益には、外貨諸項目 (foreign currency items)、最小年金負債調整 (minimum pension liability adjustments)、特定の負債証券および持分証券への投資に係る未実現損益 (unrealized gains and losses on certain investments in debt and equity securities) が該当する (FASB[1997], par.17)³³。

そして、包括利益およびその構成要素であるその他の包括利益は、完全な一組の財務諸表と同じ程度目立つように表示される計算書において表示されなければならないとされる (FASB[1997], par.22)。そのような計算書として、SFAS 130 は損益計算書タイプの様式と持分変動計算書タイプの様式を例示している。前者には、さらに包括利益の合計金額を損益計算書で純利益合計額の下に表示する方法 (一計算書アプローチ) と、損益計算書とは別に純利益から始まる独立した包括利益計算書に包括利益の合計金額を表示する方法 (二計算書アプローチ) とがある。一計算書アプローチにより作成される計算書は、「損益及び包括利益計算書 (Statement of Income and Comprehensive Income)」と呼ばれ、二計算書アプローチにより作成される計算書は、「包括利益計算書 (Statement of Comprehensive Income)」と呼ばれる (FASB [1997], Appendix B)。その他の包括利益の合計金額は、貸借対照表の株主持分に留保利益および追加払込資本と区分して独立項目として計上される。当該独立項目には「その他の包括利益累積残額 (accumulated other comprehensive income)」という名称などが付される (FASB[1997], par.26)。

また、当期に純利益の一部として表示される包括利益項目が、前期以前にその他の包括利益の一部として表示された項目である場合には二重計上を避けるために調整される。このような調整は SFAS 130 では「再分類調整 (reclassification adjustments)」と呼ばれる (FASB [1997], par.18)。再分類調整は、当期以前にその他の包括利益で認識された未実現損益を実現時に純利益に振り替える役割と、利益の二重計上を避けるために、実現時にその他の包括利益から控除する役割を持っていると考えられる。

このような SFAS 130 の公表により、それまで純利益に計上されずに貸借対照表の株主持分の独立項目として報告されていた売却可能有価証券の評価差額は、その他の包括利益に含まれ、その純額が貸借対照表の株主持分でその他の包括利益累積残額として報告される。その後、売却可能有価証券を売却した場合には、売却損益を実現損益として純利益に

³³ 後述するように、SFAS 133 に規定される「キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてヘッジ手段として指定したデリバティブに係る損益」もその他の包括利益に該当する。

計上し、過年度にその他の包括利益として計上されたものを当期にその他の包括利益から控除することになる。

第6章 財務会計基準書第133号（1998年）におけるデリバティブの公正価値評価

(1) 基準設定の背景

FASBは、1986年に「金融商品プロジェクト」を発足させたが、当時から金融商品に関連する広範囲な課題の一部として、デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理に取り組んできたのである。このプロジェクトは、当初は開示の問題に焦点を当てて、1990年3月に財務会計基準書第105号『オフバランスシート・リスクを伴う金融商品および信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示』³⁴の公表に、翌1991年12月には財務会計基準書第107号『金融商品の公正価値に関する開示』³⁵の公表に至った（FASB[1998], par.207）。

FASBは、1991年9月に調査報告書『ヘッジ会計：基本問題の探究』³⁶を公表し（FASB[1998], par.208）、翌1992年1月にデリバティブおよびヘッジ活動に関する問題に本格的に着手した（FASB[1998], par.210）。当時、デリバティブおよびヘッジ活動の使用範囲は急速に拡大し、その複雑さも増すにつれ、デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理および開示に関する懸念も広まっていったのである。国際的な金融市場は変化し、金融イノベーションにより、金利、為替、市場価格および信用リスクなどのリスク・エクスポージャーを管理するための新たなデリバティブが次々と開発されていた。そして、いくつかの会社がデリバティブにより多額の損失を被ったことにより、不十分な会計報告に対する懸念が急速に高まったのである（FASB[1998], par.212）。そのため、FASBは、緊急の課題としてデリバティブに関する財務情報の開示の側面に焦点を当て、1994年10月に財務会計基準書第119号『デリバティブの開示および金融商品の公正価値の開示』³⁷を公表した（FASB[1998], par.213）。

その後も、問題の複雑さゆえに審議は難航した。これはSFAS 133の公表までに約6年の歳月を要していることからもうかがえる。FASBは基準書の公表に漕ぎ着けたものの、暫定的な段階にあり、最終的にはすべての金融商品を貸借対照表において公正価値で測定する

³⁴ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.105, Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*, March 1990.

³⁵ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.107, Disclosure about Fair Value of Financial Instruments*, December 1991.

³⁶ Bierman, H. Jr., L. T. Johnson and D. S. Peterson, *FASB Research Report, Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues*, 1991. (白鳥庄之助・大塚宗春・富山正次・石垣重男・篠原光伸・山田辰己・小宮山賢訳『ヘッジ会計：基本問題の探究（増補版）』中央経済社、1991年。)

³⁷ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.119, Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*, October 1994.

ことを目標としているのである (FASB[1998], par.216)。

(2) デリバティブの定義

デリバティブとは、下記の3つ特徴を有する金融商品その他の契約である (FASB[1998], par.6)。

- (a) 1つ以上の原資産 (underlyings)³⁸および1つ以上の想定元本 (notional amounts)³⁹または支払条項 (payments provisions) あるいはその両方を有する。
- (b) 当初純投資 (initial net investment) を要求しない、あるいは市場要因の変動に対して類似の反応をすると予想される他の種類の契約に対して要求されるよりも少額の当初純投資を要求する⁴⁰。
- (c) 純額決済 (net settlement) が要求される、あるいは認められる。または、契約外の手段で容易に純額で決済できる。または、受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置くような資産の引渡しをもたらす。

こうしたデリバティブの定義にとって重要な点として、田中[1999]によれば、次の4点が指摘される (田中[1999], p.82)。第一に、デリバティブの公正価値またはキャッシュ・フローが原資産の変動に基づいて変動する。第二に、契約が想定元本に基づいている。第三に、当初純投資が僅少である。第四に、契約が容易に純額で決済できる。

(3) デリバティブの公正価値評価

SFAS 133 は、デリバティブの会計処理の基礎となる土台として、以下の4つの基本的前提を置いている (FASB[1998], par.3)。

- (a) デリバティブは、資産または負債の定義を満たす権利または義務を表し、財務諸表に

³⁸ 原資産とは、指定された利率、証券価格、市況商品価格、外国為替レート、価格またはレートの指標その他の変数である。原資産は、ある資産または負債の価格またはレートであるが、それ自体は資産または負債ではない (FASB [1998], par.7)。

³⁹ 想定元本とは、契約において指定された、いくつかの通貨単位、株、ブッシェル、重量単位その他の単位である。想定元本を有するデリバティブの決済は、想定元本に原資産を乗じた金額で行われるか、レバレッジ要因または他の定数を有する公式に基づいて行われる (FASB [1998], par.7)。

⁴⁰ 多くのデリバティブは、当初純投資を要求しない。当初純投資を要求するデリバティブには、時間価値に対する報酬 (例えば、オプション・プレミアム) を要求するもの、または市場の状況よりも多少望ましい条件に対する報酬 (例えば、現在の先渡価格よりも低い価格による先渡購入契約に関するプレミアム) を要求するものがある。また、契約開始時に通貨その他の資産の相互交換を必要とするものがある。そのような場合の純投資は、交換された資産の公正価値の差額である (FASB [1998], par.8)。

において報告されなければならない。

- (b) 公正価値は、金融商品に対する最も目的適合的な測定値であり、金融商品に対する唯一の目的適合的な測定値である。デリバティブは、公正価値で測定されなければならない。ヘッジ対象の帳簿価額の修正は、ヘッジ対象リスクに起因し、ヘッジが有効である間に生じる公正価値の変動（すなわち、利得または損失）を反映しなければならない。
- (c) 資産または負債である項目のみが、財務諸表において資産または負債として報告されなければならない。
- (d) ヘッジ対象として指定された項目に対する特別な会計処理は、適格な項目に対してのみ提供されなければならない。適格性の一つの側面は、ヘッジ対象リスクのヘッジ期間に、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を有効に相殺しあうという期待の査定でなければならない。

SFAS 133 では、こうした基本的前提に基づき、デリバティブの会計処理が行われる。すなわち、デリバティブは、貸借対照表上、資産または負債として認識され⁴¹、公正価値で測定される（FASB[1998], par.17）。ここにいう公正価値とは、「資産（負債）が、自発的な当事者間の現在の取引で、つまり、強制または清算による売却以外の現在の取引において、購入（発生）もしくは売却（決済）されうる金額である」（FASB[1998], par.540）と定義される。貸借対照表日の公正価値は、活発な市場における市場価格が入手可能な場合とそうでない場合とで異なる。前者の場合には、公正価値は市場価値となり、後者の場合には、期待将来キャッシュ・フローの割引現在価値などの見積値が公正価値となる。

こうしたデリバティブの会計処理は、先の基本的前提(a)および(b)に基づいている。古賀[1997]によれば、(a)の基本的前提がデリバティブのオンバランスを求めるものであり、(b)の基本的前提がデリバティブの公正価値測定を求めるものであるとされる（古賀[1997], p.26）。

(4) デリバティブの公正価値の変動による利得または損失の会計処理

SFAS 133 では、デリバティブの利得または損失は、発生時に純利益に計上することを基本としている。こうしたデリバティブの利得または損失の会計処理は、先の基本的前提(c)に基づいている。古賀[1997]によれば、この基本的前提(c)により、デリバティブの利得また

⁴¹ SFAS 133 では、デリバティブについて、資産または負債の定義を満たす権利または義務であると述べるにとどまり、その資産性・負債性については検討を行っていない。この点については、醍醐[1995]および古賀[1996]を参考にした。また、デリバティブに関しては、約定時点においてその権利および義務を両建てで計上すべきであると解される（徳田[2000], p.111）。

は損失の繰延処理が禁止される（古賀[1997], p.26）。

こうした基本的前提に基づきながらも、デリバティブの利得または損失は、エンティティがデリバティブを保有する理由に応じて会計処理される（FASB[1998], par.18）。ヘッジの指定のない場合、つまりトレーディング目的で保有する場合には、ヘッジ手段として指定しないデリバティブの利得または損失は、当期純利益に計上される。

一方、ヘッジの指定があり、そのヘッジ関係が適格な場合には、特別な会計処理が認められる。これは、先の基本的前提(d)に基づいている。この基本的前提により、特別な会計処理は、合理的な規準を満たす取引に制限される(FASB[1998], par.230)。ヘッジ関係は3つに分類され、それぞれ(a)公正価値ヘッジ、(b)キャッシュ・フロー・ヘッジ、(c)外貨ヘッジのいずれかによって会計処理される。

(a) 公正価値ヘッジ

エンティティは、特定リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするヘッジ手段として、デリバティブを指定することができる（FASB[1998], par.20）。ヘッジ可能な対象は、認識された資産または負債、あるいは未認識の確定約定であり、この場合に、ヘッジ可能なリスクは、ヘッジ対象全体の公正価値の変動リスク、市場金利の変動に起因する公正価値の変動リスク、外国為替レートの変動に起因する公正価値の変動リスク、債務者の信用度の変動に起因する公正価値の変動リスクである（FASB[1998], par.21）。指定されたヘッジ関係が、ヘッジを文書化し⁴²、ヘッジの有効性を査定する⁴³という適格規準を満たすならば、公正価値ヘッジとして適格と認められる（FASB[1998], par.20）。

こうした公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ手段、つまりデリバティブの利得または損失は、当期純利益に計上され、ヘッジ対象の利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、かつ当期純利益に計上される（FASB[1998], par.22）。したがって、ヘッジ手段の利得または損失とヘッジ対象の利得または損失とが、同一の会計期間で相殺される。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

⁴² SFAS 133 は、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジを実行する当該エンティティのリスク管理目的・戦略に関する正式な文書化を要求している（FASB[1998], par.20.a）。これは、ヘッジの検証可能性を確保するものである（FASB[1998], par.385）。この文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ対象リスクの性格の識別、およびヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動に対するエクスポージャーを相殺するにあたって、ヘッジ手段の有効性を査定する方法が記載される。

⁴³ SFAS 133 は、ヘッジの開始時に、そしてその後継続して、ヘッジ関係が、ヘッジが指定されている期間中のヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動の相殺を達成するのに高度に有効であると予測されることを要求している（FASB[1998], par.20.b）。

エンティティは、特定のリスクに起因する期待将来キャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーをヘッジするヘッジ手段として、デリバティブを指定することができる。ヘッジ可能な対象は、変動利付債における金利の支払いのような認識された資産または負債、あるいは予定購入または予定売却のような予定取引に関連するエクスポージャーである (FASB[1998], par.28)。指定されたヘッジ関係が、ヘッジを文書化し、ヘッジの有効性を査定するという適格規準を満たすならば、キャッシュ・フロー・ヘッジとして適格と認められる (FASB[1998], pars.28,29)。予定取引に関するキャッシュ・フロー・ヘッジには、エンティティがキャッシュ・フロー・エクスポージャーを引き起こす予定取引を明確に識別することを要求する追加的な規準⁴⁴が設けられている (FASB[1998], par.29)。

このようなキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、ヘッジ手段であるデリバティブの利得または損失は、その他の包括利益の構成要素として (純利益以外で) 報告され、そしてヘッジ対象取引が純利益に影響を及ぼす会計期間と同一の会計期間において純利益に再分類される。また、不完全ヘッジ、つまりヘッジ手段の利得または損失がヘッジ対象の利得または損失を有効に相殺すると認められない部分は、純利益に計上される (FASB[1998], pars.30,31)。

(c) 外貨ヘッジ

エンティティは、一定の外貨エクスポージャーについてヘッジを指定することが認められている。これが外貨ヘッジである。外貨ヘッジには、(イ) 未認識の確定約定または売却可能有価証券の公正価値ヘッジ、(ロ) 外貨建予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ、(ハ) 在外事業への純投資のヘッジがある。

(イ) 未認識の確定約定または売却可能有価証券の公正価値ヘッジ

エンティティは、外国為替レートの変動に起因する未認識の確定約定に係る公正価値の変動をヘッジするヘッジ手段として、為替差損益を生ずるデリバティブまたは非デリバティブ金融商品を指定することができ、外国為替レートの変動に起因する売却可能負債証券に係る公正価値の変動をヘッジするヘッジ手段として、デリバティブを指定することができる。ヘッジ手段およびヘッジ対象の利得または損失は、公正価値ヘッジに準じて会計処理される。

⁴⁴ 追加規準としては、予定取引が、単独の取引または取引グループとして識別されていること、予定取引の発生の可能性が高いこと、予定取引が、報告エンティティの外部当事者との取引であり、報告利益に影響しうるヘッジ対象リスクについてキャッシュ・フローの変動リスクにさらされていること、予定取引が、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動を再測定し、当期に稼得利益で報告される資産の取得または負債の発生ではないことなどがある。

(ロ) 外貨建予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

エンティティは、外貨建取引に関連するキャッシュ・フローの変動性における外貨エクスポージャーをヘッジするヘッジ手段として、デリバティブを指定することができる。ヘッジ手段およびヘッジ対象の利得または損失は、キャッシュ・フロー・ヘッジに準じて会計処理される。

(ハ) 在外事業への純投資のヘッジ

エンティティは、在外事業への純投資の外貨エクスポージャーをヘッジするヘッジ手段として、為替差損益を生ずるデリバティブまたは非デリバティブ金融商品を指定することができる。ヘッジ手段の利得または損失は、ヘッジ手段として有効な範囲内で換算調整額としてその他の包括利益で報告される。

第Ⅱ部の小括

以上のように、金融資産の部分的公正価値評価の形態を具体的に展開する諸会計基準を概観した。ここで、小括として部分的公正価値評価の基本的形態を整理する。その際に、(1)資産測定、(2)公正価値概念、(3)評価差額の処理の各観点からその基本的形態を浮き彫りにする。

(1) 資産測定の観点

現行の会計基準では、一部の金融資産についてのみ公正価値で測定することが要求されている。まず、デリバティブが公正価値測定の対象となっている。デリバティブは、ヘッジ目的で利用される場合を除き、トレーディング目的で利用されるためである。また、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的有価証券、売却可能有価証券に分類し、売買目的有価証券と売却可能有価証券のみが公正価値測定の対象となっている。したがって、ここでは、経営者が金融資産を保有する意図に基づいて測定属性が選択されると解される。

ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されたデリバティブについては、ヘッジ対象たる予定取引が認識されないことから、そのヘッジ活動の成果を財務諸表に反映させるために、公正価値で測定しないということも考えられよう。また、売却可能有価証券についても、資産と負債を関連付けたリスク管理の影響を考慮し、もしくは長期投資という性格を考慮し、公正価値で測定しないということも考えられよう。しかし、SFAS 133において明示的に述べられているように、金融商品にとっての最も目的適的な測定値は公正価値である (FASB[1998], pars.331,333,335) という観点からは、これらの金融資産についても、資産の測定属性としては公正価値評価が採用され、そうした経営者の保有意図は、評価差額の処理の観点において考慮されているといえる。

(2) 公正価値概念の観点

公正価値概念については次のような特質を指摘できる。公正価値概念は、階層構造を有しており、その中核は市場価格であり、将来キャッシュ・フローの割引現在価値は、市場価格の見積値あるいは代替値として位置付けられると解される⁴⁵。すなわち、金融商品について活発に取引される市場がある場合、また活発に取引される市場がなくても、市場から入手可能な価格情報がある場合には、市場価格が公正価値となり、金融商品について価格情報が入手できない場合にかぎり、将来キャッシュ・フローの割引現在価値が公正価値と

⁴⁵ 辻山[2001]では、公正価値は第一義的には観察可能な市場における売却価格を意味するとしている (辻山[2001], p.91)。

なる。

(3) 評価差額の処理の観点

現行の会計基準にみられる評価差額の処理の特質は、大別して 2 つの処理方法が採用されている点である。第一の処理方法は、評価差額を当期純利益に計上する方法であり、トレーディング目的で保有されるデリバティブ、公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されるデリバティブおよび売買目的有価証券に係る評価差額が該当する。第二の処理方法は、評価差額を当期純利益に計上せずに、貸借対照表の持分に計上する、あるいはその他の包括利益とする方法であり、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されるデリバティブおよび売却可能有価証券に係る評価差額が該当する。すなわち、ここでは経営者の保有意図に基づいて評価差額の処理が決定されていると解される。

第Ⅲ部 金融商品の包括的公正価値評価に関する新たな提案

第Ⅱ部では、アメリカの会計基準を手がかりに、部分的公正価値評価の基本的形態を抽出した。こうした会計基準が公表された後に、金融商品の公正価値評価をめぐる新たな提案がなされている。第Ⅲ部では、そうした金融商品の公正価値評価をめぐる新たな提案を手がかりに、そのなかで提示されている包括的公正価値評価の基本的形態を抽出する。

IASCは、1997年3月に討議資料『金融資産および負債の会計処理』(IASC[1997]) (以下「IASC 討議資料」と略す。)を公表した。これは、金融商品の包括的公正価値評価の導入を提案した先駆的文献と位置付けられる。

その後、FASBが、1999年12月に『金融商品およびそれに関連する特定の資産および負債の公正価値での報告に関する主要な問題についての予備的見解』(FASB[1999]) (以下「FASB 予備的見解」と略す。)を公表している。金融資産の部分的公正価値評価を会計基準に導入したアメリカにおいても、金融商品プロジェクトに関連する問題を解決する次なるステップとして、金融商品の包括的公正価値評価の形態が示されている。この点で、非常に注目される。

さらに、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランドおよび日本の9カ国の基準設定主体および職業会計士団体、ならびに国際会計基準委員会のそれぞれの代表またはメンバーから構成される「金融商品ジョイント・ワーキング・グループ」(以下「JWG」という。)は、2000年12月に基準案『金融商品および類似項目』(JWG[2000]) (以下「JWG 基準案」と略す。)を公表した。これは、IASC 討議資料において提案された金融商品の包括的公正価値評価の形態を基礎として、さらに発展したものと位置付けられる (JWG[2000], pars.P3(c),P4, 日本公認会計士協会訳, p.5)。

以下では、これらの文献を手がかりに、包括的公正価値評価の内容を概観し、その基本的形態を抽出する。

第7章 IASC 討議資料 (1997年) における包括的公正価値評価

(1) 金融商品に対する現行の会計実務の問題点

IASC 討議資料によれば、既存の会計実務は、投入物 (原材料、労働力、工場・設備、種々の間接費) を販売用の産出物 (財、サービス) に変換するという製造業の企業に会計の主要な焦点が置かれていた時代のニーズに合致するように形成された原則に基づいてきたとされ、そして、収益産出過程に対する会計は、費用を収益と対応するように認識、発生さ

せるための原則に主として関連し、特に、収益の実現時点が、この過程での鍵となる時点である。すなわち、企業が投入物の原価が現金もしくは現金請求権に変換したと考えられる時点である (IASC[1997], par.1.4.9, 日本公認会計士協会訳, pp.14-15)。しかし、こうした生産的な収益産出活動に対する会計として適切であると考えられた伝統的な実現・原価・対応原則は、積極的な財務リスク管理で用いられる金融商品の認識、測定には不適切である (IASC[1997], par.1.4.11, 日本公認会計士協会訳, p.15) として、金融商品に対する現行の会計実務の問題点を3つ指摘する。

第一に、現行の会計実務においては多くのデリバティブが認識されない。これは当初原価をもたないデリバティブ (例えばスワップ取引などの先渡契約) に対して取得原価主義を適用する結果生ずるものである。デリバティブの当初原価はゼロであるので、もし公正価値のその後の変動が何ら認識されないならば、これらのデリバティブは全く表示されない。基礎となる価格の変動に応じて、これらのデリバティブは実質的な価値を持ち、企業の財務リスクの状況を大きく変化させることもある (IASC[1997], par.1.4.13, 日本公認会計士協会訳, p.15)。

第二に、企業は、突然の価格変動 (例えば金利) の結果として損失に過度にさらされることを回避するために、財務リスクを積極的に管理する必要性を次第に認識するようになっていく。金融資産、金融負債の取得原価は財務リスク管理の意思決定に対してほとんど関連性を持たない。これらの資産、負債の取得原価を公表財務諸表で報告する会計システムは、企業の業績、流動性、財務リスク・エクスポージャーを評価しようとする投資家にとって適合性および情報価値を欠いている (IASC[1997], par.1.4.14, 日本公認会計士協会訳, p.15)。

第三に、多くの国の会計実務では何らかの混合測定 [本研究にいう部分的公正価値評価] が用いられており、ある金融商品は、原価で、他のものは公正価値で処理されている。このことが、一連の相互に関連しあう問題を引き起こしてきた (IASC[1997], par.1.4.15, 日本公認会計士協会訳, pp.15-16)。

(a) 原価で計上することが適切である金融商品と、公正価値で計上すべき金融商品とを区別するための適切な原則を定めることが不可能であった。公開草案 E 48⁴⁶は、経営者の意図に基づいた区分を提案していた。しかし、この区分は経営者の意図に依拠している点が強く批判され、特に首尾一貫して適用できないこと、監査が困難であること、適切な経済的根拠を持たないことなどが懸念された。

⁴⁶ International Accounting Standards Committee, *Exposure Draft E48, Financial Instruments*, January 1994.

(b) 混合測定システム〔本研究にいう部分的公正価値評価〕は、報告利益を管理するために選択的に売却を計上する（「益出し」と呼ばれる）といった濫用の恐れがある。

(c) 混合測定システム〔本研究にいう部分的公正価値評価〕では、公正価値で計上されている投資のポートフォリオが原価で計上されている負債によって調達されている場合、あるいは公正価値で測定されているデリバティブが、認識されていない又は原価で計上されている財務リスク・ポジションをヘッジするために利用されている場合には、必ずミスマッチの問題が生じる。

こうした問題を解決するために、IASC 討議資料は金融商品の包括的公正価値評価を提案している。

なお、IASC 討議資料が扱う問題は広範に及んでいる。その目次を示すと、「第1章 イントロダクションおよび分析のためのフレームワーク」、「第2章 範囲および関連する問題」、「第3章 認識および認識の中止」、「第4章 当初認識時の測定」、「第5章 当初認識以降の測定」、「第6章 金融商品が公正価値で測定される場合——その損益は何を意味するか?」、「第7章 金融資産および金融負債が公正価値で測定される場合の利益の報告」、「第8章 開示との関連」ならびに「第9章 適用上の勧告」である。以下では、本研究とのかかわりから、当初認識以降の測定および公正価値で測定される場合の評価差額に関連する問題を中心に検討する。

(2) 当初認識以降の測定

① 公正価値概念

IASC 討議資料は、当初認識以降、金融資産および金融負債は公正価値で測定されなければならないと提案する (IASC[1997], par.5.3.1, 日本公認会計士協会訳, p.81)。このような金融商品に対する包括的公正価値評価の導入にあたっては、資本市場が十分に発展していることが前提となる。そのためには、事実上すべての金融商品取引が同じリスクに対する現在の市場価格を参照して価格付けされていること、企業が公正価値の変化を利用するために市場にアクセスすることができること、信頼のできる公正価値が大部分の金融商品に対して容易に決定できることが条件となるが、IASC 討議資料はこれらの条件は満たされていると考えている。

ここで、公正価値概念についてその内容を概観しておこう。IASC 討議資料は、IAS 32『金融商品：開示および表示』(IASC[1995])における公正価値の定義を基礎に、それに修正を加えている。IAS 32 は、公正価値を次のように定義している。すなわち、「公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件で、資産が交換され、もし

くは負債は決済される金額をいう」(IASC[1995], par.5, 日本公認会計士協会訳, p.509) と。さらに、IAS 32 は第 81 項において公正価値の決定において取引コストを調整することを要請している。すなわち、「金融商品が、活発かつ流動性の高い市場において取引されている場合には、実際の取引において負担される取引費用を調整した後の取引所の市場価格が公正価値の最適な根拠を提供する」(IASC[1995], par.81) と。しかし、IASC 討議資料は、公正価値概念を、そうした取引コストの調整を行わないものに修正することを提案している (IASC[1997], pars.5.2.1-5.2.5, 日本公認会計士協会訳, pp.79-80)。

IASC 討議資料では、公正価値は市場価値よりも広い用語として用いられる。市場価値とは、活発な市場で金融商品に対して入手可能な価格のことをいう。金融商品の公正価値は、当該商品に対する活発な市場が存在する場合には、その取引所の市場価値であり、取引所の市場価格がない場合には、その他の方法で決定される (IASC[1997], par.5.2.6, 日本公認会計士協会訳, p.80)。具体的には、市場が十分に活発ではない場合あるいは市場が十分に確立していない場合 (例えば、店頭市場) には、直近の取引価格や買気配値の平均値、買気配値と売気配値の平均値、あるいは代表的なブローカー・ディーラーの相場価格の平均値が参照される (IASC[1997], par.5.5.7, 日本公認会計士協会訳, pp.98-99)。また、金融商品が売買されていない場合には、類似商品の相場価格に差異に対して適切な調整を行った後の価格または確立されて評価手法が参照される。評価手法の代表例としては、内在するリスクに相応する割引率による見積将来キャッシュ・フローの現在価値がある (IASC[1997], par.5.5.10, 日本公認会計士協会訳, p.99)。

このような公正価値は、合理的な投資家は期待キャッシュ・フローを割り引くことによって金融商品の価格付けを行うという仮定を基礎として正当化される (IASC[1997], par.5.2.7, 日本公認会計士協会訳, p.80)。発達した資本市場では、金融商品の市場価値が、市場において入手可能なすべての情報を反映していることが想定されている (IASC[1997], par.5.2.8, 日本公認会計士協会訳, p.80)。また、たとえ金融商品が活発な市場で取引されていないとしても、その契約上の権利、義務に固有の特定の財務リスクに対する競争的な価格を参照することで、その公正価値が決定できることが想定されている (IASC[1997], par.5.2.11, 日本公認会計士協会訳, p.81)。

② 公正価値評価の利点

IASC 討議資料は、公正価値の経済的特性に依拠して、公正価値測定の利点を次のように指摘する。第一に、金融資産または金融負債の公正価値は、将来のキャッシュ・フローを予測するための優れた基礎を示している。なぜなら、公正価値は、将来のキャッシュ・フローの市場による現在の評価を表しており、そうした市場による評価には、市場において

入手可能なすべての情報が組み込まれているからである (IASC[1997], par.5.4.2, 日本公認会計士協会誌, p.83)。「予測可能性」の観点からの公正価値測定の利点である。

第二に、すべての金融資産および金融負債の公正価値は、いかなる時点において完全に比較可能である。なぜなら、公正価値は同じ市場で決定された期待将来キャッシュ・フローの現在価値を表しているからである (IASC[1997], par.5.4.3, 日本公認会計士協会誌, p.83)。「比較可能性」の観点からの公正価値測定の利点である。

第三に、公正価値情報と対比して財務リスクを積極的に管理する企業が増加している。このことは、財務的な価格リスクのエクスポージャー (例えば、金利および為替のリスク・ポジション) が、経営者によって継続的に監視されており、状況が変化すれば、経営者のリスクの許容度および起こりうる将来の状況に関する見解に応じて、ポジションの平衡が保たれる、あるいは限度内で調整されることを示している (IASC[1997], par.5.4.7, 日本公認会計士協会誌, p.84)。そして、かりに公正価値が内部のリスク管理目的に必要なかつ適切なものであるならば、当該リスクに関して各自のポートフォリオを同じように管理している外部の投資家への報告目的からも公正価値が適切であるはずである (IASC[1997], par.5.4.8, 日本公認会計士協会誌, p.84)。「積極的な財務リスク管理との整合性」の観点からの公正価値測定の利点である。

第四に、いくつかのデリバティブ (例えば、ほとんどの金利スワップ) は当初原価がゼロであるため、原価に基づく財務諸表では認識されない。しかし、もし基礎となる価格の状況に変化があれば、当該デリバティブは事後の期間において価値を有することになる。デリバティブが事後の期間において公正価値で測定される場合には、貸借対照表に表示されることになる (IASC[1997], par.5.4.10, 日本公認会計士協会誌, p.85)。「デリバティブのオンバランス」の観点からの公正価値測定の利点である。

最後に、公正価値は、決算日までに生じたすべての経済事象を反映しているので、原価に基づく測定値よりも業績と受託責任のより良い測定値を提供する。公正価値は、過去ではなく現在の企業のポジションの測定値であり、公正価値会計は、金融商品を保有するという経営者の判断の影響を表す (IASC[1997], par.5.4.11, 日本公認会計士協会誌, p.85)。「業績と受託責任」の観点からの公正価値測定の利点である。

(2) 公正価値測定における利益の意義

IASC 討議資料は、「金融資産および金融負債の公正価値の変化から生じる利得および損失はすべて、利益であり、発生時に直ちに利益として認識されなければならない」 (IASC[1997], par.6.5.1, 日本公認会計士協会誌, p.135) と提案する。このような提案は、次

のような利益概念および資本維持概念を基礎としている。

IASC 討議資料が基礎とする利益概念は、「資本（富）の価値を企業に完全に残したまま、つまり期首における財務状況を保ちつつ、なお分配可能な金額」（IASC[1997], par.6.1.1, 日本公認会計士協会訳, p.122）として定義されるものである。このような利益の定義においては、維持されるべき資本の定義が重要であり、IASC 討議資料は金融商品に適用可能な資本維持概念を次のように提案する。すなわち、「金融商品の公正価値の変化から生じる利得および損失の報告に対して適用される資本維持概念は、現在の市場収益率を獲得する能力という意味で資本を定義する」（IASC[1997], par.6.2.4, 日本公認会計士協会訳, p.123）と。さらに、IASC 討議資料は、このような資本の定義から次のような企業の期首および期末の資本の測定値を導出する。すなわち、期首および期末における貨幣資本の金額は、それぞれの時点における期待市場収益率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローの現在価値とされる。したがって、出資者による資本の拠出、引出を調整した後のこれらの 2 つの金額を比較すれば、企業がその貨幣資本を維持したか、増減させたかが明らかになる。貨幣資本が増加していれば、その金額が利益となり、減少していれば、損失となる（IASC[1997], par.6.2.7, 日本公認会計士協会訳, pp.123-124）。

ここで、IASC 討議資料は、「金融商品の公正価値は、特定のリスク水準のもとで当該期間の期待市場収益率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローの現在価値に常に等しい」ということを前提として、上述の利益計算を次のように展開する。すなわち、将来キャッシュ・フローを期待市場収益率で割り引いた測定値としての金融商品の公正価値の増減をもって利益を計算するのである（IASC[1997], pars.6.2.6,6.2.7, 日本公認会計士協会訳, pp.123-124）⁴⁷。

(3) ヘッジ会計

IASC 討議資料が提案するように、すべての金融商品を公正価値で評価することによって、

⁴⁷ IASC 討議資料は、会計上の利益が企業の所有者への利益分配という意味での「分配可能な利益」としての性格を有することを認めている。しかしながら、本質的な問題は、そのような「利益の分配可能性」を利益計算において考慮すべきかどうかであると指摘する（IASC[1997], pars.6.3.6, 6.3.7, 日本公認会計士協会訳, p.128）。

そして、「利益の分配可能性」は、利益計算とは区別して考慮すべきであり、利益処分により準備金として企業内に留保する、あるいは法的に分配可能な金額について別途開示する方法などを指摘する（IASC[1997], pars.6.3.8,6.3.9, 日本公認会計士協会訳, p.127）。

伝統的に、利益の性格として企業の経營業績ないし経営効率の指標としての性格と分配可能利益としての性格が指摘される（森川[2005], p.81）。しかし、IASC 討議資料が提案する包括的公正価値評価において計算される利益の性格は、分配可能利益としての性格の側面の後退せざるをえないと解される。

ヘッジ会計の必要性は大幅に減少することになる (IASC[1997], par.6.4.24, 日本公認会計士協会誌, p.133)。例えば、金融商品が他の金融商品のリスク・ポジションをヘッジする場合に、包括的公正価値評価のもとでは、それらの利得または損失は、直ちに利益に反映され、相殺されることになる。そのため、ヘッジ会計が必要となる場面は、予定取引のヘッジ、未認識の非金融契約のヘッジ (例えば、一定の期日に石油、ガス、金などを購入するという確定契約をヘッジするために金融商品が用いられる場合)、そして非金融資産・負債のヘッジ (例えば、金融商品が棚卸資産の価格リスクをヘッジするために用いられる場合) である (IASC[1997], par.6.4.10, 日本公認会計士協会誌, p.130)。

しかし、IASC 討議資料は、繰延ヘッジ会計を採用していない。例えば、予定取引のための繰延ヘッジ会計では、契約が確定していない将来取引のヘッジとして指定されている金融商品の利得および損失を、将来取引の価格の調整として繰り延べる。IASC 討議資料によれば、これらの繰延項目は資産・負債の概念に合致しないとされる (IASC[1997], pars.6.4.11-6.4.14, 日本公認会計士協会誌, pp.130-131)。

予定取引のヘッジとして指定された金融商品について生じる利得および損失も、上述のIASC 討議資料の利益概念を基礎とすれば、他の金融商品について生じる利得および損失と同様に、発生時の利益となる。しかし、予定取引のヘッジとして指定された金融商品は、将来の価格リスクを軽減する目的で取得、発行されているという意味で、他の金融商品とは異なる性質を持つのであり、それらの公正価値の増減も、予定取引からのキャッシュ・フローに価格の変化が与える影響を相殺することが期待されるという意味で、他の金融商品の利得および損失とは異なった性質を持っているのである (IASC[1997], par.7.4.1, 日本公認会計士協会誌, p.143)。こうしたことは、上述の非金融資産・負債のヘッジなどの他のヘッジ関係についても同様に当てはまる (IASC[1997], pars.6.4.24-6.4.30, 日本公認会計士協会誌, pp.133-135)。

そのため、IASC 討議資料は、当該利得または損失について、他の金融商品の利得または損失と区別するために、次のような提案する。

すなわち、予定取引のヘッジは、公正価値で会計処理されるべき資産の取得または負債の発生をもたらす予定取引のヘッジとそれ以外のヘッジに区分し、次のように取り扱う。

(a) 取得または発生後、公正価値で測定されることとなる資産または負債を生ずるような予定取引のヘッジとして指定された金融商品の利得または損失は、発生時に損益計算書に計上しなければならない (IASC[1997], par.7.4.15, 日本公認会計士協会誌, p.147)。

- (b) 一定のヘッジの適格要件⁴⁸を満たす予定取引のヘッジとして指定された金融商品の利得または損失は、次のいずれかの方法で報告される。

(イ) 包括利益アプローチ (comprehensive income approach)

当該利得または損失をその他の包括利益として第二の業績計算書に表示し、ヘッジ対象取引が損益計算書に反映されるときに、その他の包括利益から損益計算書へ振替える (リサイクルが行われる。) (IASC[1997], par.7.4.39; 日本公認会計士協会訳, pp.152-153)。

IASC 討議資料は、金融商品の公正価値評価による利得および損失を利益であると考えているが、当該利得および損失のすべてが同じ性格ではなく、その一部は他と異なった性質、種類の利益であるという見解を考慮し、当該利得および損失のうち特定のもの (この利得および損失に該当するものが、予定取引のヘッジに指定した金融商品について生じた利得および損失である。) については、通常の利益とは区別し、第二の業績計算書に計上することを検討している。この場合に、IASC 討議資料は、当該利得および損失を利益の計算書に計上するべきであるとし、「持分における非株主取引による変動計算書 (statement of non-owner movements in equity)」という名称の計算書に計上することには懸念を表明している (IASC[1997], pars.7.3.1, 7.3.2, 日本公認会計士協会訳, p.141)。

(ロ) 損益計算書における開示 (disclosure within the statement of profit and loss)

当該利得または損失を損益計算書内に表示するとともに、財務諸表の注記に適切な開示を行う (IASC[1997], par.7.4.45, 日本公認会計士協会訳, p.154)。

⁴⁸ IASC 討議資料は、金融商品が予定取引のヘッジとして指定されるための適格要件として、次の4つの条件を示す (IASC[1997], par.7.4.9, 日本公認会計士協会訳, p.145)。

- (a) ヘッジ開始時に、ヘッジ対象リスクの性質を含め、ヘッジ手段および具体的なヘッジ対象について正式に文書化されること。文書は、ヘッジ手段とのヘッジ関係が限定でき、将来の損益の区分および配分ができるように、予定取引についての十分な情報 (例えば、予想される日、コモディティ・資産・負債の種類、予定取引の金額・量、および現在の価格) を包摂する。この条件は、経営者の意図が明確に定められていることを保証するために必要であり、また、企業が望む会計結果を達成するためにヘッジ対象を遡って特定することができないようにするために必要である。
- (b) 指定されたヘッジは、企業の確立されたリスク管理方針と整合していなければならない。
- (c) ヘッジが有効に作用する、つまり、そのヘッジが、ヘッジ対象取引に関する将来キャッシュ・フローの不利な変動性を実質的に相殺させることで、企業が軽減しようとしているリスクを軽減することを予想するのに十分な根拠があること。
- (d) ヘッジ対象である予定取引が実現可能性の高いもので、報告利益に影響を及ぼすようなキャッシュ・フローの変化を生じさせることになる価格リスクに対するエクスポージャーをもたらすものでなければならない。

また、未認識の非金融契約のヘッジ、非金融資産・負債のヘッジとして指定された金融商品の利得および損失についても、予定取引のヘッジと同様に、包括利益アプローチまたは損益計算書内における開示により報告されることになる（IASC[1997], par.7.4.50, 日本公認会計士協会訳, pp.155-156）。

第8章 FASB 予備的見解（1999年）における包括的公正価値評価

FASB 予備的見解は、金融商品プロジェクトに関連する問題を解決する次なるステップとして位置付けられている。FASB 予備的見解の公表の目的は、(a)公正価値の測定に関連する概念上および実務上の問題に関する情報をより多くえること、そして(b)FASB の構成員に対して意見を表明し、彼らが自分自身の関心を FASB に伝える機会を早い時期に提供することであるとされている（FASB[1999], par.7）。

FASB 予備的見解は、第一に、何が公正価値で報告されるか、第二に、公正価値は何を意味するのか、第三に、公正価値の変動はどのように報告されなければならないか、という3つの問題を提示し、それぞれについて FASB の見解を述べている（FASB [1999], par.8）。第一の問題は、公正価値評価の対象に関わるものであり、第二の問題は、公正価値の定義に関わるものであり、第三の問題は、評価差額の処理に関わるものである。以下、これら3つの問題について FASB 予備的見解の内容を概観する。

(1) 公正価値評価の対象

FASB 予備的見解は、原則としてすべての金融商品を公正価値で報告することを求めている（FASB [1999], par.12.c）。この場合、金融商品の定義が、FASB 予備的見解の適用範囲を識別する鍵となる（FASB [1999], par.8）。FASB 予備的見解は金融商品として次の4つのものを列挙している（FASB [1999], par.14）。

- (a) 現金
- (b) エンティティにおける所有主持分
- (c) 一方のエンティティが他方のエンティティに金融商品を引き渡す、当該一方のエンティティに係る契約上の義務、および当該義務からの解放以外の対価のない取引において当該金融商品を受け取る、当該他方のエンティティに係る対応関係にある契約上の権利
- (d) 一方のエンティティが他方のエンティティと金融商品を交換する、当該一方のエンティティに係る契約上の義務、および当該他方のエンティティが当該一方のエンティティに金融商品の交換を要求する、当該他方のエンティティに係る対応関係にある契約上の権利

ただし、連結子会社への投資、持分法のもとで会計処理される投資、連結子会社における少数株主持分、エンティティによって発行され、かつ株主持分に分類される持分投資、退職後給付に対する債務も金融商品に該当するが、FASB 予備的見解の適用範囲から除外されている（FASB [1999], par.37）。すなわち、これらの項目は公正価値で評価されないことと

なる。連結子会社への投資が FASB 予備的見解の適用範囲から除外されるのは、FASB 予備的見解によれば、当該投資がエンティティの支配をもたらすことから、情報利用者は他の金融商品について必要とする情報とは異なる情報を必要とするためであるとされる (FASB [1999], par.38)⁴⁹。また、金融資産およびリースのサービシング権、および金融商品に類似するが、金融商品以外のものを引渡すことによって決済するオプションを伴う契約上の義務は金融商品に該当しないが、FASB 予備的見解の適用範囲に含まれる (FASB [1999], pars.43,44)。FASB 予備的見解によれば、金融商品以外のものを引渡すことによって決済するオプションを伴う契約上の義務が FASB 予備的見解の適用範囲に含まれるのは、そのようなオプションを伴う契約上の義務が、公正価値で報告されない場合には、FASB 予備的見解で述べられている規定が、実質的ではない決済オプションを契約に組み込むことによって簡単に回避されてしまうためであるとされる (FASB [1999], par.44)⁵⁰。

このように、FASB 予備的見解は、原則としてすべての金融商品を公正価値で報告することを提案している。この場合に、測定属性として公正価値を用いる概念上の主要な利点は、公正価値が市場を基礎とする概念であり、(a)資産または負債の過去、(b)資産を保有する、あるいは負債を借り入れる特定のエンティティ、(c)資産または負債の将来によって影響されないということである (FASB [1999], par.3)。「(a)資産または負債の過去に影響されない」とは、公正価値は資産が取得された日、あるいは負債が発生した日の原価に影響されないということである。「(b)資産を保有する、あるいは負債を借り入れる特定のエンティティに影響されない」とは、2つのエンティティが同じ市場にアクセスする場合、および負債については、2つのエンティティが同じ信用状態にある場合には、たとえどのエンティティが資産あるいは負債を保有しようとも公正価値は同じであるということである。「(c)資産または負債の将来によって影響されない」とは、公正価値は資産または負債について意図している処分に影響されないということである。したがって、公正価値は、あるエンティティの異なる年度間、そして同じ市場にアクセスする、または同じ信用状態の異なるエンティティ間でバイアスのない測定値を表すとされる。

(2) 公正価値の定義および見積り

① 公正価値の定義

⁴⁹ その他の項目が FASB 予備的見解の範囲から除外される理由については、FASB [1999], pars.39-41 を参照されたい。

⁵⁰ 金融資産およびリースのサービシング権が FASB 予備的見解の範囲に含まれる理由については、FASB [1999], par.43 を参照されたい。

FASB 予備的見解は公正価値を次のように定義している。「公正価値とは、通常の事業上の考慮（normal business considerations）によって動機付けられる独立第三者間取引で、報告日にエンティティが資産を売却したとすれば受け取ることとなる価格または負債から解放されたとすれば支払うこととなる価格の見積値である。すなわち、公正価値は市場の相互作用によって決定される出口価格（exit price）の見積値である」（FASB [1999], par.47）と。出口価格は、予想将来キャッシュ・フローの現在価値についての市場の見積値を表すものであり、資産を保有する、あるいは負債を負う企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を反映するものである（FASB [1999], par.48）。

上述のように、SFAC 1 (FASB [1987]) は財務報告の目的の1つを次のように述べている。「現金収入に対する投資家の見通しは、満期時にその債務を弁済し、その他の現金需要を満たし、事業に再投資をし、そして現金配当を支払うといったことのために十分な現金を生み出す能力が企業にあるかどうかによって左右される。また、この能力に関する投資家および債権者一般の認識は、企業の有価証券の価格に影響を及ぼすが、この認識も企業の現金収入の見通しに影響を及ぼすことがある。それゆえ、財務報告は、投資家、債権者その他の利用者が、当該企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性を査定するのに役立つ情報を提供すべきである」（FASB[1978], par.37, 平松・広瀬訳, p.28）と。上述の出口価格は、このような財務報告の目的に直接関連しているものとして支持されている（FASB [1999], par.48）。

② 出口価格の見積り

(a) 活発な市場から価格情報が入手できる場合

出口価格の見積値はできるかぎり、市場の情報、つまり観察される取引の価格を基礎としなければならない。市場価格に関する入手可能な情報は、金融商品が取引されている市場の種類に応じて異なる（FASB [1999], par.52）。一般的には、金融商品が売買され、あるいは創出されうる4種類の市場がある（FASB [1999], par.51）。

(イ) 取引所市場（exchange market）

取引所市場では一般的には、終値（closing prices）および売買高（volume levels）が、容易に入手可能である。

(ロ) デイラー市場（dealer market）

デイラー市場では一般的には、現在の買気配値および売気配値（bid and asked prices）が容易に入手可能である。

(ハ) ブローカー市場（brokered market）

ブローカー市場では、ブローカーは、それぞれの当事者による買気配値および売気配値を知っている。しかし、個々の当事者は、一般的には他の当事者の気配値を知らない。つまり、完結した取引の価格が時々、入手可能である。

(二) 相対取引 (principal-to-principal market)

相対取引は、仲介者なしに独立して交渉され、公開される情報はほとんどない。

したがって、取引所市場で活発に取引されている商品の出口価格は、当該期間の最終取引日における終値から手数料を控除した金額を基礎としなければならない。気配値がディーラーによって定期的に表示されているディーラー市場で活発に取引されている項目については、出口価格は報告日に実現される、あるいは支払われるであろう価格である。資産の出口価格は買気配値に、負債の出口価格は売気配値を基礎とする。そのような気配値は、当該期間の最終取引日におけるものであり、直接出口コスト (direct exit costs) で修正される (FASB [1999], par.53)。

(b) 活発な市場相場以外の価格情報が入手できる場合

次に、活発な市場から価格情報が入手できない場合であっても、それ以外の価格情報が入手可能な場合に、どのように出口価格の見積値が決定されるのかについて概観する。測定される項目と同一項目の直近の価格が入手可能である場合には、当該価格が出口価格の見積値として用いられる (FASB [1999], par.61)。FASB 予備的見解では、同一商品の取引価格に基づく見積値は、類似商品の取引価格に基づく見積値より写實的 (realistic) であると考えられている。しかしながら、類似商品が同一商品より直近に取引されている場合には、当該価格は、同一商品の価格について直近の取引があった場合に生ずる変化の指標としてみなされる (FASB [1999], par.62)。

また、同一項目について価格情報が入手できない場合には、同一または類似のキャッシュ・フロー・パターンをもつ項目の直近の価格が用いられる (FASB [1999], par.61)⁵¹。2つの項目が類似キャッシュ・フロー・パターンを有するかどうかは下記の手順で決定される。

(イ) 問題となる項目について期待キャッシュ・フローを識別する。

(ロ) 類似する特徴を有すると思われる別の資産あるいは負債を識別する。

⁵¹ この他に、FASB 予備的見解では、エンティティが項目の取引される複数の市場にアクセスしている場合の市場価格 (FASB [1999], pars.63-66)、大口所有のような市場での売却に対する障害要因 (blockage factor) がある場合の市場価格 (FASB [1999], pars.68-70)、オプションが関連する項目の市場価格 (FASB [1999], pars.71-72) について述べられている。

- (ハ) 2つの項目が類似していることを保証するために、2つの項目から生ずる期待キャッシュ・フローを比較する。例えば、それらが契約において明らかにされているか、仮にそうでなければ、蓋然性の範囲 (the ranges of probabilities) が同じであるかを比較する。
- (ニ) ある項目の要素で他の項目にはないものがあるかどうかを評価する。例えば、様々なリスクの水準が異なるかどうかである。
- (ホ) 変化する経済条件のもとで、二組のキャッシュ・フローが同様に変化する可能性があるかどうかを評価する。

(c) 市場価格情報が入手できない場合

最後に、市場価格情報がほとんど入手できない、あるいはまったく入手できない場合に、出口価格の見積値がどのように決定されるかについて概観する。現在、取引ができない、あるいは取引を行うことが困難である場合、または金融商品が特有のものである、あるいは非常に変わったものである場合、または取引は発生しているが、市場参加者が価格、もしくは評価モデルを開示していない場合には、公正価値の基礎となる市場価格がないことがある。そのような状況では、出口価格は主として一般的な市場情報 (利子率、為替レートおよび類似要因) に基づいて見積られる。つまり、将来キャッシュ・フローの現在価値を計算する必要がある (FASB [1999], par.73) ⁵²。

現在価値の計算は、一組の予測されるキャッシュ・フロー (projected cash flows) の見積りから始まる。金融商品に関する予測されるキャッシュ・フローには、金融商品を構成する契約上の権利および義務に直接関連するキャッシュ・フローが含まれる (FASB [1999], par.75)。予測されるキャッシュ・フローを見積った後には、当該キャッシュ・フローについて下記の修正を行う (FASB [1999], par.78)。

- (イ) 当該キャッシュ・フローの金額または時期に関する起こりうる可能性についての予測
- (ロ) 貨幣の時間価値
- (ハ) 市場参加者が資産または負債に固有の不確実性を負担する結果、受け取ることがで

⁵² FASB 予備的見解は、出口価格の見積値が期待将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づいて見積られる場合には、FASB 公開草案『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の利用』(FASB Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, June 1997.) における諸原則が適用されるべきであるとしている。また、最終的に概念報告書において公開草案に対する変更がある場合には、その変更は FASB 予備的見解にも影響を及ぼすとされている (FASB[1999], par.12.j)。

きる価格（リスクプレミアム）

(二) その他の要因。これには流動性、市場の不完全性、予想利潤 (anticipated profits margins) が含まれる。

現在価値の計算の伝統的なアプローチでは、これらの要因に対する修正は割引率に組み込まれてきた。契約上のキャッシュ・フローのある部分またはすべてが任意または条件付である場合には、見込まれるキャッシュ・フローのうち単一の「最適見積値 (best estimate)」が用いられてきた⁵³。しかし、蓋然性の高いキャッシュ・フローの金額および時期は、単一の見積値ではないこともある。したがって、キャッシュ・フローが条件付または任意である場合には、キャッシュ・フローのうち単一の最適値を決定することが困難であることもある。さらに、現在価値の計算の伝統的なアプローチでは、利子率はキャッシュ・フローの時期の不確実性を反映しえない (FASB [1999], par.79)。

FASB 予備的見解では、期待キャッシュ・フロー・アプローチ (expected cash flows approach) が採用されている。期待キャッシュ・フロー・アプローチは、金融商品のキャッシュ・フローが条件付であるか、任意であるか、あるいは不確実性がある場合には、伝統的なアプローチより適切である。期待キャッシュ・フロー・アプローチでは一般的に、割引率には、貨幣の時間価値（上記ロ）のみが含まれる。そしてその他のリスクおよび不確実性（上記イ、ハ、ニ）は期待キャッシュ・フローへの修正によって組み込まれる (FASB [1999], par.80)。

(3) 評価差額の処理

FASB 予備的見解では、原則としてすべての金融商品が財務諸表において公正価値で報告され、その公正価値の変動は、実現しているか否かにかかわらず、発生する期の利益で報告されるとされている。したがって、この場合には SFAS 115 で認められた有価証券の売買目的および満期保有目的、売却可能というカテゴリーはなくなる (FASB [1999], par.85)。

FASB 予備的見解は、売却可能有価証券の未実現保有損益を純利益以外で報告することが適切ではない理由を次のように説明している。上述のように、SFAS 115 において売却可能有価証券の未実現保有損益を純利益以外で報告することが認められた理由は、売却可能有価証券の未実現保有損益を純利益で報告し、関連する金融負債の未実現保有損益を純利益

⁵³ AAA[2000]は「最適見積値」によるキャッシュ・フロー・アプローチとして財務会計基準書第 121 号『長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理』(Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.121, Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, March 1995.) を挙げている (AAA[2000], p.507)。

で報告しない結果として生ずる報告利益のボラティリティを回避するというものである。しかし、FASB 予備的見解は、このような報告利益のボラティリティは〔金融資産と金融負債の測定属性が一致しないことによる〕人為的な (artificial) ボラティリティであるとし、FASB 予備的見解の範囲に含まれる金融商品がすべて、公正価値で報告され、同時にその変動が純利益で報告される場合には、そのような人為的ボラティリティは解消され、売却可能有価証券の未実現保有損益を純利益以外で報告することはもはや適切ではないとしている (FASB [1999], par.86)。

FASB 予備的見解はすべての金融商品に係る公正価値の変動を発生する期の利益で報告する理由を次のように説明している。上述のように、SFAS 115 では、売買目的有価証券について、公正価値の変動のような経済事象が発生する期にその影響を報告することにより、異なる株主グループにその成果をより公平に報告することができるとされている。FASB 予備的見解は、売買目的として指定された有価証券だけでなく、すべての金融商品について、売買目的として指定されているか否かにかかわらず、このようなことが当てはまるとしている。また、利得または損失が発生する時に報告することは、利得または損失が発生する時に業務に従事している経営者と利得または損失を実現させる将来の経営者が異なる場合に、利得または損失が発生する時に業務に従事している経営者にその利得または損失を帰属させることにもなる。したがって、FASB 予備的見解は、株主グループへの公平な報告だけでなく、経営者の業績を公平に報告することができるとしている (FASB [1999], par.87)。

第9章 JWG 基準案（2000年）における包括的公正価値評価

JWG 基準案は、その公表の背景を次のように述べる。財務管理と情報技術の進歩、資本市場の国際化、および高度なデリバティブその他の複雑な金融商品の利用の加速化が組み合わさって、事業および投資の環境が根本的に変化している。そのため、伝統的な原価主義に基づく会計の考え方は、再検討を要することになっている（JWG[2000], par.P1, 日本公認会計士協会訳, p.5）。そして、金融商品の価格算定に関して資本市場で広く認められた実務および理論と整合した会計処理のフレームワークの整備が求められている（JWG[2000], pars.P2,P3, 日本港会計士協会訳, p.5）。

(1) JWG 基準案の基本原則

JWG 基準案は、4つの基本原則に立脚している。それは、「公正価値測定の原則」、「利益認識の原則」、「認識および認識中止の原則」および「開示の原則」である。本研究との関連では、特に第一の原則と第二の原則が注目されるので、以下では、当該2つの原則に焦点を中心にその内容を概観する。

第一の「公正価値測定の原則」によれば、「公正価値は、この基準案の範囲に含まれる金融商品および類似項目の最も有用な測定値である」（JWG[2000], par.1.6, 日本公認会計士協会訳, p.152）とされる。JWG 基準案は、公正価値測定の利点を次のように指摘する。公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を表すものである。というのも、競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であった情報をすべて具体化していると期待されるからである。さらに、金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フローを同等のリスクに対する現在の市場収益率で割り引いた現在価値（すべての入手可能な情報を考慮したもの）を表し、予測に関して他の測定値よりも良好な基礎を提供する。また、公正価値は、市場を基礎とした概念であり、取引の時期、金融商品を保有する企業、その保有目的にかかわらず、企業間および年度間で比較可能な測定値である（JWG[2000], par.1.8, 日本公認会計士協会訳, pp.152-154）。なお、JWG 基準案は、財務報告に利用するために十分に信頼性のある公正価値の見積りが一般的に入手可能であるという前提に立脚しており、公正価値が入手できない場合については想定していない（JWG[2000], par.1.7, 日本公認会計士協会訳, p.152）。

第二の「利益認識の原則」によれば、「基準案の範囲に含まれる金融商品および類似項目の公正価値の変動（受け払いについて調整後）はすべて、報告企業の利益の増減であり、発生した期の損益計算書で認識しなければならない」（JWG[2000], par.1.27, 日本公認会計士

協会訳, p.159) とされる。JWG 基準案が、公正価値の変動をすべて損益計算書に計上することとした論拠は、次のとおりである。財務会計情報の基本的な目的は、企業の将来における利益獲得能力およびキャッシュ・フロー生成能力の評価に役立つことであり、公正価値ベースの利益は、これらの予測に対して豊かな基礎を提供する。というのも、報告期間中に生じた状況変化および事象の影響を反映しているからである。経済状況および事象の変化の利益に対する影響を発生時に認識することは、十分な情報による予測に基づいて原因と影響を分析するためには不可欠であるとされる (JWG[2000], pars.6.8,6.12, 日本公認会計士協会訳, pp.239-240)。また、損益を発生時に利益として認識することは、経営者の業績の説明責任と評価を容易にする。こうした損益を、後に実現させた別の経営者に帰属させるのではなく、発生時の経営者に帰属させるからである。公正価値による利益は、金融資産を保有し、負債を引き受けるという意思決定の損益計算書への影響について、経営者に効果的に責任をもたせるとされる (JWG [2000], par.6.13, 日本公認会計士協会訳, p.240)。

このような利益認識の原則のもとでは、もはや実現損益と未実現損益との区別は重要視されなくなる。JWG 基準案は、次のように指摘する。すなわち、「JWG は、金融商品に関する未実現損益の開示が有用な補足情報となるかもしれないことを認めている。この開示は、公正価値利益の分析にとっては不可欠なものではないので、強制はせずに任意とするものと決定した」(JWG [2000], par.6.44, 日本公認会計士協会訳, p.247) と。

(2) 公正価値概念

JWG 基準案によれば、公正価値は次のように定義される。「通常の事業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日において資産を売却したとすれば受け取ることとなる価格または負債から解放されたとすれば支払うこととなる価格の見積額である」(JWG [2000], par.28, 日本公認会計士協会訳, p.25) と。

公正価値には、測定日において資産に対して支払われる金額または負債により受け取られる金額である入口価格 (entry price) と解釈されるべきか、測定日において保有資産に対して受け取られる金額または負っている負債から解放されるために支払われる金額である出口価格 (exit price) と解釈されるべきかという問題がある⁵⁴ (JWG [2000], par.4.2, 日本公認会計士協会訳, p.216)。JWG 基準案は、出口価格のほうが入口価格よりも金融商品の公正価値のより適切な測定値であると結論付けている。その理由としては、第一に、企業が現

⁵⁴ 金融商品については、通常、これら2つの価値は同額であるか、それほどの差異はないが、取引が頻繁に行われていない金融商品などについては、入口価格と出口価格とが著しく異なることもある (JWG [2000], par.4.1, 日本公認会計士協会訳, p.216)。

在保有している資産または負債の出口価格は、測定日において実現されると想定される金額に対する市場の期待を反映しているからである。第二に、金融資産の出口価格は、企業に流入すると期待される経済的便益の観点からの資産の定義と整合しているからである。出口価格は、測定日において当該資産から企業へ流入すると期待される便益の価値に対する市場の見積りである（JWG [2000], par.4.2, 日本公認会計士協会訳, p.216）。

また、JWG 基準案は、金融資産の測定に関して使用価値（value-in-use）を容認していない。企業にとっての資産の使用価値は、企業による資産の利用および最終的な処分から得られると期待される将来キャッシュ・フローの正味現在価値に関する経営者の最善の見積りである（JWG [2000], par.4.5, 日本公認会計士協会訳, p.217）。その理由は、使用価値は、市場価格が入手可能なときでも（企業）内部の見積りと仮定に依存するものであり企業間で比較可能でないからである。公正価値の目的は、市場関係者が利用すると想定される仮定をできるだけそのまま用いることである。これに対して、使用価値の目的は、キャッシュ・フロー、市況およびその他の不確実性に関する経営者の予測に基づいて、現在価値その他の評価技法を適用することである。金融商品の業績を測定するための基準は、経営者の予測ではなく、市場の予測でなければならないのである（JWG [2000], par.4.9, 日本公認会計士協会訳, p.218）。

(3) ヘッジ会計

JWG 基準案は、リスク管理活動の一環として締結された金融商品に対して特別な会計処理（ヘッジ会計）を認めていない。すなわち、リスク管理目的で利用される金融商品についても、公正価値で測定され、その公正価値の変動は発生した報告期間の損益計算書で認識される（JWG [2000], par.153, 日本公認会計士協会訳, p.57）。

JWG 基準案の提案する包括的公正価値評価のもとでは、ある金融商品が別の金融商品から生じるリスクを管理する為に利用される場合には、ヘッジ会計は必要ではない。なぜなら、ヘッジ手段とヘッジ対象の両者が公正価値で評価され、相殺しあう損益が直ちに損益計算書に表示されるからである（JWG [2000], par.7.5(a), 日本公認会計士協会訳, p.260）。

また、JWG 基準案は、現存の変動利付金融資産および金融負債に関するキャッシュ・フロー・ヘッジ（例えば、変動利付金融資産を有する企業が、金利収益を固定し、市場金利の変動によりキャッシュ・フローが変化するリスク・エクスポージャーを軽減するために、金利スワップを締結する場合）について、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を認めていない。なぜなら、将来のヘッジされたキャッシュ・フローが損益計算書で認識される時にヘッジ手段から生じる損益が損益計算書で認識されるように繰り延べることは、利益を実質

的に原価ベースで再表示することになるからである。先の具体例でいえば、金利スワップから生じた損益をいったん損益計算書の外で表示し、変動利付金融資産の変動金利収益を固定金利収益に修正するために、将来の期間に損益計算書に振替えられる。これにより、損益計算書に表示される金利収益は、固定金利貸付金に対して取得原価主義に基づいて金利収益を計上する場合と同様の金額（固定金利収益）となるように調整される（JWG [2000], par.7.5(c), 日本公認会計士協会訳, p.261）。

さらに、JWG 基準案は、将来の予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジに対しても特別な会計処理を認めていない。JWG 基準案は、その理由を次のように指摘する。第一に、ヘッジ手段たる金融商品の公正価値の変動による損益は、その変動が発生した期に損益計算書で認識されるべきであり、これを繰り延べるのは、負債および資産の定義を満たさないものを貸借対照表に計上することになるからである。すなわち、利得は発生の可能性の高い将来の犠牲を表さず、損失は発生の可能性の高い便益を表していない。第二に、将来の予定取引の価値の変動は、資産または負債として認識する要件を満たしていないからである。すなわち、将来の予定取引についての予想利得および予想損失は、過去の事象から発生した現在の権利および義務を表していない。第三に、ヘッジ手段に生じる損益の金額で予定取引の記録金額を修正する（ベースス・アジャストを行う）ことは、ヘッジ対象が実際に行われた時点の公正価値で計上することにならないからである（JWG [2000], par.7.11, 日本公認会計士協会訳, pp.263-264）。

なお、JWG 基準案は、公正価値で測定される金融商品が、公正価値で測定されない非金融資産・負債または確定約定のヘッジとして利用される場合の公正価値ヘッジ会計についてのみ、その結論を明確にしていない。この種の公正価値ヘッジ会計は、非金融商品項目の会計処理の修正を伴うので、JWG 基準案の対象外としている（JWG [2000], par.7.6, 日本公認会計士協会訳, pp.261-262）。

このように一部の例外があるものの、上述のように、JWG 基準案は原則としてヘッジ会計を認めていない。

第Ⅲ部の小括

以上のように、金融商品の包括的公正価値評価の形態を明示的に提案する諸文献を概観した。ここで、その小括として、包括的公正価値評価の基本的形態を整理する。その際に、第Ⅱ部と同様に(1)資産の評価基準、(2)公正価値概念、(3)評価差額の処理の各観点から、部分的公正価値評価の基本的形態との違いに論及しつつ、その基本的形態を浮き彫りにする。

(1) 資産の評価基準の観点

上述のように、包括的公正価値評価では、金融資産のみならず、金融負債も含めて、原則としてすべての金融商品を公正価値で測定する。これにより経営者の保有意図による測定属性の選択における恣意性を排除することが企図される。これに対して、部分的公正価値評価においては、経営者が金融資産を保有する意図に基づいて測定属性が決定されるのであり、この点に、両者の重要な差異が見出される。

また、FASB 予備的見解においても指摘されていたように、包括的公正価値評価のもとでは、公正価値評価の対象となる金融商品の範囲が問題となろう。金融商品の範囲は外形的に判定されるわけではない。連結子会社への投資のような特定の金融商品はその範囲から除外されていることなどがその理由として挙げられる。

(2) 公正価値概念の観点

公正価値の定義そのものに関しては、部分的公正価値評価を導入した現行の会計基準と包括的公正価値評価に関わる提案において大きな違いはみられないと解される。公正価値概念は、市場価格を中核とする階層構造を有している。

しかし、公正価値評価に関する議論が進展していくなかで、次のような点が明確になってきたと解される。第一に、当初、公正価値が出口価格としての性格を有するのか、入口価格としての性格を有するのかという点までは明示されていなかった。しかし、近年、金融商品の測定に関しては、それが、出口価格としての性格を有するものであると指摘されている。

第二に、公正価値は、金融商品について市場価格が入手できない場合に、将来キャッシュ・フローの現在価値として測定されることは従来から指摘されているとおりである。しかし、その算定技法については、従来は多様な技法が示されていた。その後の議論の展開のなかでは、その算定技法として期待キャッシュ・フロー・アプローチが採用されるべきであると指摘されている。これは、市場価格を見積るにあたって、市場参加者の合理的な見積りにかかわる諸要素を現在価値の算定に反映させることができるからであると考えられる。

(3) 評価差額の処理の観点

金融商品の包括的公正価値評価における評価差額の処理の特質は、評価差額が実現しているか否かにかかわらず、すべて発生した期の利益に計上される点である。そして、実現損益と未実現損益はもはや区別されないこととなり、またヘッジ活動に対して特別な会計処理が適用されないこととなる。ここでは、まずもって資産の測定属性を決定し、その結果として認識・測定される資産の増減（有利得および損失）については、利益認識に関する追加的な要件を適用することなく、これを当期利益に計上することとなる。

これに対して、部分的公正価値評価では、経営者の保有意図に基づいて 2 つの異なる方法で処理され、一部の評価差額については当期純利益に計上せずに、貸借対照表の持分に計上する、あるいはその他の包括利益とすることとなる。この点に、両者の重要な相違があると解される。

第IV部 金融資産の公正価値評価と会計の枠組み

第IV部では、第II部および第III部における検討を通じて明らかにした部分的公正価値評価と包括的公正価値評価の各基本的形態が、いかなる会計の枠組みを理論的基礎として展開されているのか、さらには、そこではいかなる利益観に基づく利益計算構造が採用されているのかという点を検討する。

まず、公正価値評価の基礎となる公正価値概念の内容が検討されなければならない。その場合に、情報利用者の経済的意思決定に有用な情報がいかなるものであるかという点が、その概念を特徴付けていると解される。そのうえで、公正価値評価の各形態と会計の枠組みないし利益観との関連性を、資産測定および評価差額の処理の各観点から検討する。

第10章 公正価値概念の特質

(1) 公正価値の定義と階層構造

金融商品の公正価値は、「公正価値とは、企業が通常の事業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日において資産を売却したとすれば受け取ることとなる価格または負債から解放されたとすれば支払うこととなる価格の見積額をいう」(JWG[2000], par.28, 日本公認会計士協会訳, p.25) と定義される⁵⁵。

このような公正価値は、上述のように、階層構造を有している。第一の階層は、同一の金融商品の市場価格情報が入手可能な場合であり、市場価格が公正価値となる(FASB[1999], par.52, JWG[2000], par.77, 日本公認会計士協会訳, p.39)。これが、公正価値概念の中心をなすと解される。第二の階層は、類似した金融商品の市場価格情報が入手可能な場合であり、当該市場価格に金融商品間の相違を反映させるための価格修正を行ったものが、公正価値となる(FASB[1999], par.61, JWG[2000], pars.77-78, 日本公認会計士協会訳, p.36)。第三の階層は、同一または類似の金融商品の観察可能な市場価格を利用して公正価値を見積ることができない場合であり、企業は市場参加者が価格設定の際に考慮することになる要因を織り込んだ評価技法を用いて公正価値を見積る。そうした評価技法の主たるものに、現在価値技法があり、割引率調整アプローチ(discount rate adjustment approach) / 伝統的アプロー

⁵⁵ より一般的には、公正価値を出口価値に限定して解釈せずに、公正価値を定義する。例えば、SFAC 7では、「独立した当事者間による競売または清算による処分以外の現在の取引において、資産(または負債)の購入(または負担)あるいは売却(または弁済)を行う場合のその価額」(FASB[2000], Glossary of terms, 平松・広瀬訳, p.420) と定義される。

チ (traditional approach) とキャッシュ・フロー調整アプローチ (cash flow adjustment approach) / 期待キャッシュ・フロー・アプローチ (expected cash flow approach) がある。より好ましい方法は、後者のキャッシュ・フロー調整アプローチである (FASB[1999], par.73, JWG[2000], pars.104,111,113, 日本公認会計士協会訳, pp.45-46)。

以上が、金融商品の公正価値評価における公正価値概念の内容である。公正価値は、情報利用者の経済的意思決定に役立つ情報の提供の観点から導き出されると解されるが、公正価値概念は、そのような目的に適合する情報の内容によって規定されると解される。以下では、それを将来キャッシュ・フローの評価に役立つ情報とする立場と企業価値評価に適合する情報とする立場とで、公正価値概念の内容が異なることを明らかにし、それをもって金融商品の公正価値評価における公正価値概念の特質を明らかにする。

(2) 将来キャッシュ・フローの評価に役立つ情報の提供と公正価値概念

まず、情報利用者の経済的意思決定に有用な情報を将来キャッシュ・フローの評価に役立つ情報とする立場から、公正価値概念の内容を検討する。この立場における公正価値概念は、上述の金融商品の公正価値評価における公正価値概念と整合する。検討の題材として、FASB が 2000 年 2 月に公表した財務会計概念報告書第 7 号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の利用』(以下「SFAC 7」と略す。) (FASB[2000]) に依拠する。

SFAC 7 は「各種の資産と各種の負債との経済的差異を捕捉する諸要素」(FASB[2000], par.39, 平松・広瀬訳, pp.439-440) を次の 5 つに区分する。

- (a) 将来キャッシュ・フローの見積り、またはより複雑なケースでは、異なる時点における一連の将来キャッシュ・フローの見積り。
- (b) 将来キャッシュ・フローの金額または時期の予想される変動に関する予測。
- (c) リスク・フリー利率によって表される貨幣の時間価値。
- (d) 当該資産または負債に固有の不確実性に対処するための対価。
- (e) その他、流動性および市場の不完全性をはじめとする識別不可能なこともある要素。

そして、公正価値は、「取引をする意思のある当事者間による現在の取引において、資産 (または負債) の購入 (または負担) または売却 (または弁済) される価額を決定するのに、市場参加者が適用することとなる見積りおよび予測を用いて、5 つの要素すべてを捕捉する」(FASB[2000], par.24.(a), 平松・広瀬訳, p.431) と想定される⁵⁶。

⁵⁶ SFAC 7 は、公正価値の他に、これら 5 つの要素を取り入れる程度が異なる、3 つの測定属性を想定している。

このような公正価値に該当するものとして、市場価格が想定される。SFAC 7は次のように指摘する。「観察される市場価格は、資産ないし負債の効用、将来キャッシュ・フロー、当該キャッシュ・フローを取り巻く不確実性および市場参加者がそうした不確実性を負担するのと引き換えに要求する金額に関して、すべての市場参加者により合意された見解を含むものである」(FASB[2000], par.26, 平松・広瀬訳, p.433) と。また、現在価値もこのような公正価値を見積るものと想定される。「現在価値が当初認識時の会計測定およびフレッシュ・スタート測定において用いられる場合の唯一の目標は公正価値を見積ることである。いいかえれば、現在価値は、仮に市場価格すなわち公正価値が存在するならば、市場価格を構成するであろう諸要素を総体的に捕捉しようとするものである」(FASB[2000], par.25, 平松・広瀬訳, p.433) と。

ところで、公正価値は、SFAC 1における財務報告の目的から導き出されていると解される。SFAC 1は、財務報告の目的を次のように指摘する。

「財務報告は、現在および将来の投資家、債権者その他の利用者が、合理的な投資、与信および類似の意思決定を行ううえで有用な情報を提供すべきである。」(FASB[1978], par.34, 平松・広瀬訳, p.26)

「財務報告は、現在および将来の投資家、債権者その他の利用者が、1)有価証券または貸付金の配当または利子として、また 2)有価証券または貸付金の売却、償還または満期返済からの収入として、それぞれ獲得する将来の現金収入の金額、時期および不確実性を査定

第一に、使用価値 (value-in-use) および実体固有の測定値 (entity-specific measurements) である。これは、「資産または負債の価値を特定の実体ごとに把握しようとするものである。実体固有の測定値は、5つの要素すべてを把握するために適用される。しかし、この測定値には、市場参加者による仮定の代わりに実体自身による仮定が用いられる。例えば、ある資産の実体固有の測定値を計算する実体は、その資産の使用に関して、市場参加者が想定する使用よりもむしろその実体自身による予測を用いることになるといえよう。」

(FASB[2000], par.24.(b), 平松・広瀬訳, p.432)

第二に、実効弁済測定値 (effective-settlement measurements) である。これは、「仮に約定利子率により今日投資するならば、特定の負債に対するキャッシュ・アウトフローに対応する将来キャッシュ・インフローをもたらす資産の現在の価額を表す。」(FASB[2000], par.24.(c), 平松・広瀬訳, p.432)

第三に、原価累積測定値または原価発生測定値 (cost-accumulation or cost-accrual measurements) である。これは、「実体が予測期間にわたり資産の取得または負債の弁済を行う際に実体が負担すると予想する費用 (通常は増分コスト) を把握しようとするものである。この測定値は、公正価値の見積りに含まれることとなるその他の仮定を除外する。例えば、負債の弁済コストを見越し計上しつつある実体は、第三者がその負債を引き受けるならば価格に織り込むこととなる間接費、粗利益およびリスク・プレミアム (不確実性を負担するための価格) を一般に除外するといえよう。」(FASB[2000], par.24.(d), 平松・広瀬訳, pp.432-433)

するのに役立つ情報を提供すべきである。」(FASB[1978], par.37, 平松・広瀬訳, p.28)

「財務報告は、1)企業の経済的資源、2)この資源に対する請求権(他のエンティティへ資源を移転する企業の義務および所有主持分)ならびに 3)企業の資源とそれに対する請求権とに変動をもたらす取引、事象および状況の影響に関する情報を提供すべきである。」(FASB[1978], par.40, 平松・広瀬訳, pp.30-31)

すなわち、公正価値を市場参加者の期待および見積りを反映する測定値と想定することで、上述の財務報告の目的に貢献する会計情報を提供する測定値と解釈される。特に、表現上の忠実性を備えた情報を提供するという側面から財務報告の目的に貢献する。SFAC 7は次のように指摘する。「当初認識時の測定またはフレッシュ・スタート測定については、公正価値は資産および負債の経済的特徴に関する最も完全で、かつ表現上の忠実性を備えた測定を提供する」(FASB[2000], par.36, 平松・広瀬訳, p.438)と。

(3) 企業価値評価に適合する情報の提供と公正価値概念

これまで検討してきたように、公正価値概念は、市場参加者の期待および見積りを反映する測定値と解されるわけであるが、ここで、こうした解釈とは異なる見解をとりあげることにより、このような公正価値概念の特質をより明確にしたい。そのような見解として Barth and Landsman[1995]をとりあげる。

Barth and Landsman[1995]は、「企業価値の評価に適合する情報 (value-relevant information)」(Barth and Landsman[1995], p.98)を提供する視点から公正価値会計の分析を行っている。このような検討を行う前提として、完全市場と不完全市場という異なる経済的環境を想定する。

完全市場という経済的環境を前提とすると、公正価値は明確に市場価値(出口価値および入口価値)と等しくなる(Barth and Landsman[1995], p.99)。また、経営能力あるいは資産シナジーといった無形価値はなくなるため、市場価値と使用価値の差もなくなる(Barth and Landsman[1995], p.100)。このような環境では、会社が保有するすべての資産[および負債; Barth and Landsman[1995]は完全市場を前提とした負債の公正価値測定には論及していない。]の市場価値の総額が、企業価値の測定値となると考えられる。

これに対して、不完全市場というより現実的な経済環境では、使用価値、出口価値および入口価値は異なることになる⁵⁷。これら3つの価値は異なるが、そのなかで最も重要な差異は、使用価値と他の2つの価値との差異である。なぜならば、使用価値のみが、他社と

⁵⁷ AAA[2002b]においても同様の指摘がなされている。

は異なる経営能力 (differential management skill) を反映するからである。そのような経営能力には、資産シナジーを利用することが含まれる。したがって、使用価値と他の 2 つの価値、すなわち入口価値および出口価値との差額は、経営能力の測定値となる。Barth and Landsman[1995]は、このような使用価値を資産に関連する企業全体の価値を捕捉する唯一の測定値として、公正価値会計の中心に据えるのである (Barth and Landsman[1995], p.100)。つまり、このような環境では、会社の保有するすべての資産および負債の使用価値の総額が、企業価値の測定値となると考えられるからである。

(4) 小括

JWG[2000]や SFAC 7 における公正価値概念は、市場価格を中心とする概念であり、将来キャッシュ・フローに関する市場参加者の期待および見積りが重視される。この点で、使用価値を公正価値と考える Barth and Landsman[1995]の見解とは異なる。

また、財務報告の目的とのかかわりに関しても両者の公正価値概念は異なる。すなわち、市場価格を基礎とした場合の公正価値概念は、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関する市場参加者の期待ないし見積りを反映した測定値として、資産および負債の経済的特徴に関する表現上の忠実性を備えた会計情報であると解され、その意味で投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的に貢献するのであり、使用価値を基礎とする公正価値概念のように企業価値評価に適合する情報をもって、財務諸表利用者の目的に適合する情報の提供という目的が達成されるわけではないのである。

いいかえれば、本研究で検討対象としている金融資産のみならず、すべての資産および負債を、市場価格を基礎とする公正価値で測定したとしても、企業価値の測定値とは一致しないことは明らかであり、またそのようなことを企図しているわけではない。SFAC 1 は「財務会計は企業の価値それ自体を直接に測定するように企図されていない」(FASB[1978], par.41, 平松・広瀬訳, p.31) と指摘しており、SFAC 7 も「公正価値を目的とした現在価値による測定は、見積りを含まざるをえないが、測定を行う実体から独立して行われる。その結果、公正価値は、ある実体と別の実体とを比較するための中立的な基盤を提供する。事実、個々の企業は、他の企業に対して相対的な優位性または不利な立場を有することがある。当初認識時の測定またはフレッシュ・スタート測定における公正価値の利用により、そのような優位性または不利な立場の経済的影響は、当初認識時ではなくむしろ、それらが実現した時点で会計上認識されることになる」(FASB[2000], par.36, 平松・広瀬訳, p.438) と指摘する。

第11章 部分的公正価値評価と会計の枠組み

本章では、部分的公正価値評価が、いかなる会計の枠組みに立脚するものであるのか、またそこにおける利益計算構造は、いかなる利益観に立脚するものであるのか、さらにそこで計算される利益はいかなる性格を有するものであるか検討する。

(1) 資産測定の特質

まず、本節では、部分的公正価値評価における資産測定の特質について検討する。上述のように、部分的公正価値評価では、経営者の保有意図に基づいて資産の測定属性が選択されるのである。それでは、なぜ経営者の保有意図に基づいて資産の測定属性を選択する必要があるのだろうか。

例えば、佐藤[2001]は次のように指摘する。すなわち、「経営者の意図を会計計算を行う上での仮定として会計処理の全体に積極的に反映させているものと考えられる。売買目的有価証券については、経営者が時価の差額から利益を得ることを目的としているため、時価変動それ自体が経営者自身の責任により獲得された財務業績となるという仮定を考えているのであるから、時価評価差額を当然に当期純損益に含め、満期保有目的の債券〔本研究でいうところの満期保有目的有価証券〕は、経営者がそのキャッシュ・フローを固定するという意思決定をしているのであるから、この意思どおりの財務収益が獲得されていくという仮定によって財務収益を計上しているのである。また、その他有価証券〔本研究でいうところの売却可能有価証券〕は、経営者の保有意図自体が判然としないという事実を、その評価差額を当期純損益に含めずに繰越していくという取扱いによって表現しているのである」(佐藤[2001], p.22) と。

また、徳賀[2002]は、次のように指摘する。すなわち、「市場で同じ評価を得ている有価証券でも、経営者がそれをいかなる目的で保有しているかで、その成果である将来 CF〔キャッシュ・フロー〕の金額、発生パターン、リスク等は異なるはずである。例えば、ある債券を満期まで保有するのであれば、その将来 CF は確定している。満期保有債券〔本研究でいうところの満期保有目的有価証券〕に市場価格変動リスクはあるが CF リスクはない。一方、同じ債券を売買目的で保有するとすれば、市場価格変動リスクも CF リスクも発生する。全面公正価値評価〔本研究でいうところの「包括的公正価値評価」〕では、それらの『将来 CF の相違』『評価対象から生ずると期待される将来キャッシュ・フローの金額、発生パターン及びリスクの相違』を略称したものである。〕を示すことができない。保有意図別混合評価〔本研究でいうところの「部分的公正価値評価」〕における保有意図の相違と『将来

CFの相違』との相関が高く、しかも、その相違が重要なものであるならば、保有意図別混合評価が採用された場合に比較可能性は最も高い」(徳賀[2002], p.52)と。

さらに、Willis[1998]も次のように指摘する。すなわち、「エンティティが活発に取引する資産および負債については、公正価値が最も目的適合的な測定値であるということには、多くの者が同意する。(…中略…)しかし、経営者が満期まで資産を保有する、あるいは負債を借りることを意図している場合、または満期以前に資産を売却する、あるいは負債を決済する計画を現在持っていない場合には、(…中略…)歴史的原価に基づく情報はより目的適合的である。なぜならば、当該情報は、資産を購入する、もしくは売却する、あるいは負債を負う、もしくは決済する意思決定およびその結果に焦点をあてているからである」(Willis[1998], pp.3,4)と。

上述のように、公正価値は、将来キャッシュ・フローに関する市場参加者の評価を反映した情報と解されるが、これは経営者の保有意図に基づいて一部の金融資産の測定に限定して反映されることになる。金融資産の測定全体としては、経営者の保有意図に基づいて、当該資産からもたらされる将来キャッシュ・フローが異なることが想定されることから、投資家および債権者による企業への将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性の評価に役立つ情報は、経営者の保有意図に基づく将来キャッシュ・フローに関する情報であると解される。

(2) 評価差額の処理の特質

次に、部分的公正価値評価における評価差額の処理の特質について検討する。上述のように、部分的公正価値評価では、評価差額の処理には、大別して、保有目的に応じた2つの方法がある。当期純利益に計上する方法と、当期純利益に計上せずに、貸借対照表の持分に直接計上するか、あるいは稼得利益(純利益)⁵⁸とは別の包括利益に計上する方法である。

① 評価差額を当期の純利益に計上する方法

この処理方法は、収益・利得の認識における実現可能性基準を適用したものであると解される。すなわち、売買目的有価証券あるいはデリバティブ(キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として利用されるデリバティブを除く。)は、保有目的からの制約はなく、

⁵⁸ 実際に財務諸表で報告される利益は、純利益であるが、上述のように、両者の相違点である「会計原則の変更に伴う累積的影響額」については、本研究では考慮しないこととし、以下では「稼得利益」と「純利益」には差異はないものとして議論していく。

市場において即時に売却可能であることから、上述の収益・利得の認識における売却可能性基準を満たすものとして稼得利益(純利益)に計上されると解されるのである(森川[2000], pp.151-152)。

それでは、上述の金融資産以外に公正価値評価の対象となる売却可能有価証券あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブは、どうだろうか。これらについても、実現可能の要件にいう「活発な市場価格のある」という観点からみれば、売買目的有価証券あるいは通常のデリバティブと同様に容易に転換可能な資産となり、その評価差額は収益・利得の認識における実現可能性基準を満たすと解することもできる。例えば、辻山[1998]は、「固定資産に分類された有価証券であっても市場性がある限りは実現可能性基準を満たしているという解釈が成り立ちうる」(辻山[1998], p.11)としている。

しかし、売却可能有価証券あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブに係る評価差額については、保有利得および損失のボラティリティを考慮する必要がある。この点について、SFAC 5は、包括利益に含められるが稼得利益から除外される項目の一つとして、特定の保有利得および損失、例えば、固定資産として分類される市場性ある持分有価証券への投資の時価変動を例示する(FASB[1984], par.42, 平松・広瀬訳, p.231)。売却可能有価証券の評価差額は、まさにここにいう固定資産として分類される市場性ある持分有価証券への投資の時価変動に該当すると考えられる。そして、こうした時価変動が、稼得利益から除外される理由は、SFAC 5によれば、「かかる時価変動がおそらく一時的なものであり、さらに長期投資として保有されている有価証券の一時的な時価変動は純利益に含めるべきではないという点にある」(FASB[1984], par.50, 平松・広瀬訳, p.235)とされる。

また、SFAS 115においても、「金融機関は、金利リスクを管理する際に有価証券への投資とその負債との両方を考慮している企業である。当該企業が述べるところによれば、投資の未実現保有損益を純利益において報告して、関連する負債について未実現保有損益を報告しなければ、利益に著しいボラティリティが発生する可能性がある」とされる。そのようなボラティリティは事業を管理する方法と企業全体に対する経済事象の影響の両方を反映しないために生ずる」(FASB [1993], par.93)とされている。

さらに、SFAS 133においても、「予定取引は、デリバティブの公正価値の変動が発生して認識される期間よりも後の期間において認識されるため、キャッシュ・フローのヘッジに関して特別な会計処理の必要性が生じる。特別な会計処理がなければ、デリバティブによる利得または損失は、ヘッジ対象の取引または関連する資産の取得もしくは負債の発生に

よる損益の影響とは異なる期間に報告される」(FASB[1998], par.371)とされ、本来相殺される利得および損失が異なる期間に純利益で認識されることを指摘している。このように、売却可能有価証券あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブに係る評価差額の認識に関しては、保有利得および損失のボラティリティを考慮しなければならないと解される。

ここにおけるボラティリティの意味は、「当期の利益(または損失)が翌期の損失(または利益)ですぐに取り消されうる可能性が高いという意味で、一時性ないし一過性がある」(佐藤[1998], p.173)と理解することができるであろう⁵⁹。こうした一時性ないし一過性は、「経営者の管理能力の範囲を超えたものであって、状況の変化に伴い常時変化する不安定なものである」(佐藤[1998], p.173)と主張され、そうした不安定要因に起因する損益項目を回避することが企図されていると解される。さらに、このような不安定要因は、負債の金利リスクを管理する目的で売却可能有価証券へ投資を行う、あるいはキャッシュ・フローのリスクをヘッジする目的でデリバティブを利用することにより、回避されていると解される。そのため、そのような不安定要因を損益に反映させるべきではないと主張されると解される。

このようなことから、売却可能有価証券あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブに係る評価差額の認識については、2つの考え方が成り立ちうる(佐藤[1998], p.174)。第一に、ボラティリティを考慮に入れて実現可能の意味を考え、その意味での実現可能という要件を満たした場合に限り、稼得利益に計上されるという考え方である。このような考え方によれば、売却可能有価証券またはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブに関して、たとえ活発な市場があったとしても、その保有目的からその評価差額はボラティリティの高い項目として実現可能であるとは考えられないことになるかと解される。

第二に、実現可能という要件とは別に、金融資産の保有目的を基礎としたボラティリティを考慮し、両要件を満たしてはじめて稼得利益に計上されるという考え方である。このような考え方によれば、売却可能有価証券またはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブに係る評価差額は、当該有価証券またはデリバティブに活発な市場があることをもって、実現可能と考えられるが、ボラティリティの観点から稼

⁵⁹ 佐藤[1998]によれば、ボラティリティの意味として、上述のもののほかに、利益の金額に与える影響が大きいという意味での金額的重要性と、遠い将来に関する予測ないし仮定が測定に重要な影響を与えるため、仮定が異なればその計算結果も大きく異なるという意味での長期将来予測性が指摘される(佐藤[1998], pp.173-174)。

得利益から除外されることとなると解される（佐藤[1998], p.174）⁶⁰。

先に検討した SFAC の利益計算構造を前提とすれば、森川[2000]において指摘されているように、売却可能有価証券またはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブに係る評価差額は、実現可能性基準を満たさないと解される。すなわち、「SFAC 5 号の提示する認識構造の枠組みから見ると、この解釈〔実現可能性の要件とは別個に、保有目的に基づくボラティリティないし一時性の要件を持ち出し、これらの保有損益は外形的ないし客観的には実現可能であるが、この要件を満たさないために、稼得利益から除外されるとする見解〕において、稼得利益の認識に関し、特に実現可能性と不確実性ないしボラティリティの要件とが切り離され、その基礎に位置付けられている実現基準および実現可能性基準と別個に、稼得利益の認識を規定する基準があるととらえることには疑問を感じざるをえない」（森川[2000], p.157）のであり、「不確実性ないしボラティリティと実現および実現可能性の要件とは密接に結びついているとされ、またこの実現および実現可能性こそ認識された利得を稼得利益と包括利益に区分するための基準として明示されているところからすると、これらの要件は並列的な関係にあるのではなく、実現および実現可能性の要件を基底として位置づけ、保有目的に伴う不確実性等の要件はその根拠をなすものとして、そのなかに包摂される関係にあるものとも解することができる」（森川[2000], p.157）のである。

② 貸借対照表の持分に直接計上する方法

売却可能有価証券またはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として用いられるデリバティブの評価差額を、貸借対照表の持分に計上することにより、上述のような稼得利益のボラティリティは回避されることになる。

当該評価差額が貸借対照表の持分に計上される理由は、そのような項目が資産性および負債性を有しないということにあると解される。すなわち、デリバティブの利得または損失に関して、よく指摘されるように、当該利得または損失は、将来の経済的便益の観点からの資産または負債の定義に合致しないのである。例えば、SFAS 133 は、次のように指摘する。「当該利得または損失〔デリバティブを公正価値により測定する場合のその変動から生じる利得または損失〕は、（…中略…）資産または負債の本質的特徴を何も有していない

⁶⁰ 佐藤[1998]は、アメリカにおける多様なその他の包括利益項目を検討し、「損益計算書外項目〔その他の包括利益に計上される項目〕を損益計算書項目〔稼得利益に計上される項目〕と区別する判断規準は、アメリカではそれほど明確な規準に基づいているわけではないといえよう」（佐藤[1998], p.174）と結論付けている。

ために、別個の資産または負債ではない。デリバティブをヘッジ手段に指定する行動は、後の損失または利得を資産または負債に転換するものではない。損失は、将来の経済的便益がそれに関連していないため、資産ではない。損失は、現金、金融資産または価値のある何かを生産するため、あるいは負債を決済するために使用する非金融資産と交換することはできない。同様に、利得は将来において資産を犠牲にする義務が存在していないために負債ではない」(FASB[1998], par.229) と。

また、貸借対照表の持分に計上される評価差額は、資本維持修正 (capital maintenance adjustments) 項目ではなく、資本からの利益 (return on capital) とみられる。概念報告書 (SFAC) が会計基準書 (SFAS) の基礎となっているということを前提とするならば、当然、SFAS 115 あるいは SFAS 133 という金融資産に係る会計基準の基礎には、SFAC 5 に指摘される資本維持概念としては貨幣資本維持概念が採用されていると解される。そして、SFAC 5 では貨幣資本維持概念が採用され、資産の価格変動の影響が認識される場合には、それは資本からの利益に含められる、すなわち利益性が認められる。

しかし、こうした会計処理には「ダーティ・サープラス (dirty surplus)」(FASB[1997], par.2) という重要な問題が存在する。すなわち、出資者との取引以外の取引その他の事象および環境要因から生じる一会計期間における持分の変動としての包括利益を基礎とした場合、そのような持分の変動を意味する未実現保有損益が損益計算書における開示を逃れることになる。損益計算書では純利益 (稼得利益) が計算されるのに対して、貸借対照表では持分の変動としての包括利益が計算され、両者の間にギャップが生じる。これにより、財務諸表の透明性が阻害されると解されるのである (AIMR[1993], p.63, 八田・橋本訳, p.97, Beresford et al.[1996], p.72)。

こうした問題が引き起こされる要因として、損益計算書と貸借対照表が異なる利益観を基礎として作成される点が指摘される (辻山[2002a], pp.364-365)。すなわち、損益計算書では、収益費用利益観に基づく稼得利益が計算されるのに対して、貸借対照表では、資産負債利益観に基づく包括利益が計算されるという、まさしく利益観の相違から引き起こされる問題であるといえる。

③ 包括利益に計上する方法

この方法は、評価差額を貸借対照表の持分に直接計上する方法の問題点を解決するものである。この点は、上述の SFAS 130 の公表の背景からも明らかであろう。

この方法によれば、売却可能有価証券またはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として用いられるデリバティブの評価差額は、その他の包括利益に計上し、そのうえで純

利益にこれを加減し、包括利益が計算される。これにより、損益計算書系統の計算書（一計算書アプローチにより作成される「損益及び包括利益計算書」または二計算書アプローチにより作成される「包括利益計算書」と貸借対照表とのいずれにおいても包括利益が計算され、「ダーティ・サープラス」の問題は解消されることになる。

この場合に、純利益（稼得利益）を計算・開示するためには、再分類調整（リサイクル）が必要になる⁶¹。すなわち、既にその他の包括利益に計上されている評価差額を、その後の会計期間においてあらためて純利益（稼得利益）に計上するとともに、同額をその他の包括利益から控除する。この再分類調整（リサイクル）が行われる時点は、特に売却可能有価証券の評価差額に着目して、その評価差額、すなわち未実現保有損益の実現時点と説明されることが多い。

しかし、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブの評価差額は、ヘッジ対象取引が純利益（稼得利益）に影響を及ぼす会計期間と同一の期間に純利益（稼得利益）に再分類（リサイクル）される。当該評価差額も、SFAC 5における実現の要件を満たしたことにより、稼得利益に計上されるかどうかは疑問が残る。

例えば、変動利付債務の支払利息を金利スワップでヘッジする場合⁶²には、当該金利スワップを公正価値評価したことによる評価差額は、その他の包括利益に計上され、金利スワップの決済時点で、変動利付債務の支払利息と相殺してヘッジ活動の効果を反映させるために、当該評価差額はその他の包括利益から純利益（稼得利益）に振り替えられる。この場合には、金利スワップの決済時点と再分類調整（リサイクル）が行われる時点は一致している。これに対して、機械装置などの償却性資産の予定購入をデリバティブでヘッジする場合には、その他の包括利益に計上された当該デリバティブの評価差額は、決済時点でその他の包括利益から純利益（稼得利益）に振り替えられるのではなく、当該予定取引により取得した償却性資産の減価償却費が計上される会計期間に、純利益（稼得利益）に振り替えられる。これにより、償却性資産の予定購入によるキャッシュ・アウトフローがデリバティブにより固定するというヘッジ活動の効果が反映される。この場合には、デリバ

⁶¹ 周知のように、イギリスでは、包括利益計算書に相当する計算書として総認識利得損失計算書が導入されている。総認識利得損失計算書に計上された項目が損益計算書に計上されることはない、すなわちリサイクルが行われずとして、アメリカにおける取扱いとの違いが指摘されている。しかし、本研究は、アメリカにおける議論を中心に検討を行っており、ここではイギリスにおける議論は検討の対象としない。イギリスにおける財務業績報告については、赤城[2003]および辻山[1998]などを参照した。なお、2004年12月にイギリスの会計基準審議会（ASB）から公表された Financial Reporting Standard (FRS) 26 (IAS 39), Financial Instruments: Measurement では、リサイクルが要求されている。

⁶² 議論を単純にするために、ヘッジの非有効部分はないものとする。

タイプの決済時点と再分類調整（リサイクル）が行われる時点は一致しない。

デリバティブの決済時点で現金の受け払いが行われており、デリバティブの評価差額は、デリバティブの決済時点でSFAC 5における実現の要件を満たすと解することができる。しかし、このように解釈すると、稼得利益の認識に関して実現（実現可能性）以外の要件が存在していることになろう。例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、当該ヘッジ活動の成果が財務諸表に反映されるべき時点がメルクマールとなるかもしれない。または、稼得利益に計上するための要件として実現（実現可能性）以外の要件を認めないのであれば、ヘッジ活動の成果も考慮に入れて、デリバティブの評価差額の実現（実現可能）の意味を考える必要があるだろう⁶³。

そもそも、上述のように、稼得利益とその他の包括利益とを区別する判断規準に関して議論が分かれており、そのことからすれば当然に再分類調整（リサイクル）を行う時点についても同様に議論が分かれることになると解される。

④ 部分的公正価値評価における利益計算構造

ここで、評価差額の各処理方法と利益観との関係を検討し、部分的公正価値評価における利益計算構造を明らかにする⁶⁴。第一に、当期純利益（稼得利益）に計上する処理方法である。これは、まず売買目的有価証券あるいはデリバティブ（キャッシュ・フロー・ヘッジ・のヘッジ手段として指定されるものを除く。）を公正価値評価し、その変動として利益

⁶³ 例えば、企業会計基準委員会・基本概念ワーキング・グループ[2004]が指摘する「リスクからの解放」という概念が妥当するかもしれない。

企業会計基準委員会・基本概念ワーキング・グループ[2004]は、包括利益と純利益という2つの利益概念を採用し、包括利益を「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および、将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引によらない部分」（『財務諸表の構成要素』第8項）と定義し、また純利益を「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（…中略…）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果」（『財務諸表の構成要素』第9項）と定義し、さらに「包括利益のうち、投資のリスクから解放されていない部分を、その他の包括利益という」（『財務諸表の構成要素』第12項）としている。

このように、「リスクからの解放」という概念によって、純利益と包括利益を区分している。ここにおける「リスクからの解放」とは、「不可逆的な成果が得られた状態をさす」とされる（『財務諸表における認識と測定』第60項）。そして、「『その他有価証券』の売却処分には事業上の制約が課されており、その評価益は『事業のリスクから解放された成果』とはいえない」（『財務諸表における認識と測定』脚注21）と指摘される。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブにもこのような考え方を適用し、ヘッジ活動の成果が財務諸表に反映されるべき時点まで事業上の制約が課されていると解することもできるかもしれない。

⁶⁴ 評価差額の処理方法と利益観の関係の検討は、森川[2001], pp.11-12 を参照した。

を計算するプロセスである。この点に着目するならば、資産負債利益観に基づく処理方法であると解される。上述のように、資産負債利益観に基づく利益計算構造は、利益を一会計期間における「資産と負債の増減に関連づけて」(FASB[1976], par.35, 津守監訳, p.54) 測定し、「連携を前提とすれば、利益の測定と資産・負債の測定は同一の構成部分をなすが、資産負債利益観においては利益は従属変数となる」(FASB[1976], par.37, 津守監訳, p.54) のである。

しかし、これらの金融資産の評価差額が、稼得利益に計上されるためには、収益・利得の認識における実現可能性基準という追加的な要件が必要になることから、資産・負債の認識・測定が収益・費用の認識・測定に制限されるという関係にあり、これは収益費用利益観に基づく利益計算構造であると解される。したがって、当該処理方法は、結論としては収益費用利益観に基づくものであると解される。

第二に、貸借対照表の持分に計上する方法である。これは、上述のように、売却可能有価証券あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブを公正価値評価するが、その評価差額の利益計上は実現可能性基準により制限されることから、当該処理方法は、収益費用利益観に基づくものであると解される。

最後に、その他の包括利益に計上する処理方法である。これは、売却可能有価証券あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブを公正価値評価し、その変動として利益を計算するプロセスである。そのため、これは、資産負債利益観に基づく処理方法であると解される。

以上の検討から、部分的公正価値評価では、評価差額の処理方法の組み合わせにより異なる利益計算構造が想定される。評価差額を当期純利益に計上する処理方法と貸借対照表の持分に計上する処理方法を適用する場合には、収益費用利益観に基づく利益計算構造であると解される。

これに対して、評価差額を当期純利益に計上する処理方法とその他の包括利益に計上する処理方法を適用する場合には、稼得利益と包括利益という 2 つの利益概念に基づく利益計算構造であると解される。これは、上述の SFAC における利益計算構造であり、収益費用利益観に基づく稼得利益が、資産負債利益観に基づく包括利益の中間的構成要素として位置付けられる利益計算構造であるといえる。

これら 2 つの場合に共通するのは、収益費用利益観に基づく稼得利益概念を採用している点であり、その利益認識において実現ないし実現可能性を考慮することにより、「収益および利得が認識される前にそれらの存在の事実と金額をある程度まで確実なもの」(FASB[1984], par.83, 平松・広瀬訳, p.249) にしておくことが可能となり、「一定の容認し

うる不確実性ないしボラティリティをこえた価値増加（保有利得）の当期利益〔すなわち、稼得利益〕への計上は回避される」（森川[2001], p.11）ことになると解される。

⑤ 部分的公正価値評価における利益の性格

次に、このような部分的公正価値評価における利益の性格を検討する。部分的公正価値評価においては、評価差額の処理に関しても、経営者の保有意図に応じてその処理方法が異なるのである。これは、経営者の保有意図に応じて、将来キャッシュ・フローに関する経営者の期待が異なることを意味していると解される。すなわち、売買目的有価証券あるいはデリバティブであれば、市場価格の変動がそのまま将来キャッシュ・フローの変動に影響を及ぼすことが期待される。満期保有目的有価証券であれば、将来キャッシュ・フローは固定されることが期待される。キャッシュ・フロー・ヘッジでは、デリバティブによりヘッジ対象取引の将来キャッシュ・フローを固定することが期待される。そして、このような期待に応じた会計処理を適用することにより、将来キャッシュ・フローに関する経営者の期待が利益計算に反映されていくのである。

例えば、佐藤[2001]は、次のように指摘する。「売買目的有価証券については、経営者が時価の差額から利益を得ることを目的としているため、時価変動それ自体が経営者自身の責任により獲得された財務業績となるという仮定を考えているのであるから、時価評価差額を当然に当期純損益に含め、満期保有目的の債券〔本研究でいうところの満期保有目的有価証券〕は、経営者がそのキャッシュ・フローを固定するという意思決定をしているのであるから、この意思どおりの財務収益が獲得されていくという仮定によって財務収益を計上しているのである。また、その他有価証券〔本研究でいうところの売却可能有価証券〕は、経営者の保有意図自体が判然としないという事実を、その評価差額を当期純損益に含めずに繰越していくという取扱いによって表現しているのである」（佐藤[2001], p.22）と。

また、草野[2005]も、次のように指摘する。すなわち、「売却可能負債証券の評価損益とキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されたデリバティブの評価損益は、金利リスク管理の成果またはヘッジ活動の成果を稼得利益に反映させるために、その他の包括利益として認識される。その結果、取引時点の経営者の将来に関する期待が稼得利益に反映されるために、従来と同様に、稼得利益に経営者の業績指標としての役割が期待されるのである」（草野[2005], p.98）と。

このように、部分的公正価値評価における利益計算の根底には、『会計上の利益計算は経営者の意図を反映すべきである』という考え方（佐藤[2001], p.23）、いいかえれば、「経営者の将来〔キャッシュ・フロー〕に関する期待」（草野[2005], p.99）を反映させるべきで

あるという考え方が据えられていると解される。その結果、部分的公正価値評価では、稼得利益が「経営者が下した判断の良否を表現する尺度」(佐藤[2003d], p.42)として位置付けられ、「利益の多寡に関する責任も経営者が負うことになる」(佐藤[2003d], p.42)と解される。これに対して、包括利益は、「企業の全体に関して当期中に生じたすべての事象に起因した純資産増減額」(佐藤[2001], p.23)として位置付けられ、当該利益は「[経営者]自らが積極的に行った意思決定によって生じた事象のみならず、市場における価格変化など、企業に対して財務的影響を与えるすべての事象」を反映するものと解され、基本的には「経営者が下した判断の良否を表現する尺度」(佐藤[2001], p.23)と解されないこととなる。そのため、経営者は、市場における価格変化などに起因する純資産増減額について「自分が意思決定することでコントロールできるわけではないとして経営者は自分の成果(業績)とは無関係と主張する」(佐藤[2003b], p.69)ことになると解される。

(3) 小括

ここで本章における検討内容を整理しておく。

本章では、部分的公正価値評価は、投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報を提供するという財務報告の目的から導き出されることが指摘される。そして、将来キャッシュ・フローに関する市場参加者の評価を反映した情報と解される公正価値は、経営者の保有意図に基づいて一部の金融資産の測定に限定して適用され、金融資産の測定全体としては、経営者の保有意図に基づいて、当該資産からもたらされる将来キャッシュ・フローが異なることが想定され、経営者の保有意図に基づく将来キャッシュ・フローに関する情報が、この意思決定に有用な情報とみなされることが指摘できる。このことから、会計の枠組みとしての意思決定説を理論的基礎としていると解される。

また、部分的公正価値評価における評価差額の各処理方法がいかなる利益観に基づいているか指摘した。評価差額を当期純利益に計上する方法および評価差額を貸借対照表の持分に計上する方法は、収益・利得の認識において実現基準ないし実現可能性基準という追加的な要件が必要とされている、いいかえれば資産・負債の測定が利益認識によって制約されていることから、収益費用利益観に基づく方法であると解される。評価差額をその他の包括利益に計上する方法は、その利益計算プロセスから資産負債利益観に基づく方法であると解される。

そして、以上の検討から、部分的公正価値評価では、評価差額の処理方法の組み合わせにより異なる利益計算構造が想定されることが指摘される。評価差額を当期純利益に計上する処理方法と貸借対照表の持分に計上する処理方法を適用する場合には、収益費用利益

観に基づく利益計算構造であると解される。

これに対して、評価差額を当期純利益に計上する処理方法とその他の包括利益に計上する処理方法を適用する場合には、収益費用利益観に基づく稼得利益が、資産負債利益観に基づく包括利益の中間的構成要素として位置付けられる利益計算構造であるといえる。

これら 2 つの場合に共通するのは、収益費用利益観に基づく稼得利益概念を採用している点であり、その利益認識において実現ないし実現可能性を考慮することにより、稼得利益についてある程度の確実性が保証されると解される。

くわえて、部分的公正価値評価における利益の性格がいかなるものであるのか指摘した。部分的公正価値評価における利益計算の根底には、「経営者の将来〔キャッシュ・フロー〕に関する期待」(草野[2005], p.99)を反映させるべきであるという考え方が据えられていると解される。その結果、部分的公正価値評価では、稼得利益が「経営者が下した判断の良否を表現する尺度」(佐藤[2003d], p.42)として位置付けられると解される。

これに対して、包括利益は、「企業の全体に関して当期中に生起したすべての事象に起因した純資産増減額」(佐藤[2001], p.23)として位置付けられ、経営者は、市場における価格変化などに起因する純資産増減額については「自分が意思決定することでコントロールできるわけではないとして経営者は自分の成果(業績)とは無関係と主張する」(佐藤[2003b], p.69)ことになると解される。

第12章 包括的公正価値評価と会計の枠組み

本章では、包括的公正価値評価が、いかなる会計の枠組みに立脚するものであるのか、またそこにおける利益計算構造は、いかなる利益観に立脚するものであるのか、さらにそこで計算される利益はいかなる性格を有するものであるか検討する。

(1) 資産測定の特質

まず、本節では、包括的公正価値評価における資産測定の特質について検討する。上述のように、包括的公正価値評価では、原則としてすべての金融商品を公正価値で測定するものであり、経営者の保有意図は資産の測定属性の選択において排除される。それでは、なぜすべての金融資産が公正価値で測定されるのであろうか。

金融商品の公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を表すものであると解される。というのも、競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であった情報をすべて具体化していると期待されるからである。そのため、金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フローを同等のリスクに対する現在の市場収益率で割り引いた現在価値（すべての入手可能な情報を考慮したもの）を表し、予測に関して他の測定値よりも良好な基礎を提供すると解される（IASC[1997], par.5.4.2, 日本公認会計士協会訳, p.83, JWG[2000], par.1.8, 日本公認会計士協会訳, pp.152-153, Willis[1998], pp.2,3）。

また、公正価値は、市場を基礎とした概念であり、取引の時期、金融商品を保有する企業、その保有目的にかかわらず、企業間および年度間で比較可能な測定値であると解される。すなわち、公正価値が市場を基礎とした概念であるため、次のような影響を受けないことによる。すなわち、資産が取得され、あるいは負債が引き受けられた場合には、その日またはその時点の原価に公正価値は左右されない。あるいは、いかなる企業が資産または負債を有しているとしても、資産の場合には両企業が同じ市場を利用できる場合、または両企業が同じ信用状態にある場合には、公正価値は同一となる。さらに、公正価値は、資産または負債の処分の意図、または処分の時期に左右されないと解される（IASC[1997], par.5.4.3, 日本公認会計士協会訳, p.83, JWG[2000], par.1.8(c), 日本公認会計士協会訳, p.152）。このような意味で、同種の事象は同じものとして、かつ異質の事象は異なるものとして表示することにより、比較可能性を改善すると解される（Willis[1998], p.15）。

このように、包括的公正価値評価は、投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的から導き出される。ここでは、「将来キャッシュ・フローの

市場〔参加者〕による現在〔すなわち、決算時点〕の評価」(IASC[1997], par.5.4.2, 日本公認会計士協会訳, p.83)を反映する情報が、当該意思決定に有用な情報とみなされる。そのため、包括的公正価値評価の根底には、会計計算に「将来〔キャッシュ・フローまたは利益に関する〕金額に関する市場参加者の期待」(FASB[2004], par.7.b)を反映させるべきとする考え方が据えられていると解される⁶⁵。

(2) 評価差額の処理の特質

① 包括的公正価値評価における利益計算構造

包括的公正価値評価では、利益は、企業が資本を維持しながら所有者に分配できる金額で、持分所有者による出資および引出を調整したものと定義される。このような定義によれば、まず期首および期末における資産・負債の差額としての資本を測定し、次にこれらの2つの金額を比較し、資本が増加していれば、その金額が利益となり、減少していれば、損失となる。金融商品の公正価値は、特定のリスク水準のもとで当該期間の期待市場収益率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローの現在価値に常に等しいということを前提とすれば、上述の利益計算において維持される資本は、現時点の市場の収益率を獲得するために金融資産に投資されている資本の価値が維持される⁶⁶ (IASC[1997], pars.6.2.1-6.2.10, 日本公認会計士協会訳, pp.122-124, JWG[2000], pars.6.3-6.5, 日本公認会計士協会訳, p.238)。なお、包括的時価評価において計算される利益は、JWG 基準案によれば「公正価値利益 (fair value income)」と呼称される (JWG[2000], par.6.3, 日本公認会計士協会訳, p.237)。

以下では、このような包括的公正価値評価における利益計算構造を検討する。検討材料として IASC 討議資料および JWG 基準案が示す例示を手がかりとする。当該例示の前提条件は、次のとおりである。

図表 2 公正価値利益の計算例

⁶⁵ 同様の指摘は、草野[2005], pp.32-34 にみられる。

⁶⁶ IASC[1997]において「現在の市場収益率資本維持概念 (current-market-rate-of-return capital maintenance)」と呼ばれているものであり、IASC[1997]によれば、貨幣資本維持概念であると指摘される (IASC[1997], par.6.2.10, 日本公認会計士協会訳, p.124)。しかし、必ずしもその内容は明らかではない。

古賀[2000]によれば、これは成果資本維持であると指摘される (古賀[2000], p.23)。武田[1967]によれば、成果資本維持は、「経営の将来の成果価値または収益価値を自己資本として維持しようとするものであるから、観察は全く将来に向けられることになる。すなわち、成果資本は、コンスタントな利子率の場合、期待される将来の割引純収入が期首におけるそれと同額である場合にそのまま維持される」(武田[1967], p.85)と指摘される。

3年満期のゼロ・クーポン債を10,000で購入し、その現在価値7,938（実効年利回り8%における現在価値）を支払ったとする。このリスクの債券に対する市場金利が第1年度末に10%に変化したとする。

	市場利子率による 現在価値 (公正価値)	実効利子率による 現在価値 (償却原価)
第1年度初め	7,938 (8%)	7,938 (8%)
第1年度末	8,264 (10%)	8,573 (8%)
第2年度末	9,091 (10%)	9,259 (8%)
第3年度末(満期)	10,000	10,000

	公正価値利益	実効金利収益 (実現利益)	市場利子率の変動による損益 (未実現損益)
第1年度	326	635	-309
第2年度	827	686	141
第3年度	909	741	168
合計	2,062	2,062	0

【出所】 IASC[1997], par.6.2.8, 日本公認会計士協会訳, p.124, JWG[2000], par.6.5, 日本公認会計士協会訳, 238. 表は引用者が作成した。

図表2の第1列が、金融資産を公正価値で評価し、その評価差額を即時に（発生した期間に）損益に計上する処理である。これに対して、図表2の第2列は、金融資産を償却原価で評価し、金利収益を計上する処理である。この場合の金利収益は、約定利子率により時間の経過とともに収益を計上しているため実現損益と考えることができる。また、第3列は市場利子率が変動したことによる損益であり、未実現損益としての性格を有する。ここで、第2列の実効金利収益に第3列の市場利子率の変動による損益を加減すると第1列の公正価値利益と一致する。

図表2の第1列が、包括的公正価値評価における利益計算である。ここで、利益計算構造について検討する。包括的公正価値評価では、まず金融資産を公正価値で測定し、その変動額として利益を把握する計算プロセスである。すなわち、利益を一会計期間における

「資産と負債の増減に関連づけて」（FASB[1976], par.35, 津守監訳, p.54）測定し、「連携を前提とすれば、利益の測定と資産・負債の測定は同一の構成部分をなすが、資産負債利益観においては利益は従属変数となる」（FASB[1976], par.37, 津守監訳, p.54）のであり、包括的公正価値評価における利益計算構造が資産負債利益観に基づくものであり、当期利益たる公正価値利益は資産負債利益観に基づく利益概念（包括利益）に該当すると解される。

また、包括的公正価値評価では、もはや実現損益と未実現損益の区別は行われず、利益認識における実現ないし実現可能性が追加的な要件として考慮されていないと解される

（IASB[1997], par.6.3.5, 日本公認会計士協会訳, pp.126-127, JWG [2000], par.6.44, 日本公認会計士協会訳, p.247）。ここでは、資産の測定が収益・費用の認識・測定に制約されるという関係にはないと解される。このような点からも、包括的公正価値評価における利益得計算構造が資産負債利益観に基づくものであると解される。

この結果、包括的公正価値評価における利益認識は、発生基準によっていると解される（森川[2001], p.12）。こうした点については、JWG 基準案も、次のように指摘する。すなわち、「公正価値をベースとして利益を認識することの実用的成果は、事象が発生したときに当該事象に係る公正価値の影響が反映されるということである。経済状況の変化の損益計算書への影響を、それがたまたま実現したときではなく、発生したときに認識することにより、経済的原因（例えば市場金利の変動）およびその損益計算書への影響を分析することが可能になる」（JWG [2000], par.6.7, 日本公認会計士協会訳, p.239）と。

このように、包括的公正価値評価では、すべての金融資産の評価差額が、発生基準により認識され、資産負債利益観に基づく包括利益に計上される。この点で部分的公正価値評価と異なるのである。部分的公正価値評価では、利益認識においてある程度の確実性を考慮し、そのような要件を満たす売買目的有価証券ないしデリバティブの評価差額について収益費用利益観に基づく稼得利益に計上し、そうでない売却可能有価証券ないしキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブの評価差額について資産負債利益観に基づく包括利益に計上すると解される。包括的公正価値評価では、そのような経営者の保有意図に基づく利益認識の追加的な要件が考慮されることなく、収益費用利益観に基づく利益概念（稼得利益）が資産負債利益観に基づく利益概念（包括利益）の中間的構成要素として組み込まれることはない。そのため、上述のように、当期利益は資産負債利益観に基づく利益概念（包括利益）としての性格をもつこととなり、そのなかには、部分的公正価値評価では稼得利益に計上されないこととなる「その対価たる貨幣性資産の流入が相当に不確実とみられる」（森川[2001], p.10）金融商品の評価差額も含まれており、当期利益には「一定の容認しうるレベルをこえた不確実性ないしボラティリティが伴わざ

るとえない」(森川[2001], p.10) と解される。

② 包括的公正価値評価における利益の性格

次に、包括的公正価値評価における利益の性格について検討する。包括的公正価値評価における利益計算では、金融資産を公正価値で測定し、それに基づいて利益が計算される。公正価値は、「将来〔キャッシュ・フロー〕の金額に関する市場参加者の期待」(FASB[2004], par.7) を反映すると解される。そのため、「将来〔キャッシュ・フロー〕の金額に関する市場参加者の期待」(FASB[2004], par.7) が、資産測定を通じて、利益計算にも反映されると解される。

例えば、草野[2005]は、次のように指摘する。「公正価値会計では、(仮想的な)市場参加者の将来に関する平均的な期待は、公正価値の測定を通じて利益計算に反映される」(草野[2005], p.35) と。また、JWG 基準案も、次のように指摘する。「公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を反映するものであり、公正価値の変動は、それらの経済情勢の変化が生じたときにその変化を反映する。これは、競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であったすべての情報を具体化しているという期待から導き出されるものである」(JWG[2000], par.1.8.(a), 日本公認会計士協会訳, pp.152-153) と。

資産負債利益観では、利益は「企業の富の増加の尺度」(FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.56) とされる。また、包括的公正価値評価における利益計算には「将来〔キャッシュ・フロー〕の金額に関する市場参加者の期待」(FASB[2004], par.7) が反映されると解される。そのため、資産負債利益観に基づく利益概念である公正価値利益は、「〔経営者〕自らが積極的に行った意思決定によって生じた事象のみならず、市場における価格変化など、企業に対して財務的影響を与えるすべての事象」(佐藤[2001], p.23) を反映するものと解され、基本的には「経営者が下した判断の良否を表現する尺度」(佐藤[2003d], p.42) たりえないと解される。

しかし、包括的公正価値評価における利益計算の根底には、「経営者は企業に対して生じたすべての財務的影響に対して責任がある」(佐藤[2003d], p.42) という考え方が据えられていると解される。例えば、JWG 基準案は、次のように指摘する。すなわち、「損益を発生時に利益として認識することは、経営者の業績の説明責任と評価を容易にする。こうした損益を、後に実現させた別の経営者に帰属させるのではなく、発生時の経営者に帰属させるからである。公正価値による利益は、金融資産を保有し続ける、金融負債を継続して引き受けるといふ意思決定の損益計算書への影響について、経営者に効果的に責任をもたせる」

(JWG [2000], par.6.13, 日本公認会計士協会訳, p.240) と。このように、経営者は金融資産を保有し続ける、あるいは金融負債を継続して引き受けるという意思決定を行った結果として、公正価値の変動、すなわち市場における価格変化などに起因する純資産増減額に対しても責任を負うことが求められている。

ここで注目されるのは、経営者が責任を負う意思決定の内容が拡張されていると解される点である。部分的公正価値評価では、満期保有目的有価証券については、当該有価証券を取得した時点で経営者がそのキャッシュ・フローを固定するという意思決定を行っているため、その意思決定どおりに財務収益が獲得されるのに応じた利益計算が行われる。また、売却可能有価証券については、長期的に保有することを目的とする、あるいは金融資産と金融負債の両方を考慮して金利リスクを管理することを目的とするために、その評価差額をその他の包括利益に計上し、経営者が当該有価証券を売却するという意思決定を行った時に、売却損益を純利益（稼得利益）に計上する。さらに、デリバティブのうちキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されたものについては、ヘッジ対象取引のキャッシュ・フローを固定することを目的とするため、その評価差額をその他の包括利益に計上し、ヘッジ対象取引が純利益（稼得利益）に影響を及ぼす会計期間に純利益（稼得利益）に振り替えることにより、ヘッジ対象取引のキャッシュ・フローを固定するという意思決定を反映した利益計算が行われる。したがって、部分的公正価値評価では、金融資産を取得する、あるいは売却するという意思決定が、利益計算に反映されると解される。

これに対して、包括的公正価値評価では、企業は契約の当事者となった時点で「金融資産に固有の〔損失の発生する可能性としての〕リスクと〔収益を獲得する〕機会にさらされる」(IASC[1997], par.3.3.2, 日本公認会計士協会訳, pp.42-43) ため、「経済状況の変化を、それがたまたま〔売却により〕実現したときではなく、発生したときに、損益計算書への影響を認識する」(JWG[2000], par.6.7, 日本公認会計士協会訳, p.239) ことが求められる。なぜならば、「濃密かつ活発な市場が存在することにより直接的または間接的に影響を受ける多くの金融エクスポージャーの状況下では、(…中略…)〔売却による〕⁶⁷実現利得は、未実現利得と同じ経済的事象を反映しているのであって、実現は単に利得の確証（確認）を示すにすぎない」(Cearns et al.[1999], par.4.12) と解される。そのため、売却によって実現した

⁶⁷ Cearns et al.[1999]では、実現の定義は示されていないが、これがアメリカで採用されている業績報告アプローチ（損益計算書および第二の業績計算書）に関連付けて記述されている(Cearns et al.[1999], par.4.7) ことから、SFACで提示されている実現と同義と解釈した。上述のように、SFAC 5では実現は次のように指摘されている。「収益および利得は、製品（財貨もしくは用役）、商品またはその他の資産が現金または現金請求権と交換される時点に実現される」(FASB[1984], par.83.a, 平松・広瀬訳, p.249-250) と。

利得および損失のみならず、価格変動による利得および損失も利益計算に計上されることになる。そして、価格変動による利得および損失は「金融資産を保有し続ける、金融負債を継続して引き受けるという意思決定の損益計算書への影響」(JWG[2000], par.6.13, 日本公認会計士協会, p.240) として理解される。

したがって、包括的公正価値評価では、金融資産を取得する、保有し続ける、あるいは売却するという意思決定が、利益計算に反映されると解される。Willis[1998]は、次のように指摘する。「[金融] 資産の取得、売却および [金融] 負債の発生、決済ならびに [金融] 資産の継続保有または [金融] 負債の継続負担に関する経営者の意思決定が企業の業績にどのような影響を及ぼしているかを反映する」(Willis[1998], p.15) と。

このように、金融資産を取得、ないし売却する意思決定のみならず、金融資産を保有し続ける意思決定も含めて、経営者は業績に対して責任を負うこととなり、「経営者の責任の範囲を広く捉える」(佐藤[2003d], p.42) ことが求められていると解される。

(3) 小括

ここで本章における検討内容を整理しておく。

本章では、包括的公正価値評価は、投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的から導き出されることが確認され、また、「将来キャッシュ・フローの市場 [参加者] による現在 [すなわち決算時点] の評価」(IASC[1997], par.5.4.2, 日本公認会計士協会, p.83) に基づく情報が、当該意思決定に有用な情報とみなされると解される。このことから、包括的公正価値評価は、会計の枠組みとしての意思決定説を理論的基礎としていると解される。

また、包括的公正価値評価における評価差額の処理方法がいかなる利益観に基づいているか指摘した。包括的公正価値評価では、利益計算プロセスおよび資産測定と収益・費用の認識・測定の関係から、資産負債利益観に基づく利益計算構造が採用されていると解される。包括的公正価値評価では、経営者の保有意図に基づく利益認識の追加的な要件が考慮されることなく、収益費用利益観に基づく利益概念 (稼得利益) が資産負債利益観に基づく利益概念 (包括利益) の中間的構成要素として組み込まれることはない。そのため、そこで計算される当期利益は、資産負債利益観に基づく利益概念 (包括利益) としての性格をもつこととなり、そのなかには部分的公正価値評価で稼得利益に計上されないこととなる「その対価たる貨幣性資産の流入が相当に不確実とみられる」(森川[2001], p.10) 金融商品の評価差額も含まれており、当期利益には「一定の容認しうるレベルをこえた不確実性ないしボラティリティが伴わざるとえない」(森川[2001], p.10) と解される。

さらに、包括的公正価値評価における利益の性格がいかなるものであるのか指摘した。包括的公正価値評価では、「将来〔キャッシュ・フロー〕の金額に関する市場参加者の期待」(FASB[2004], par.7)が、資産測定を通じて、利益計算にも反映されると解される。したがって、計算される利益は、「企業の富の増加の尺度」(FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58)であり、そこには「〔経営者〕自らが積極的に行った意思決定によって生じた事象のみならず、市場における価格変化など、企業に対して財務的影響を与えるすべての事象」(佐藤[2001], p.23)を反映されるため、基本的には「企業の業績なしいし効率性の尺度」(FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58)たりえないと解される。

しかし、包括的公正価値評価では「経営者の責任の範囲を広く捉える」(佐藤[2003d], p.42)ことが求められていると解され、「〔金融〕資産の取得、売却および〔金融〕負債の発生、決済ならびに〔金融〕資産の継続保有または〔金融〕負債の継続負担に関する経営者の意思決定」(Willis[1998], p.15)に関して、経営者は業績に対する責任を負うことが求められ、その結果、「経営者は企業に対して生じたすべての財務的影響に対して責任」(佐藤[2003d], p.42)を負うことが求められると解される。

第IV部の小括

ここで第IV部における検討内容を整理しておく。

(1) 公正価値概念

公正価値概念は、市場価格を中心とする概念であり、将来キャッシュ・フローに関する市場参加者の期待が重視される。そして、このような市場価格を基礎とした公正価値概念は、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を反映した測定値として、資産および負債の経済的特徴に関する表現上の忠実性を備えた会計情報であり、その意味で投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的に貢献することが期待される。

(2) 公正価値評価の二形態と会計の枠組み

部分的公正価値評価と包括的公正価値評価のいずれも、投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的から導き出されるものであり、会計の枠組みとしての意思決定説を理論的基礎とするものであるが、両者は、当該意思決定に有用であるとみなされる情報の観点で相違することを指摘した。部分的公正価値評価では、将来キャッシュ・フローに関する市場参加者の評価を反映した情報と解される公正価値は、経営者の保有意図に基づいて一部の金融資産の測定に限定して適用され、金融資産の測定全体としては、経営者の保有意図に基づく将来キャッシュ・フローに関する情報が有用であるとみなされる。これに対して、包括的公正価値評価では、将来キャッシュ・フローの市場参加者の評価に基づく情報が有用な情報とみなされる。

(3) 公正価値評価の二形態と利益計算構造

部分的公正価値評価と包括的公正価値評価では、利益計算構造が相違することが指摘できる。部分的公正価値評価では、評価差額の処理に適用される方法に応じて、収益費用利益観に基づく利益計算構造、あるいは収益費用利益観に基づく利益概念（稼得利益）が資産負債利益観に基づく利益概念（包括利益）の中間的構成要素として位置付けられる利益計算構造となると解される。これら 2 つの場合に共通するのは、収益費用利益観に基づく稼得利益概念を採用している点であり、その利益認識において実現ないし実現可能性を考慮することにより、「一定の容認しうる不確実性ないしボラティリティをこえた価値増加（保有利得）の当期利益〔すなわち稼得利益〕への計上は回避される」（森川[2001], p.11）ことになると解される。

これに対して、包括的公正価値評価では、利益計算プロセスおよび資産測定と収益・費用の認識・測定の関係から、資産負債利益観に基づく利益計算構造となると解される。包

括的公正価値評価では、経営者の保有意図に基づく利益認識の追加的な要件が考慮されることなく、収益費用利益観に基づく利益概念（稼得利益）が資産負債利益観に基づく利益概念（包括利益）の中間的構成要素として組み込まれることはない。包括的公正価値評価における利益には、部分的公正価値評価で稼得利益に計上されない金融商品の評価差額も含まれており、当該利益には「一定の容認しうるレベルをこえた不確実性ないしボラティリティが伴わざるとえない」（森川[2001], p.10）と解される。

(4) 公正価値評価の二形態と利益の性格

部分的公正価値評価と包括的公正価値評価では、そこで計算される利益の性格が相違し、さらに経営者の業績に対する責任の範囲も異なることが指摘できる。部分的公正価値評価における利益計算の根底には、「経営者の将来〔キャッシュ・フロー〕に関する期待」（草野[2005], p.99）を反映させるべきであるという考え方が据えられている。その結果、稼得利益が「経営者が下した判断の良否を表現する尺度」（佐藤[2003d], p.42）として位置付けられ、「利益の多寡に関する責任も経営者が負うことになる」（佐藤[2003d], p.42）と解される。しかし、包括利益は、「企業の全体に関して当期中に生じたすべての事象に起因した純資産増減額」（佐藤[2001], p.23）として位置付けられ、経営者は、市場における価格変化などに起因する純資産増減額について「自分が意思決定することでコントロールできるわけではないとして経営者は自分の成果（業績）とは無関係と主張する」（佐藤[2003b], p.69）ことになると解される。

これに対して、包括的公正価値評価では、「将来〔キャッシュ・フロー〕の金額に関する市場参加者の期待」（FASB[2004], par.7）が、資産測定を通じて、利益計算にも反映されると解される。したがって、そこで計算される利益は、「企業の富の増加の尺度」（FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58）であり、本来は「企業ないし経営者の業績の尺度」（FASB[1976], par.46, 津守監訳, p.58）とはみなされない。しかし、包括的公正価値評価では「経営者の責任の範囲を広く捉える」（佐藤[2003d], p.42）こととなり、「〔金融〕資産の取得、売却および〔金融〕負債の発生、決済ならびに〔金融〕資産の継続保有または〔金融〕負債の継続負担に関する経営者の意思決定」（Willis[1998], p.15）について、経営者は業績に対して責任を負うことが求められ、その結果、「経営者は企業に対して生じたすべての財務的影響に対して責任」（佐藤[2003d], p.42）を負うことが求められると解される。

結 章

本研究では、金融商品の公正価値評価の二形態、すなわち部分的公正価値評価と包括的公正価値評価について、会計の枠組みおよび利益観の観点から分析し、その理論的基礎を究明した。本章では、本研究の総括を行う。

本研究は、会計の枠組みを「会計責任説」と「意思決定説」とに区別し、また利益観を「収益費用利益観」と「資産負債利益観」に区別している。この会計の枠組みと利益観は、相互に独立しているのではなく、それぞれの会計の枠組みにおける利益計算構造とそれぞれの利益観に基づく利益計算構造は共通性を有しており、このような視点から分析すると会計責任説と収益費用利益観との間、意思決定説と資産負債利益観との間にそれぞれ一定の関係性が見出せると解される。

すなわち、会計責任説では、会計責任の履行を目的とし、企業の各種利害関係者間の利害を調整するために、株主から提供された資本の管理運用の成果としての利益計算が会計の中心的な課題となり、そこにおける会計情報には、検証可能性ないし客観性が求められる。このような会計の目的、中心課題の観点から、取得原価主義に基づく利益計算が導き出される。

また、収益費用利益観のもとでは、利益は企業ないし経営者の業績の尺度と捉えられ、利益計算プロセスは収益の実現と収益・費用の対応として記述される。そして、収益費用利益観では、収益・費用が支配的概念となり、資産・負債の測定は、利益測定プロセスによって規定される。このような利益の定義ないし性格、利益計算プロセスの観点から、当該利益観を基礎とした場合には、期間損益の認識について発生主義会計を採用し、またその測定について収支主義会計を採用する利益計算構造が想定される。

以上の検討から、会計責任説と収益費用利益観は、利益認識における実現基準および資産測定に係る取得原価基準を接点として結び付くと解されるのである。

一方、意思決定説では、情報利用者に対する経済的意思決定のために有用な情報の提供を会計の目的とし、当該意思決定に役立つ情報の提供が求められる。このような会計目的の観点から、資産・負債の測定において、積極的に時価ないし割引現在価値が採用される。

また、資産負債利益観では、利益は企業の富の増加の尺度と捉えられ、利益計算プロセスは資産・負債の変動に関連付けられて記述される。そして、資産の定義を企業の経済的資源の財務的表現とする観点から、資産の測定属性は、キャッシュ・インフローの大きさを示す測定属性を採用することが望ましいと解され、原理的には時価、特に将来キャッシュ・フローの割引現在価値が選択されると解される。

以上の検討から、意思決定説と資産負債利益観は、資産・負債の測定属性を接点として結び付くと解されるのである。しかし、意思決定説のもとでも、資産負債利益観に基づく利益概念の計算過程として収益費用利益観に基づく利益概念を中間的構成要素として組み込むことは可能であると解され、それは、意思決定説における会計の目的である情報利用者に対する経済的意思決定のために有用な情報として、いかなるものを想定するかによると解される。

本研究の出発点として、会計の枠組みとしての会計責任説および収益費用利益観に基づく利益計算構造と金融資産の公正価値評価との関係を検討している。上述のように、会計の枠組みとしての会計責任説および収益費用利益観に基づく利益計算構造を想定する場合、資産の測定属性は歴史的原価が導き出されると解され、金融資産の公正価値評価は、このような会計の枠組みおよび利益観とはなじまないものであると解される。そのため、金融資産の公正価値評価の理論的基礎として、会計の枠組みとしての意思決定説の採用、さらには資産負債利益観に基づく利益計算構造の採用が求められると解される。

次に、本研究は、会計の枠組みと利益観を分析のフレームワークとして、公正価値評価の二形態、すなわち部分的公正価値評価と包括的公正価値評価の理論的基礎を分析している。その分析に先立って、公正価値評価の基礎となる公正価値概念の内容を明らかにする必要があるため、これを検討している。そのうえで、本研究は、公正価値評価の各形態と会計の枠組みないし利益観との関連性を、資産測定および評価差額の処理の各観点から検討しているのである。検討の結果を要約すれば、以下のとおりである。

(1) 公正価値概念

公正価値概念は、市場価格を中心とする概念であり、将来キャッシュ・フローに関する市場参加者の期待が重視される。そして、このような市場価格を基礎とした公正価値概念は、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を反映した測定値として、資産および負債の経済的特徴に関する表現上の忠実性を備えた会計情報であり、その意味で投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的に貢献することが期待される。

(2) 公正価値評価の二形態と会計の枠組み

部分的公正価値評価と包括的公正価値評価のいずれも、投資家および債権者の経済的意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的から導き出されるものであり、会計の枠組みとしての意思決定説を理論的基礎とするものであるが、両者は、当該意思決定に有用であるとみなされる情報の観点で相違することを指摘している。部分的公正価値評価では、将来キャッシュ・フローに関する市場参加者の評価を反映した情報と解される公正価値は、

経営者の保有意図に基づいて一部の金融資産の測定に限定して適用され、金融資産の測定全体としては、経営者の保有意図に基づく将来キャッシュ・フローに関する情報が有用であるとみなされる。これに対して、包括的公正価値評価では、将来キャッシュ・フローの市場参加者の評価に基づく情報が有用な情報とみなされるのである。

(3) 公正価値評価の二形態と利益計算構造

部分的公正価値評価と包括的公正価値評価では、利益計算構造が相違することを指摘している。部分的公正価値評価では、評価差額の処理に適用される方法に応じて、収益費用利益観に基づく利益計算構造、あるいは収益費用利益観に基づく利益概念（稼得利益）が資産負債利益観に基づく利益概念（包括利益）の中間的構成要素として位置付けられる利益計算構造となると解される。これら 2 つの場合に共通するのは、収益費用利益観に基づく稼得利益を採用している点であり、その利益認識において実現ないし実現可能性を考慮することにより、一定の水準の不確実性ないしボラティリティをこえる評価差額の当期利益（稼得利益）への計上が回避されることになると解される。

これに対して、包括的公正価値評価では、利益計算プロセスおよび資産測定と収益・費用の認識・測定の関係から、資産負債利益観に基づく利益計算構造が採用されると解される。包括的公正価値評価では、経営者の保有意図に基づく利益認識の追加的な要件が考慮されることなく、収益費用利益観に基づく利益概念（稼得利益）が資産負債利益観に基づく利益概念（包括利益）の中間的構成要素として組み込まれることはない。包括的公正価値評価における利益には、部分的公正価値評価で稼得利益に計上されない金融商品の評価差額も含まれており、当該利益は一定の水準をこえる不確実性ないしボラティリティを伴うこととなると解される。

(4) 公正価値評価の二形態と利益の性格

部分的公正価値評価と包括的公正価値評価では、そこで計算される利益の性格が相違し、さらに経営者の業績に対する責任の範囲も異なることを指摘している。部分的公正価値評価における利益計算の根底には、経営者の将来キャッシュ・フローに関する期待を反映させるべきであるという考え方が据えられている。その結果、稼得利益が企業ないし経営者の業績の尺度として位置付けられ、経営者は当該利益に関して責任を負うことになると解される。しかし、包括利益は、当期中の取引その他の事象および環境要因からもたらされる純資産増減額として定義され、経営者は、市場における価格変化などに起因する純資産増減額について自分が意思決定することでコントロールできるわけではないとして、経営者の業績とは無関係であると主張されることになると解される。

これに対して、包括的公正価値評価では、将来キャッシュ・フローの金額に関する市場

参加者の期待が、資産測定を通じて、利益計算にも反映されると解される。したがって、そこで計算される利益は、企業の富の増加の尺度であり、本来は企業ないし経営者の業績の尺度とはみなされない。しかし、包括的公正価値評価では、経営者の責任の範囲を広く捉えることとなり、金融資産の取得、売却および金融資産の継続保有に関する経営者の意思決定について、経営者は業績に対して責任を負うことが求められ、その結果、経営者は企業に対して生じたすべての財務的影響に対して責任を負うことが求められ、その意味では包括的公正価値評価における利益は、企業ないし経営者の業績の尺度としての性格も付与されると解される。

【引用・参考文献】

1. American Accounting Association Financial Accounting Standards Committee (AAA) [2000a], Response to the Special Report of the G4+1, “Reporting Financial Performance: A Proposed Approach”, *Accounting Horizons*, Vol.14 No.3 (September 2000), pp.365-379.
2. American Accounting Association Financial Accounting Standards Committee (AAA) [2000b], “Response to the FASB Preliminary Views: Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value”, *Accounting Horizons*, Vol.14 No.4 (December 2000), pp.501-508.
3. American Accounting Association Financial Accounting Standards Committee (AAA) [2002], Ryan, S. G., R. H. Herz, T. E. Iannacconi, L. A. Maines et al, “Reporting fair value interest and value changes on financial instruments”, *Accounting Horizons*, Vol.16 No.3 (September 2002), pp.259-267.
4. Association for Investment Management and Research (AIMR) [1993], *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*, Charlottesville, AIMR Publications Sales Department. (八田進二・橋本尚共訳『投資管理調査協会 21世紀の財務報告』白桃書房, 2001年。)
5. Barth, M. E. and W. R. Landsman [1995], “Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting”, *Accounting Horizons*, Vol.9 No.4 (December 1995), pp.97-107.
6. Beresford, D. R., L. T. Johnson and C. L. Reither [1996], “Is a Second Income Statement Needed?”, *Journal of Accountancy*, Vol.181 No.4 (April 1996), pp.69-72.
7. Cerans, K. et al. [1999], *Reporting Financial Performance: A Proposed Approach*, FASB.
8. Crooch, G. M. and W. S. Upton [2001], “Credit Standing and Liability Measurement”, *Understanding the Issues*, Volume 4, Series 1, FASB, June 2001. (澤悦男・佐藤真良「<連載>FASB 概念フレームワークの論点⑤・完 信用度と負債の測定」『企業会計』第54巻第11号, 2002年11月, 105-113頁。)
9. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1976], *Discussion Memorandum, An Analysis Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurements*, December 1976. (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年。)
10. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1978], *Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社, 2002年。)

11. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1980], *Statement of Financial Accounting Concepts No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社, 2002年。)
12. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1984], *Statement of Financial Accounting Concepts No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社, 2002年。)
13. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985], *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements*, December 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社, 2002年。)
14. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1993], *Statement of Financial Accounting Standards No.115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, May 1993. (日本公認会計士協会国際委員会訳。)
15. Financial Accounting Standard Board (FASB) [1997], *Statement of Financial Accounting Standards No.130, Reporting Comprehensive Income*, June 1997. ((財)企業財務制度研究会・包括利益研究委員会訳「財務会計基準書第130号『包括利益の報告』(和訳)」『包括利益をめぐる論点』付録2所収, 1998年8月。)
16. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1998], *Statement of Financial Accounting Standards No.133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, June 1998. (日本公認会計士協会国際委員会訳。)
17. Financial Accounting Standards Board (FASB) [1999], *PRELIMINARY VIEWS on major issues related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*, December 1999.
18. Financial Accounting Standards Board (FASB) [2000], *Statement of Financial Accounting Concepts No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社, 2002年。)
19. Financial Accounting Standards Board (FASB) [2004], *FASB Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Fair Value Measurements*, June 2004.
20. Foster, J. M. and W. S. Upton [2001a], "The Case for Initially Measuring Liabilities at Fair Value", *Understanding the Issues*, Volume 2, Series 1, FASB, May 2001. (澤 悦男・佐藤真良「<連載>FASB 概念フレームワークの論点③ 公正価値による負債の当初測定」『企

- 業会計』第54巻第8号, 2002年8月, 120-124頁。)
21. Foster, J. M. and W. S. Upton [2001b], "Measuring Fair Value", *Understanding the Issues*, Volume 3, Series 1, FASB, June 2001. (澤悦男・佐藤真良「<連載>FASB概念フレームワークの論点④ 公正価値の測定」『企業会計』第54巻第10号, 2002年10月, 70-79頁。)
 22. International Accounting Standards Committee (IASC) [1995], International Accounting Standard 32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation, June 1995, in *International Accounting Standards 1997*, ed. by IASC, London, pp.551-600. (日本公認会計士協会国際委員会『国際会計基準審議会 国際会計基準書 2001』同文館出版, 2001年。)
 23. International Accounting Standards Committee (IASC) [1997], *Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, March 1997. (日本公認会計士協会訳『金融資産及び負債の会計処理』1997年。)
 24. International Accounting Standards Board (IASB) [2005], International Accounting Standard 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement, in *International Reporting Standards (IFRSs) 2005*, ed. by IASB, London, pp.1657-1939. (企業会計基準委員会訳『国際会計基準審議会 国際財務報告基準書 (IFRSs) 2004』雄松堂出版, 2005年。)
 25. Johnson L. T. and R. J. Swieringa [1996], "Anatomy of an Agenda Decision: Statement No.115", *Accounting Horizons*, Vol.10 No.2 (June 1996), pp.149-179.
 26. Joint Working Group of Standard-setters [2000], *Financial Instruments and Similar Items*, December 2000. (日本公認会計士協会訳『金融商品及び類似項目』2001年。)
 27. Schroeder, R. G. and M. W. Clark [1997], *Accounting Theory: Text and Reading*, 6th ed., New York, John Wiley & Sons, Inc., 1997. (加古宜士・大塚宗春監訳『財務会計の理論と応用』中央経済社, 2004年。)
 28. Storey, R. K. and S. Storey [1997], *SPECIAL REPORT, The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, December 1997. ((財)企業財務制度研究会訳『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社, 2001年。)
 29. Trott, E. W. and W. S. Upton [2001], "Expected Cash Flows", *Understanding the Issues*, Volume 1, Series 1, FASB, May 2001. (澤悦男・佐藤真良「<連載>FASB概念フレームワークの論点② 期待キャッシュ・フローについて」『企業会計』第54巻第7号, 2002年7月, 123-132頁。)
 30. Willis, D. W. [1998], "Financial Assets and Liabilities - Fair Value or Historical Cost?", *FASB Viewpoints*, 1998.

31. Wyatt, A. R. [1991], "The SEC Says : Mark to Market", *Accounting Horizons*, Vol.5 No.1 (March 1991), pp.80-84.
32. 赤城諭士[2003]「財務業績報告を巡るイギリスの議論」(佐藤信彦編著『業績報告と包括利益』白桃書房), 第20章所収, 160-172頁。
33. 赤城諭士[2005]「包括利益会計」(日本会計研究学会スタディ・グループ最終報告書『会計利益計算の構造と論理に関する総合研究』(主査)長崎大学上野清貴教授, 2005年9月), 第4部第4章所収, 217-229頁。
34. 石川純治[2000]『時価会計の基本問題』中央経済社。
35. 井尻雄士[1976]『会計測定の理論』東洋経済新報社。
36. 浦崎直浩[2002]『公正価値会計』森山書店。
37. 企業会計基準委員会・基本概念ワーキング・グループ[2004], 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』2004年7月。
38. 古賀智敏[1996]『デリバティブ会計』森山書店。
39. 古賀智敏[1997]「ヘッジ会計の新展開——FASB 公開草案の特徴と問題点——」『税経通信』第52巻第2号, 1997年2月, 25-34頁。
40. 古賀智敏[2000]「金融商品と公正価値会計」『會計』第157巻第1号, 2000年1月, 18-36頁。
41. 古賀智敏[2003]『ファイナンス型会計の探究』中央経済社。
42. 草野真樹[2005]『利益計算論』森山書店。
43. (財)企業財務制度研究会・米国財務会計基準(金融商品)研究委員会報告[1995]『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向——基準の背景と概要——(上巻)』(財)企業財務制度研究会。
44. 佐藤信彦[1998]「包括利益(その他の包括利益)の構成要素」((財)企業財務制度研究会・包括利益研究委員会報告『包括利益をめぐる論点』), 第4章所収, 122-180頁。
45. 佐藤信彦[2001]「包括利益概念と利益観」『企業会計』第53巻第7号, 2001年7月, 18-24頁。
46. 佐藤信彦[2003a,b,c]「会計時評 業績報告と利益観 [1]・[2]・[3]」『企業会計』第55巻第1号, 2003年1月, 116-117頁, 第55巻第2号, 2003年2月, 68-69頁, 第55巻第3号, 2003年3月, 68-69頁。
47. 佐藤信彦[2003d,e,f]「業績報告:その議論の動向と問題点<1>・<2>・<3>」『週刊 経営財務』第2631号, 2003年7月14日, 40-46頁, 第2632号, 2003年7月21日, 14-17頁, 第2633号, 2003年7月28日, 22-29頁。

48. 佐藤信彦・渡辺雅雄[2003]「財務業績報告を巡る IASB の動向」(佐藤信彦編著『業績報告と包括利益』白桃書房), 第 22 章所収, 188-202 頁。
49. 醍醐聰[1995]「未履行契約の貸借対照表能力」『税経セミナー』第 40 巻第 13 号, 1995 年 8 月, 4-10 頁。
50. 高須教夫[1997]「アメリカ会計の動向—FASB 概念フレームワークにおける利益観をめぐる展開」(黒田全紀編著『会計の国際的動向』同文館), 第 2 章所収, 39-52 頁。
51. 武田隆二[1967]「時価主義と資本維持論との関連」『企業会計』第 19 巻第 3 号, 1967 年 2 月, 81-91 頁。
52. 田中建二[1999]『時価会計入門』中央経済社。
53. 田中建二[2003]「金融リスクの会計の論点」(醍醐聰責任編集・田中建二編著『クローズアップ現代会計 3 金融リスクの会計』東京経済情報出版) 第 1 章所収, 3-17 頁。
54. 辻山栄子[1998a]「包括利益をめぐる議論の背景 (アメリカ)」(包括利益研究委員会報告『包括利益をめぐる論点』, 1998 年 8 月) 第 1 章所収, 3-42 頁。
55. 辻山栄子[1998b]「包括利益をめぐる議論の背景 (イギリス)」(包括利益研究委員会報告『包括利益をめぐる論点』, 1998 年 8 月) 第 2 章所収, 43-63 頁。
56. 辻山栄子[2001]「会計測定と時価の諸概念」『COFRI ジャーナル』第 42 号, 2001 年 3 月, 80-96 頁。
57. 辻山栄子[2002a]「利益の概念と情報価値(1)—実現の考え方—」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社), IX-1 章所収, 349-374 頁。
58. 辻山栄子[2002b]「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」『會計』第 161 巻第 3 号, 2002 年 3 月, 24-36 頁。
59. 辻山栄子[2003]「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『會計』第 163 巻第 2 号, 2003 年 2 月, 63-80 頁。
60. 辻山栄子[2005]「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」(斎藤静樹編著『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社), 第 2 部第 6 章所収, 104-121 頁。
61. 津守常弘[2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
62. 徳賀芳弘[2002]「有価証券の全面的公正価値評価と比較可能性」『JICPA ジャーナル』第 562 号, 2002 年 5 月, 50-55 頁。
63. 徳田行延[2000]「取引概念の拡張——金利スワップ取引を手がかりとして——」『産業經理』第 59 巻第 4 号, 2000 年 1 月, 107-114 頁。
64. 藤井秀樹[2004]「原価主義と時価評価」『企業会計』第 56 巻第 1 号, 2004 年 1 月, 33-41

頁。

65. 宮田慶一・吉田慶太[2002]「金融商品の全面的公正価値評価を巡る理論的論点の整理」IMES Discussion Paper Series 2002-J-7, 日本銀行金融研究所, 2002年7月。
66. 森川八洲男[1995]「原価主義会計の展開方向—英米の「基準書」を手がかりとして—」『JICPA ジャーナル』第7巻第7号, 1995年7月, 53-59頁。
67. 森川八洲男[1996]「保有利得の認識問題—FASB『財務会計概念報告書』を中心として」(『山榊忠恕先生 十三回忌追悼論文集』税務経理協会), 第1章所収, 5-23頁。
68. 森川八洲男[2000]「時価評価差額の性格と処理—FASBの取組みを中心として—」『明治大学商学論叢』明治大学商学研究所, 第82巻第2号, 2000年1月, 149-165頁。
69. 森川八洲男[2001]「金融商品包括的時価評価の構想—JWG「基準案」の公開に寄せて」『企業会計』第53巻第5号, 2001年5月, 4-12頁。
70. 森川八洲男[2005]『体系 財務諸表論』中央経済社。
71. 八重倉孝[2003]「IASB『業績報告プロジェクト』の問題点」『JICPA ジャーナル』第531号, 2003年2月, 33-36頁。
72. 渡辺雅雄[2001]「有価証券の評価と経営者の保有意図—米国基準と日本基準を手がかりとして—」『明治大学大学院商学研究論集』第15号, 2001年9月, 517-533頁。
73. 渡辺雅雄[2002a]「米国における金融商品の公正価値評価の展開—1999年FASB予備的見解をてがかりとして—」『明治大学大学院商学研究論集』第16号, 2002年2月, 421-434頁。
74. 渡辺雅雄[2002b]「米国におけるデリバティブ会計に関する一考察—デリバティブの損益認識を中心として—」『明治大学大学院商学研究論集』第17号, 2002年9月, 483-500頁。
75. 渡辺雅雄[2003a]「金融負債の測定と報告エンティティの信用状態—FASB概念報告書第7号をてがかりにして—」『明治大学大学院商学研究論集』第18号, 2003年2月, 333-348頁。
76. 渡辺雅雄[2003b]「業績報告をめぐる国際的動向—G4+1及びIASBの動向を手掛りとして—」『明治大学大学院商学研究論集』第19号, 2003年9月, 193-214頁。